



第 722 号

発行所 新潟市役所
新潟市学校町通1番町602番地1
発行人 新潟市長 篠田 昭
毎月 15日 発行
(発行定日が休日に当
たるときは繰り下げ)
印刷所 長谷川印刷
新潟市小針1丁目11番8号
金3,320円(税込)

目 次

条 例

1 新潟市一般と畜場の構造設備の基準に関する条例	4
2 新潟市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例	4
3 都市計画法施行令第31条ただし書の規定に基づき開発行為につき定める面積等に関する条例	5
4 新潟市身体障害者デイサービスセンター条例	6
5 新潟市立明生園条例の一部を改正する条例	6
6 新潟市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	7
7 新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例の一部を改正する条例	7
8 新潟市事務分掌条例の一部を改正する条例	8
9 新潟市特別会計条例の一部を改正する条例	8
10 新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
11 新潟市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	8
12 新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
13 新潟市教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	9
14 新潟市水道ガス事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例	9
15 新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9
16 新潟市旅費条例の一部を改正する条例	9
17 新潟市手数料条例の一部を改正する条例	9
18 新潟市美術館条例の一部を改正する条例	10
19 新潟市国民健康保健条例の一部を改正する条例	10
20 新潟市介護保険条例の一部を改正する条例	11
21 新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条	

例	12
22 新潟市健康増進法に基づく指導及び助言を行うための届出及び報告の徴収に関する条例	12
23 新潟市工業振興条例の一部を改正する条例	13
24 新潟市屋外広告物条例の一部を改正する条例	13
25 新潟市体育施設条例の一部を改正する条例	13
26 新潟市地域下水道条例の一部を改正する条例	13
27 新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例	14
28 新潟市地区事務所設置条例の一部を改正する条例	14
29 新潟市農業委員会の部会の定数条例の一部を改正する条例	14
30 新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例	15

規 則

6 新潟市居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給にかかる規則	15
7 新潟市下水道条例施行規則の一部を改正する規則	27
8 新潟市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書に規定する区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則	27
9 新潟市立看護専門学校奨学金貸与条例施行規則及び新潟市立看護専門学校学則を廃止する規則	27
10 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則	28
11 新潟市表彰条例施行規則等の一部を改正する規則	35
12 新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則	35

13	新潟市職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	36
14	新潟市行政組織規則の一部を改正する規則	36
15	新潟市黒埼支所組織規則の一部を改正する規則	38
16	新潟市市民病院組織規則の一部を改正する規則	39
17	新潟市事務委任規則の一部を改正する規則	41
18	新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	41
19	旅館業法施行細則の一部を改正する規則	41
20	新潟市身体障害者デイサービスセンター条例施行規則	42
21	新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例施行規則の一部を改正する規則	42
22	新潟市旅費条例施行規則の一部を改正する規則	43
23	新潟市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則	43
24	新潟市美術館条例施行規則の一部を改正する規則	43
25	新潟市都市計画法施行細則の一部を改正する規則	43
26	新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	44
27	新潟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	44
28	新潟市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	47
29	新潟市保健所条例施行規則の一部を改正する規則	50
30	新潟市妊産婦及び乳幼児医療費助成規則の一部を改正する規則	50
31	新潟市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	51
32	新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則	57
33	新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則	57
34	農事組合法人に関する事務施行細則の一部を改正する規則	58
35	新潟市公印規則の一部を改正する規則	59
36	新潟市知的障害者援護施設負担金徴収規則の一部を改正する規則	60
37	新潟市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	60
38	新潟市身体障害者更生援護施設費用徴収規則の一部を改正する規則	61

39	新潟市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	61
40	新潟市衛生試験所条例施行規則の一部を改正する規則	67
41	新潟市財務規則の一部を改正する規則	67

訓 令

1	新潟市事務専決規程の一部を改正する規程	68
2	新潟市総合計画策定委員会等の一部を改正する規程	72
3	新潟市黒埼支所事務専決規程の一部を改正する規程	73
4	新潟市病院事業事務専決規程の一部を改正する規程	73

告 示

54	指定居宅支援事業者の指定について	74
55	指定居宅支援事業者の指定について	74
56	指定居宅支援事業者の指定について	74
57	一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約又は解除について	74
58	予算の要領について	74
59	公示送達書	83
60	住民票の職権消除について	83
61	放置自転車等の撤去、保管について	83
62	新潟市収納代理金融機関の変更について	84
63	公示送達書	84
64	公示送達書	84
65	新潟市農用地利用集積計画について	84
66	計量器定期検査の実施について	84
67	公共下水道の供用開始について	84
68	公共下水道の処理開始について	84
69	市道区域の変更について	85
70	市道の供用開始について	85
71	更生医療担当医療機関の指定等について	85
72	公示送達書	85
73	電線共同溝整備道路の指定について	85
74	身体障害者福祉法による医師の指定および辞退について	85
75	公示送達書	87
76	公示送達書	87
77	公示送達書	87
78	公示送達書	87
79	指定居宅支援事業者の指定について	87
80	指定居宅支援事業者の指定について	87
81	新潟市受水そう以下装置の構造基準及び維持管理指導要綱の全部改正について	87
82	新潟市収納代理金融機関の指定取消しについて	93

83	市道区域の変更について	93
84	市道の供用開始について	93
85	認可地縁団体の告示変更	93
86	予算の要領について	94
87	公示送達書	119
88	公示送達書	119
89	放置自転車等の撤去、保管について	119
90	指定居宅支援事業者の指定について	120
91	指定居宅支援事業者の指定について	120
92	指定居宅支援事業者の指定について	120
93	生活保護法による介護機関の指定申請について	120
94	生活保護法による介護機関の廃止届について	120
95	生活保護法による介護機関の変更について	120
96	生活保護法による医療機関の指定申請について	121
97	生活保護法による医療機関の廃止届について	121
98	生活保護法による医療機関の変更について	121
99	新潟地区広域清掃事務組合の共同処理する事務の変更及び新潟地区広域清掃事務組合規約の変更について	121
100	都市公園の区域変更及び供用開始について	122

教育委員会規則

2	新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則	122
3	新潟市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則	123
4	新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則	124
5	新潟市立沼垂高等学校学則の一部を改正する規則	124
6	新潟市立高志高等学校学則の一部を改正する規則	124
7	新潟市立明鏡高等学校学則等の一部を改正する規則	125
8	新潟市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	126

教育長訓令

1	新潟市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	126
2	新潟市教育委員会被服類貸与規程の一部を改正する規程	126

選挙管理委員会告示

8	選挙人名簿からの抹消について	127
---	----------------	-----

9	直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数	127
---	-------------------------	-----

監査委員公表

9	包括外部監査の公表	127
---	-----------	-----

農業委員会公示

6	3月農地部会特別委員会の招集について	169
7	3月定例農地部会の招集について	169
8	新潟市農業委員会第56回定期総会の招集について	169
9	3月農地部会特別委員会の招集について	169

水道局管理規程

1	新潟市水道局旅費規程等の一部を改正する規程	170
2	新潟市黒埼地区ガス供給条例施行規程等を廃止する規程	173
3	新潟市水道局事務専決規程の一部を改正する規程	173
4	新潟市水道事業固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程	175
5	新潟市給水条例施行規程の一部を改正する規程	175
6	新潟市水道局ガス事業清算事務の執行に関する規程	175
7	新潟市水道局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程	176
8	新潟市水道局分課規程の一部を改正する規程	177

水道局告示

7	新潟市水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について	177
8	新潟市水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について	177

職員共済組合公告

9	新潟市職員共済組合定款の一部変更について	177
---	----------------------	-----

辞 令

市長事務局	178
議 会 事 務 局	183
教 育 委 員 会	183
選挙管理委員会	185
監査委員事務局	185
農 業 委 員 会	185
消 防 局	185
水 道 局	186

条 例

新潟市一般と畜場の構造設備の基準に関する条例をここに公布する。

平成15年 3 月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第1号

新潟市一般と畜場の構造設備の基準に関する条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「政令」という。）第1条第11号の規定に基づき一般と畜場の構造設備の基準を定めるものとする。

(構造設備の基準)

第2条 政令第1条第11号の規定に基づき定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 1日に牛馬5頭以上及び豚5頭以上又は豚、^{とく}犢(生後1年未満の牛をいう。)、めん羊及び山羊50頭以上をと殺すると畜場にあつては、大動物と室及び小動物と室に区分すること。
- (2) と畜場の周囲には、塀を設け、外部から見通すことができないようにすること。
- (3) 検査員事務室があること。
- (4) 更衣室及び浴室があること。
- (5) と畜場の規模に応じ、熱湯を豊富に供給できる設備があること。
- (6) 獣畜及び枝肉を運搬する用具を洗浄する次の構造設備があること。
 - ア 排水良好なコンクリート張りの床
 - イ 飲用に適する洗浄用の水を豊富に供給できる設備

2 前項の基準については、土地の状況その他特別な事情により市長が必要と認めるときは、これによらないことができる。

附 則

この条例は、平成15年 4 月1日から施行する。

新潟市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例をここに公布する。

平成15年 3 月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第2号

新潟市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）に基づき、旅館業の施設の構造設備の基準を定めるものとする。

(ホテル営業及び旅館営業の基準)

第2条 政令第1条第1項第11号及び第2項第10号の規定による構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 客の出入りを容易に見通すことができる場所に設けられていること。
 - イ 受付台は、宿泊手続等をとるのに十分な広さを有し、客との面接に適した構造であること。
 - ウ 玄関帳場の内側にあつて、受付台から適当な距離を隔てて客室のかぎ等を保管する設備を設けること。
- (2) 客を応接し、又は客が自由に出入りできるロビー又はこれに代わるべき場所を有すること。
- (3) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 自然光線を十分に採り入れることができる窓を設けること。
 - イ 和式の構造設備による客室（以下「和室」という）と他の和室、廊下等とは壁、ふすま、板戸その他これらに類するものを用いて区画すること。
 - ウ 和室と他の和室とを区画するふすま、板戸その他これらに類するものは、かぎをかけることができるものであること。
- (4) 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）及び脱衣室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 浴室等及び脱衣室は、壁等で区画され、外部から見通すことができない構造であること。
 - イ 浴室等の床は、不浸透性の材料で造られるとともに、汚水を停滞させることなく排出することができる構造であること。
 - ウ 浴室内には、上り湯の設備を設けること。
 - エ 共同用の浴室等及びこれに付設する脱衣室は、収容定員に応じた適当な広さを有すること。
 - オ 熱気室、蒸し室等は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 適当な位置に換気口を設けること。
 - (イ) 入浴者の見やすい位置に利用の基準となる温度及び湿度を表示し、内部の入浴者の見やすい位置に温度計及び湿度計を備えること。
 - (ウ) 適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。
 - (エ) 入浴者の見やすい位置に禁忌症その他入浴者

が注意すべき事項を表示すること。

- (5) 温泉を利用する共同用の浴室には、女性専用のものがあること。
- (6) 共同用の洗面設備には、収容定員に応じた適当な数の給水栓を設けること。
- (7) 便所は、次の要件を満たすものであること。
- ア 流水式手洗い設備を設けること。
- イ 共同用の便所には、次の表の左欄に掲げる収容定員（便所を付設する客室の収容定員を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の便器を備え付けること。

収容定員	便器数	
	大便器	小便器
10人以下	2個	1個
11人以上20人以下	3個	2個
21人以上30人以下	4個	3個
31人以上40人以下	5個	4個
41人以上50人以下	6個	5個
51人以上60人以下	7個	6個
61人以上84人以下	8個	7個
85人以上	大便器8個及び小便器7個に、84人を超える15人までごとに大便器又は小便器1個を加算した数	

ウ 旅館営業の施設に設ける共同用の便所には、男子用及び女子用の区別があること。

- (8) 食堂は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さを有すること。
- (9) 収容定員以上の数の寝具を備えること。
- (10) 寝具を収納する押し入れ又はこれに代わるべき保管室を設けること。

（簡易宿所営業の基準）

第3条 政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号から第6号まで、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに定める基準に適合すること。
- (2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区別があること。
- (3) 階層式寝台は2層までとし、その幅は0.9メートル以上、長さは1.85メートル以上であること。
- (4) 階層式寝台を2台以上設ける場合は、階層式寝台相互の間隔は1メートル以上であること。
- (5) 客室の床面積は、4.8平方メートル以上であること。

（下宿営業の基準）

第4条 政令第1条第4項第5号の規定による構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第3号から第6号まで、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに定める基準に適合すること。
- (2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区別があること。
- (3) 客室の数は、3室以上であること。
- (4) 客室の床面積は、7平方メートル以上であること。

（季節的に利用される施設等の営業の基準）

第5条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。）第5条第1項各号に掲げる施設に係る政令第1条第1項第11号、第2項第10条及び第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第2号から第6号まで、第7号ア及び第8号から第10号まで並びに第3条第3号及び第4号に定める基準に適合すること。
- (2) 共同用の便所には、収容定員（便所を付設する客室の収容定員を除く。）10人までごとに、大便器及び小便器各1個を備え付けること。
- (3) 客室の数は、2室以上であること。
- (4) 客室の床面積は、6.6平方メートル以上であること。

（基準の緩和等）

第6条 施設の構造設備が第2条から第4条まで及び前条第1号に定める基準により難しい場合で、公衆衛生上支障ないと市長が認めるときには、これらの基準を緩和し、又は適用しないことができる。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

都市計画法施行令第31条ただし書の規定に基づき開発行為につき定める面積等に関する条例をここに公布する。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第3号

都市計画法施行令第31条ただし書の規定に基づき開発行為につき定める面積等に関する条例（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第31条ただし書の規定に基づき、開発行為につき、区域、目的又は種別及び面積（以下「面積等」という。）を定めるものとする。（面積等）

第2条 政令第31条ただし書の規定に基づき定める面積

等は、次のとおりとする。

区 域	開発行為の目的又は種別	面 積
新潟市全域	産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与するもの	5ヘクタール

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

新潟市身体障害者デイサービスセンター条例をここに公布する。

平成15年3月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第4号

新潟市身体障害者デイサービスセンター条例

(設 置)

第1条 身体障害者の自立の促進、生活の質の向上等を図るため、新潟市身体障害者デイサービスセンター(以下「センター」という。)を新潟市八千代1丁目3番1号に設置する。

(事業の内容)

第2条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 入浴
- (2) 食事の提供
- (3) 創作的活動
- (4) 機能訓練
- (5) 介護方法の指導
- (6) 社会適応訓練
- (7) 更生相談
- (8) レクリエーション
- (9) 送迎
- (10) その他市長が必要と認める事業

(利用対象者)

第3条 センターを利用することができる者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第17条の5第2項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けた者とする。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、センターの利用を制限することができる。

- (1) センターを利用しようとする者又は利用している者(次号において「利用者等」という。)が疾病又は負傷のため、病院での入院治療が必要と認められる場合
- (2) 利用者等が感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。)にかかり、感染症がまん延するおそれがあると

認められる場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理運営上支障があると認められる場合

(管理の委託)

第5条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、財団法人新潟市福祉公社(以下「管理受託者」という。)に管理を委託する。

(利用料金)

第6条 センターを利用する者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を管理受託者に支払わなければならない。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第4項の規定により管理受託者の収入とする。

3 利用料金の額は、法第17条の4第2項第2号の規定により別に市長が定める基準により算定した額とする。

(委 任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

新潟市立明生園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第5号

新潟市立明生園条例の一部を改正する条例

新潟市立明生園条例(昭和59年新潟市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(入園及び短期入所)

第2条 明生園に入園できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第15条の12第2項の規定により施設訓練等支援費の支給の決定を受けた者
- (2) 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号。以下「社会福祉事業法等改正法」という。)附則第18条第1項の規定により施設支給決定知的障害者とみなされた者
- (3) 法第16条第1項第2号の規定により措置された者

2 明生園で実施する短期入所事業(法第4条第9項に規定する知的障害者短期入所事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)第6条の2第9項に規定する児童短期入所事業をいう。以下同じ。)を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 法第15条の6第2項又は児福法第21条の11第2項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けた者

(2) 法第15条の32第1項又は児福法第21条の25第1項の措置に係る者

第3条の見出し中「入園」を「利用」に改め、同条中「に入園させない」を「を利用させない」に、「に入園しよう」を「を利用しよう」に改める。

第4条第1号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加える。

第5条の見出しを「(指導等)」に改め、同条中「入園者」を「利用者(明生園に入園し、又はその短期入所事業を利用している者をいう。以下同じ。)」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(費用の徴収)

第6条 市長は、利用者又はその扶養義務者から次に掲げる費用を徴収する。

(1) 入園に係る費用 法第15条の11第2項第2号又は社会福祉事業法等改正法附則第18条第2項第2号の規定により、別に市長が定める基準により算定した額

(2) 短期入所事業の利用に係る費用 法第15条の5第2項第2号又は児福法第21条の10第2項第2号の規定により、別に市長が定める基準により算定した額

附 則
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

新潟市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第6号

新潟市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

新潟市知的障害者デイサービスセンター条例(平成8年新潟市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和35年法律第37号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「、前条の目的を達成するために」を削る。

第3条を次のように改める。

(利用対象者)

第3条 センターを利用することができる者は、法第15条の6第2項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けた者とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(費用の徴収)

第6条 市長は、利用者又はその扶養義務者から、知的障害者デイサービスに要した費用として、法第15条の5第2項第2号の規定により別に市長が定める基準により算定した額を徴収する。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第7号

新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例の一部を改正する条例

新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例(昭和58年新潟市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)第21条の25第1項に係る措置を採るため、市が児童の家庭に派遣する者

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。)第18条第1項に係る措置を採るため、市が身体障害者の家庭に派遣する者

(3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。)第15条の32第1項に係る措置を採るため、市が知的障害者の家庭に派遣する者

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、前条第1項第1号から第3号までに規定する者を派遣した場合は当該派遣を受けた児童、身体障害者、知的障害者又はその扶養義務者から、前条第1項第4号又は第5号に規定する者を派遣した場合は派遣世帯の生計中心者から派遣手数料を徴収する。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する者を派遣した場合において、生計中心者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第4条第1項を次のように改める。

派遣手数料の額は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号から第3号までに規定する者の派遣手数料の額 児福法第21条の10第2項第2号、身障法第17条の4第2項第2号及び知障法第15条の5第2項第2号の規定により別に市長が定める基準により算定した額

(2) 第2条第1項第4号及び第5号に規定する者の派遣手数料の額 国が定めるホームヘルプサービス事業費用負担基準の範囲内において規則で定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第3条及び第4条第1項の規定は、平成15年 4月分の派遣手数料から適用し、同年 3月分までの派遣手数料については、なお従前の例による。

新潟市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第8号

新潟市事務分掌条例の一部を改正する条例

新潟市事務分掌条例（平成4年新潟市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 広域合併及び政令指定都市に関する事項

第1条第2項企画財政局の項を次のように改める。

企画財政局

企画部

広域合併推進部

財政部

附 則

この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。

新潟市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第9号

新潟市特別会計条例の一部を改正する条例

新潟市特別会計条例（昭和39年新潟市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(6) ガス事業清算事業

附 則

この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第10号

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年新潟市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1,220,000円」を「1,183,000円」に改

め、同条第2号中「985,000円」を「955,000円」に改め、同条第3号中「850,000円」を「825,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。

新潟市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第11号

新潟市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新潟市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「815,000円」を「791,000円」に、「735,000円」を「713,000円」に、「685,000円」を「664,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第12号

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	146,000円 125,000円	を	「	143,000円 123,000円	に,
	80,000円 56,000円			78,000円 55,000円	」

「	60,000円 50,000円	を	「	59,000円 49,000円	に
	186,000円 60,000円 59,000円 44,000円 80,000円 48,000円			182,000円 65,000円 58,000円 43,000円 79,000円 47,000円	」

改める。

附 則

この条例は、平成15年 4月 1 日から施行する。

新潟市教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第13号

新潟市教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和27年新潟市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「836,000円」を「811,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成15年 4月 1 日から施行する。

新潟市水道ガス事業管理者の給与に関する条例の一部をここに公布する。

平成15年 3月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第14号

新潟市水道ガス事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟市水道ガス事業管理者の給与に関する条例（昭和41年新潟市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「836,000円」を「811,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成15年 4月 1 日から施行する。

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第15号

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例（昭和35年新潟市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「815,000円」を「791,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成15年 4月 1 日から施行する。

新潟市旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第16号

新潟市旅費条例の一部を改正する条例

新潟市旅費条例（昭和32年新潟市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「旅行中の日数」を「路程」に、「，路程に応じ」を「若しくは」に改め、同条第 7 項中「定額」の次に「又はその実費額」を加える。

第12条第 1 項各号を次のように改める。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 市長、助役、収入役、水道事業管理者、常勤の監査委員及び固定資産評価員（以下「市長等」と総称する。）が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第 1 号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第 1 号に規定する運賃、第 2 号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

第12条第 2 項中「前項第 4 号」を「前項第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 項第 6 号」を「第 1 項第 4 号」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 1 項各号に規定する運賃及び料金は、その乗車に要する乗車券を支給してこれに代えることができる。

5 第 1 項第 3 号に規定する特別車両料金は、現に利用しない場合は支給しない。

第13条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 5 号に規定する特別船室料金は、現に利用しない場合は支給しない。

第17条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合には、その実費額による。

第28条の次に次の 1 条を加える。

（その他）

第29条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は規則に定める。

附 則

この条例は、平成15年 4月 1 日から施行する。

新潟市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第17号

新潟市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市手数料条例（平成12年新潟市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表(2)中74の項を75の項とし、41の項から73の項までを 1 項ずつ繰り下げ、40の項の次に次のように加える。

41	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業の登録手数料	
	(1) 建築物清掃業	1 件につき 35,000円
	(2) 建築物空気環境測定業	1 件につき 35,000円
	(3) 建築物空気調和用ダクト清掃業	1 件につき 35,000円
	(4) 建築物飲料水水質検査業	1 件につき 35,000円
	(5) 建築物飲料水貯水槽清掃業	1 件につき 3,500円
	(6) 建築物排水管清掃業	1 件につき 35,000円
	(7) 建築物ねずみ昆虫等防除業	1 件につき 35,000円
	(8) 建築物環境衛生総合管理業	1 件につき 47,000円
	(9) 建築物環境衛生一般管理業	1 件につき 45,000円

第2条 新潟市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表(2)57の項中「鳥獣飼養許可証」を「鳥獣飼養登録票」に改める。

第3条 新潟市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表(2)中75の項を76の項とし、6の項から74の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6	住民基本台帳カード交付手数料	1 件につき 500円
---	----------------	-------------

附 則

この条例中第1条の規定は平成15年4月1日から、第2条の規定は同月16日から、第3条の規定は同年8月25日から施行する。

新潟市美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3 月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第18号

新潟市美術館条例の一部を改正する条例

新潟市美術館条例（昭和60年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

施設等使用料表

区 分	施設等使用料の額（円）		
	1 日	午 前	午 後
	午前9時30分から 午後6時まで	午前9時30分から 正午まで	午後1時から午後 6時まで
展 示 室 1	30,000	10,000	20,000

展 示 室 2	24,000	8,000	16,000
展 示 室 3	25,000	8,300	16,700
市民ギャラリー	8,000	2,700	5,300
実 習 室	9,000	3,000	6,000
講 堂	11,000	3,700	7,300
設 備	実費を勘案して別に市長が定める額		

別表第3中備考2を削り、備考3を備考2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟市美術館条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けるものについて適用し、同日前に利用の許可を受けているものについては、なお従前の例による。

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3 月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第19号

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第21条の2」に、「（第23条・第24条）」を「（第22条）」に、「（第25条～第28条）」を「（第23条～第26条）」に改める。

第5条第1号中「第6号」を「第4号」に改め、同条第5号及び第6号を削る。

第9条の2中「第29条の5第1項」を「第29条の7第1項」に改める。

第10条第1項中「（総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によつて計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の100分の5の金額（その額が20,000円を超えるときは20,000円）を控除した金額によるものとする。）」を削り、「地方税法第314条の2第2項」を「同条第2項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条の9及び第17条第6項中「70,000円」を「80,000円」に改める。

第21条の2中「（当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所

得を有しなかつた者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が市長に提出されている」を「が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書（同法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する者（同法第317条の2第1項ただし書の条例で定める者を除く。）である」に改める。

第22条及び第23条を削り、第24条を第22条とし、第25条から第28条までを2条ずつ繰り上げる。

附則第4項中「第10条及び」を削り、「第10条第1項中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（総所得金額中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合においては、当該年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から17万円を控除した金額によるものとし、」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「同法」と、「第17条第1項第1号」を「同条第1項第1号」に改める。

附則第6項中「第16条第1項」を削り、「第10条第2項及び第3項」を「第10条第1項中「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項」に改める。

附則第8項中「世帯主及び」を「世帯主又は」に改め、「第16条第1項」を削り、「これらの規定中「及び」を「第10条第1項中「」に、「及び山林所得金額並びに地方税法」を「山林所得金額並びに同法」に、「金額」と、第10条第3項」を「金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額に相当する金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項」に、「又は地方税法」を「又は同法」に、「金額とする」を「金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額に相当する金額」と、第17条第1項第1号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」とする」に改める。

附則第9項中「及び」を「又は」に、「地方税法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の」を「附則第34条第1項」とあるのは「附則第35条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「長期譲渡所得の特別控除額」とあるのは「短期譲渡所得の金額から控除する」に改める。

附則第10項中「第10条、第16条第1項」を「第10条」に、「第16条第1項及び第17条第1項第1号中「及び山林

所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法」を「中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに同法」に、「第10条第1項、第17条第1項第1号及び同項第2号中「地方税法第314条の2第2項」を「同条第2項」に、「第10条第2項及び第3項」を「同条第2項」に、「する。」を「、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」とする。」に改める。

附則第12項及び附則第13項を削り、附則第11項中「第10条第2項及び第3項」を「第10条第1項中「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項の次に次の1項を加える。

11 地方税法附則第35条の2の6第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例中目次、第5条、第12条の9及び第17条の改正規定並びに第22条及び第23条を削り、第24条を第22条とし、第25条から第28条までを2条ずつ繰り上げる改正規定は平成15年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、平成15年4月1日以後に行う療養の給付に係る一部負担金について適用し、同日前に行った療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

3 改正後の第9条の2、第10条、第12条の9及び第17条並びに附則第4項、第6項から第11項まで及び第12項の規定は、平成15年度分の保険料から適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第20号

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成12年新潟市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

段 階	第1号被保険者	保険料
第1段階	介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者	18,300円
第2段階	令第39条第1項第2号に掲げる者	31,900円
第3段階	令第39条第1項第3号に掲げる者	45,600円
第4段階	令第39条第1項第4号に掲げる者	59,200円
第5段階	令第39条第1項第5号に掲げる者	63,800円
第6段階	令第39条第1項第6号に掲げる者	77,400円

第3条に次の1項を加える。

- 2 令第39条第1項第4号イの市が定める額は2,000,000円とし、同項第5号イの市が定める額は2,500,000円とする。

第5条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「又は第4号ロ」を「第4号ロ又は第5号ロ」に、「第38条第1項第1号」を「第39条第1項第1号」に、「又は第4号」を「第4号又は第5号」に改める。

第6条第1項中「合計所得金額」の次に「（以下「合計所得金額等」という。）」を加え、「保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た」を「合計所得金額等を第3条に定める保険料の段階に適用した場合に定まる保険料の額の12分の1の」に改める。

第12条第1項に次の1号を加える。

- (6) その他規則に定める要件を満たすこと。

第12条第2項中「7日」の次に「（前項第6号の規定により保険料の減免を受けようとする者が4月から7月までの間に申請する時は、7月末日）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の新潟市介護保険条例の規定は、平成15年度分の保険料から適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第21号

新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条例

新潟市老人憩の家条例（昭和40年新潟市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）

- (3) 1月2日及び3日、5月4日、8月8日、9日及び13日並びに12月29日から31日まで

第9条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

新潟市健康増進法に基づく指導及び助言を行うための届出及び報告の徴収に関する条例を次のように制定するものとする。

平成15年3月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市条例第22号

新潟市健康増進法に基づく指導及び助言を行うための届出及び報告の徴収に関する条例

新潟市栄養改善法に基づく指導を行うための報告の徴収に関する条例（平成12年新潟市条例第11号）の全部を改正する。

（趣 旨）

第1条 この条例は、健康増進法（平成14年法律第103号）第18条第1項第2号に規定する指導及び助言を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（届 出）

第2条 特定かつ多数の者に対して、通例として、継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設（健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設を除く。）を設置した者は、その事業の開始の日から1月以内に、市長に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の規則で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

（報告の徴収）

第3条 市長は、栄養管理の実施について指導及び助言を行うため必要があると認めるときは、前条第1項に規定する施設の設置者又は管理者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 前項の報告に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に改正後の第2条第1項に定める事項について市長に届け出ている者は、同項の規定による届出をした者とみなす。

新潟市工業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3 月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第23号

新潟市工業振興条例の一部を改正する条例

新潟市工業振興条例（昭和59年新潟市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「製造業（）」を「製造業又は新聞業若しくは出版業（）」に、「昭和59年行政管理庁告示第2号）に掲げる大分類 F の製造業」を「平成14年総務省告示第139号）に掲げるもの」に、「製造業を」を「これらを」に改め、同条第2号中「製造業」の次に「又は新聞業若しくは出版業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3 月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第24号

新潟市屋外広告物条例の一部を改正する条例

新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第3号中「第62条第1項」を「第44条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3 月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第25号

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和39年新潟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「，新潟市黒埼地区総合体育館，新潟市黒埼地区野球場，新潟市山田高架下ゲートボール場」を削る。

別表第1 1に次のように加える。

新潟市濁川運動広場	新潟市濁川3947番地 1
(1) 庭球場	
(2) 野球場	

別表第1 2に次のように加える。

新潟市濁川運動広場
多目的運動広場

新潟市濁川3947番地 1

別表第2 12の次に次のように加える。

13 新潟市濁川運動広場

(1) 庭 球 場

専用利用及び個人利用

利 用 者	使用料の額（1面1時間につき）（円）	
	照明設備を利用しない場合	照明設備を利用する場合
学校及び学校をもつて構成する団体	400	750
競技団体並びに大学及び大学をもつて構成する団体	560	910
前2項の者以外の者	800	1,150

(2) 野 球 場

専用利用

利 用 者	使用料の額（30分につき）（円）	
	照明設備を利用しない場合	照明設備を利用する場合
学校及び学校をもつて構成する団体	450	2,200
競技団体並びに大学及び大学をもつて構成する団体	630	2,380
前2項の者以外の者	900	2,650

附 則

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

新潟市地域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3 月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第26号

新潟市地域下水道条例の一部を改正する条例

新潟市地域下水道条例（昭和58年新潟市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の表新潟市流通センター地域下水道の項を削り、同表新潟市江口地域下水道の項中「本所の一部」の次に「，本所2丁目，本所3丁目の一部」を加える。

附 則

この条例中第3条の表新潟市流通センター地域下水道の項を削る改正規定は平成15年 3 月31日から、同表新潟市江口地域下水道の項の改正規定は同年10月20日から施行する。

新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第27号

新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例

新潟市道路占用料条例（昭和47年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。
（占用料の額）

第2条 占用料の額は、占用の期間（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第19条の2第1項に規定する占用の期間をいう。以下同じ。）に応じ、別表に定めるところにより算出した額（政令第7条第8号及び第9号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の2の規定により算定した額を勘案して占用面積1平方メートルにつき1年当たりの妥当な占用の対価として算出した額）とする。この場合において、その額が100円に満たない場合にあつては、これを100円とする。

第6条第1号中「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）を「政令」に改め、同条中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「及び新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- （2）日本郵政公社が日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第19条第1項に規定する業務の用に供するための占用

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加え、同表政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所の項中「に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所」を「及び第9号に掲げる施設」に改め、同表備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考第6項中「土地」の次に「（政令第7条第8号及び第9号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）」を加え、同項を同表備考第5項とし、同表備考中第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める日から施行する。

- （1）第6条の改正規定（同条第1号の改正規定及び同条第2号の改正規定中「及び新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設」を削る部分を除く。）及び別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項の改正規定 平成15年 4月1日
- （2）前号に掲げる規定以外の規定 公布の日

新潟市地区事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第28号

新潟市地区事務所設置条例の一部を改正する条例

新潟市地区事務所設置条例（昭和39年新潟市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2項の表新潟市東地区事務所の項中「大形本町1丁目から4丁目まで」を「大形本町1丁目から6丁目まで」に改め、「本所」の次に「，本所1丁目から3丁目まで」を、「中興野」の次に「，柳ヶ丘」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （1）第2項の表新潟市東地区事務所の項の改正規定中「本所」の次に「本所1丁目から3丁目まで」を、「中興野」の次に「，柳ヶ丘」を加える部分 平成15年10月20日
- （2）第2項の表新潟市東地区事務所の項の改正規定中「大形本町1丁目から4丁目まで」を「大形本町1丁目から6丁目まで」に改める部分 平成15年11月17日

新潟市農業委員会の部会の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第29号

新潟市農業委員会の部会の定数条例の一部を改正する条例

新潟市農業委員会の部会の定数条例（昭和32年新潟市条例第81号）の一部を次のように改正する。

1 農地部会法第12条第1号の委員の互選した者の項中「2人」を「1人」に改め、2 農業振興部会の項中「3人」を「2人」に改め、3 農政部会法第12条第1号の委員の互選した者の項中「2人」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第30号

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟市議会委員会条例（昭和43年新潟市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条総務常任委員会の項中「計画推進課」を削る。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

規 則

新潟市居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給に関する規則をここに公布する。

平成15年3月7日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第6号

新潟市居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給に関する規則

（趣 旨）

第1条 この規則は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）に規定する居宅生活支援費及び施設訓練等支援費、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。）に規定する居宅生活支援費及び施設訓練等支援費並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）に規定する居宅生活支援費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

（支援費の支給の申請）

第2条 身障法第17条の5第1項、知障法第15条の6第1項及び児福法第21条の11第1項に規定する居宅生活支援費の支給の申請は、別記様式第1号によるものとする。

2 身障法第17条の11第1項及び知障法第15条の12第1項に規定する施設訓練等支援費の支給の申請は、別記様式第2号によるものとする。

（支給の決定等）

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請をした者について、居宅生活支援費の支給を決定したときは、別記様式第3号により当該申請者に通知し、身障法第

17条の5第5項、知障法第15条の6第5項又は児福法第21条の11第5項に規定する居宅受給者証を交付するものとする。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担があるときは、別記様式第4号により当該扶養義務者に通知するものとする。

3 市長は、前条第2項の規定による申請をした者について、施設訓練等支援費の支給を決定したときは、別記様式第5号により当該申請者に通知し、身障法第17条の11第5項又は知障法第15条の12第5項に規定する施設受給者証を交付するものとする。

4 前項の場合において、扶養義務者の負担があるときは、別記様式第6号により当該扶養義務者に通知するものとする。

（不支給の決定）

第4条 市長は、第2条第1項又は第2項の規定による申請をした者について、支援費の支給をしないことを決定したときは、別記様式第7号により当該申請者に通知するものとする。

（支給量の変更）

第5条 身障法第17条の7第1項、知障法第15条の8第1項及び児福法第21条の13第1項に規定する支給量の変更の申請は、別記様式第8号によるものとする。

2 市長は、前項の申請をした者について、支給量の変更を決定したときは別記様式第9号により、変更しないことを決定したときは別記様式第10号により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、身障法第17条の7第2項、知障法第15条の8第2項又は児福法第21条の13第2項の規定により、職権による支給量の変更を決定した場合は、別記様式第9号により居宅支援決定を受けた者に通知するものとする。

（障害程度区分の変更）

第6条 身障法第17条の12第1項に規定する身体障害程度区分の変更の申請及び知障法第15条の13第1項に規定する知的障害程度区分の変更の申請は、別記様式第11号によるものとする。

2 市長は、前項の申請をした者について、身体障害程度区分又は知的障害程度区分の変更を決定したときは別記様式第12号により、変更しないことを決定したときは別記様式第13号により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、身障法第17条の12第2項の規定により職権による身体障害程度区分の変更の決定をし、又は知障法第15条の13第2項の規定により職権による知的障害程度区分の変更の決定をした場合は、別記様式第12号により施設支給決定を受けた者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、身障法第17条の8第1項、知障法第15条の9第1項又は児福法第21条の14第1項の規定により居宅支援決定を取り消したときは、別記様式第14号により当該居宅支給決定を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、身障法第17条の13第1項又は知障法第15条の14第1項の規定により施設支給決定を取り消したときは、別記様式第15号により当該施設支給決定を受けた者に通知するものとする。

(支援費基準)

第8条 身障法第17条の4第2項第1号(同法第17条の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により指定居宅支援に通常要する費用につき市長が定める基準は、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第27号)のとおりとする。

2 知障法第15条の5第2項第1号及び第3項(同法第15条の7第2項において準用する場合を含む。)の規定により指定居宅支援に通常要する費用につき市長が定める基準は、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第29号)のとおりとする。

3 児福法第21条の10第2項第1号(同法第21条の12第2項において準用する場合を含む。)の規定により指定居宅支援に通常要する費用につき市長が定める基準は、児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第31号)のとおりとする。

4 身障法第17条の10第2項第1号の規定により指定施設支援に通常要する費用につき市長が定める基準は、身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第28号)のとおりとする。

5 知障法第15条の11第2項第1号の規定により指定施設支援に通常要する費用につき市長が定める基準は、知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第30号)のとおりとする。

(利用者負担基準)

第9条 身障法第17条の4第2項第2号(同法第17条の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により指定居宅支援に係る利用者負担につき市長が定める基準は、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第41号)のとおりとする。

2 知障法第15条の5第2項第2号(同法第15条の7第2項において準用する場合を含む。)の規定により指定

居宅支援に係る利用者負担につき市長が定める基準は、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第43号)のとおりとする。

3 児福法第21条の10第2項第2号(同法第21条の12第2項において準用する場合を含む。)の規定により指定居宅支援に係る利用者負担につき市長が定める基準は、児童福祉法に基づく指定居宅支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第45号)のとおりとする。

4 身障法第17条の10第2項第2号及び知障法第15条の11第2項第2号の規定により指定施設支援に係る利用者負担につき市長が定める基準は、別表に掲げるとおりとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号。以下「社会福祉事業法等改正法」という。)附則第12条第2項第1号の規定により旧措置入所者に係る指定施設支援に通常要する費用につき市長が定める基準は、身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準のとおりとする。

3 社会福祉事業法等改正法附則第18条第2項第1号の規定により旧措置入所者に係る指定施設支援に通常要する費用につき市長が定める基準は、知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準のとおりとする。

4 社会福祉事業法等改正法附則第12条第2項第2号及び附則第18条第2項第2号の規定により旧措置入所者の指定施設支援に係る利用者負担につき市長が定める基準は、別表に掲げるとおりとする。

5 この規則の施行前に、新潟市居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の受給手続に関する要綱(平成14年10月1日制定)の規則によりなされた申請は、この規則の規定によりなされた申請とみなす。

(施行のための必要な準備)

6 市長は、この規則の施行の日前においても、居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給に関し必要な業務を行うことができる。

別表(第9条関係)

指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準

指定施設支援を利用した際に身体障害者又は知的障害者（以下「障害者」という。）及びそれらの扶養義務者が負担すべき額は、障害者については1の表により算定した額とし、障害者の扶養義務者については2の表により算定した額とする。ただし、障害者が病院又は診療所へ

入院した場合においては、入院期間中は算定しないものとし、障害者が月の途中で入所し又は退所した場合においては、当該月については次の算式により算定した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

算式

$$1 \text{ の表又は2の表により算定した額 } \times \frac{\text{当該月の入所日以降又は退所日以前の日数}}{\text{当該月の日数}}$$

1 障害者の負担額算定表

対 象 収 入 額 等 に よ る 階 層 区 分				負担基準月額（円）	
				入 所	通 所
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者			0	0
	前年分の対象収入額の年額区分				
2	1 階 層 に 該 当 す る 者 以 外 の 者	0 円	～ 270,000 円	0	0
3		270,001	～ 280,000	800	400
4		280,001	～ 300,000	1,400	700
5		300,001	～ 320,000	2,700	1,300
6		320,001	～ 340,000	3,700	1,800
7		340,001	～ 360,000	4,600	2,300
8		360,001	～ 380,000	6,000	2,900
9		380,001	～ 400,000	7,200	3,600
10		400,001	～ 420,000	8,600	4,300
11		420,001	～ 440,000	10,000	4,900
12		440,001	～ 460,000	11,200	5,600
13		460,001	～ 480,000	12,600	6,300
14		480,001	～ 500,000	14,000	6,900
15		500,001	～ 520,000	15,200	7,600
16		520,001	～ 540,000	16,600	8,300
17		540,001	～ 560,000	18,000	8,900
18		560,001	～ 580,000	19,200	9,600
19		580,001	～ 600,000	20,600	10,300
20		600,001	～ 640,000	22,000	10,900
21		640,001	～ 680,000	24,600	12,300
22		680,001	～ 720,000	27,200	13,600
23		720,001	～ 760,000	30,000	14,900
24		760,001	～ 800,000	31,800	15,900
25		800,001	～ 840,000	33,400	16,700
26		840,001	～ 880,000	35,000	17,500
27		880,001	～ 920,000	36,600	18,300
28		920,001	～ 960,000	38,200	19,100
29		960,001	～ 1,000,000	39,800	19,900
30		1,000,001	～ 1,040,000	41,400	20,700
31		1,040,001	～ 1,080,000	43,500	21,700
32		1,080,001	～ 1,120,000	45,600	22,800
33		1,120,001	～ 1,160,000	47,800	23,900
34		1,160,001	～ 1,200,000	49,900	24,900
35		1,200,001	～ 1,260,000	52,000	26,000
36		1,260,001	～ 1,320,000	55,200	27,600
37		1,320,001	～ 1,380,000	58,400	29,200
38		1,380,001	～ 1,440,000	61,600	30,800
39		1,440,001	～ 1,500,000	64,800	32,400
40		1,500,001 円以上		64,800	32,400

備考1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする（知的障害者通勤寮については、通所の欄に掲げる額とする。）。

- 2 次の表に掲げる施設を利用する者については、備考1の規定にかかわらず、当分の間、同表に掲げる額を負担基準月額の上限とする。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項若しくは第18条の2第1項に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）又は重度身体障害者更生援護施設（身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第54号）第9条第7項に規定する重度身体障害者更生援護施設をいう。以下同じ。）の旧措置入所者については、同表中「3年」とあるのは、「5年」とする。

施設区分	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所	通所	入所	通所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者通勤寮	16,000円		26,500円	
心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）に規定する福祉施設	32,000円		53,000円	

- 3 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適當でないものを除く。）から、租税，社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

2 障害者の扶養義務者の負担額算定表

税 額 等 に よ る 階 層 区 分			負担基準月額（円）	
			入 所	通 所
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者		0	0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）		0	0
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	2,200	1,100
C 2		当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	3,300	1,600
D 1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	前年分の所得税額の年額区分 0 円 ～ 30,000 円	4,500	2,200
D 2		30,001 ～ 80,000	6,700	3,300
D 3		80,001 ～ 140,000	9,300	4,600
D 4		140,001 ～ 280,000	14,500	7,200
D 5		280,001 ～ 500,000	20,600	10,300
D 6		500,001 ～ 800,000	27,100	13,500
D 7		800,001 ～ 1,160,000	34,300	17,100
D 8		1,160,001 ～ 1,650,000	42,500	21,200
D 9		1,650,001 ～ 2,260,000	51,400	25,700
D10		2,260,001 ～ 3,000,000	61,200	30,600
D11		3,000,001 ～ 3,960,000	71,900	35,900
D12		3,960,001 ～ 5,030,000	83,300	41,600
D13		5,030,001 ～ 6,270,000	95,600	47,800
D14		6,270,001 円以上	支援費基準額	支援費基準額

備考1 障害者の扶養義務者（障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者に限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする（知的障害者通勤寮については、通所の欄に掲げる額とする。）。

- 2 備考1の規定にかかわらず、障害者の扶養義務者が負担すべき額が、支援費基準額から障害者が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 次の表に掲げる施設を利用する者の扶養義務者（指定知的障害者更生施設等にあつては、入所後3年未満の者の扶養義務者に限る。）については、備考1及び2の規定にかかわらず、当分の間、同表に掲げる額から障害者が負担する額を控除した額を負担すべき額の上限とする。ただし、養成施設又は重度身体障害者更生援護施設の旧措置入所者の扶養義務者については、同表中「3年」とあるのは、「5年」とする。

施 設 区 分	入所後 3 年未満の者の扶養義務者		入所後 3 年以上の者の扶養義務者	
	入 所	通 所	入 所	通 所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者更生施設	32,000円	16,000円		
知的障害者授産施設	32,000円	16,000円		
知的障害者通所寮	16,000円			
心身障害者福祉協会法 に規定する福祉施設	32,000円			

- 4 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。
- 5 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

別記様式第2号（第2条関係）

（身体障害者 知的障害者）
施設訓練等支援費支給申請書

（あて先）新潟市長
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者フリガナ氏名	生年月日	性	別	年 月 日
居住地〒	電話番号			
扶養義務者氏名フリガナ	住所	電話番号	続柄	
身体障害者手帳番号	療育手帳番号			
サービス利用の状況				
利用中のサービスの種類と内容				
利用中の施設名				
介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援・要介護 1 2 3 4 5
利用中のサービスの種類と内容				
申請する支援の種類・内容				
施設訓練等支援費	□身体障害者更生施設（入所・通所）	□身体障害者療護施設（入所・通所）	□身体障害者授産施設（入所・通所）	
	□知的障害者更生施設（入所・通所）	□知的障害者授産施設（入所・通所）	□知的障害者通勤療	
	□心身障害者福祉協会の設置する福祉施設			
緊急連絡先	フリガナ氏名	住所〒	申請者との関係	電話番号
届出者	フリガナ氏名	住所〒	□代理人 申請者との関係	□代行者

別記様式第1号（第2条関係）

（身体障害者 知的障害者 児童）
居宅生活支援費支給申請書

（あて先）新潟市長
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者フリガナ氏名	生年月日	性	別	年 月 日
居住地〒	電話番号			
扶養義務者氏名フリガナ	住所	電話番号	続柄	
身体障害者手帳番号	療育手帳番号			
サービス利用の状況				
利用中のサービスの種類と内容				
利用中の施設名				
介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援・要介護 1 2 3 4 5
利用中のサービスの種類と内容				
申請する支援の種類・内容				
居宅生活支援費	□居宅介護	□デイサービス	□短期入所	□知的障害者地域生活援助
緊急連絡先	フリガナ氏名	住所〒	申請者との関係	電話番号
届出者	フリガナ氏名	住所〒	□代理人 申請者との関係	□代行者

別記様式第6号（第3条関係）

（身体障害者 知的障害者）
施設訓練等支援費扶養義務者分利用者負担額決定通知書

様
年 月 日
新潟市長 印

（身体障害者福祉法第17条の11 知的障害者福祉法第15条の12）の規定に基づく支給決定に係る扶養義務者として認定し、あなたが負担すべき費用の額を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

扶 養 義 務 者	住所	氏名	続柄
施 設 受 給 者 証 番 号		支給決定障害者氏 氏 名	
支 給 決 定 日			
支 給 期 間			
施設支援の種類及び内容			
障 害 程 度 区 分			
利用者負担額(扶養義務者) (月額)			
利用者負担額(本人) (月額)			

不服の申立て

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

問い合わせ先

別記様式第5号（第3条関係）

（身体障害者 知的障害者）
施設訓練等支援費支給決定・利用者負担額決定通知書

様
年 月 日
新潟市長 印

（身体障害者福祉法第17条の11 知的障害者福祉法第15条の12）の規定に基づき、施設訓練等支援費の支給について、下記のとおり決定し、施設受給者証を交付しますので通知します。

記

施 設 受 給 者 証 番 号		支給決定障害者氏 氏 名	
支 給 決 定 日			
支 給 期 間			
施設支援の種類及び内容			
障 害 程 度 区 分			
利用者負担額(本人) (月額)			
利用者負担額(扶養義務者) (月額)			

扶 養 義 務 者

住所

氏名

続柄

不服の申立て

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

問い合わせ先

別記様式第8号（第5条関係）

（身体障害者 知的障害者 児童）居宅生活支援支給量変更申請書
（あて先）新潟市長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

居宅受給者証番号			
フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日	性 別 男 ・ 女
居 住 地 〒	電 話 番 号		
フリガナ 支給決定に係る 児童氏名	生年月日	年 月 日	性 別 男・女 続柄
居宅サービス	利用中のサービスの種類と内容		
施設サービス	利用中の施設支援の種類と内容		
サービス利用の状況	要介護認定	有・無	要介護度
	利用中のサービスの種類と内容		
変更を申請する居宅支援の種類・内容			
変更を申請する理由			

フリガナ 氏 名	□代理人	□代行者
住 所 〒	申請者との関係	
電 話 番 号		

別記様式第7号（第4条関係）

不支給決定通知書

様 年 月 日

新潟市長 印

年 月 日に申請された（身体障害者 知的障害者 児童）（居宅生活支援費 施設訓練等支援費）の支給については、下記の理由により不支給とすることに決定しましたので通知します。
なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

記

1 申請事項

2 不支給の理由

問い合わせ先

別記様式第10号（第 5 条関係）

居宅生活支援支給量不変更決定通知書

年 月 日

新潟市長 印

様

年 月 日

知的障害者 児童

（身体障害者福祉法第17条の 7 知的障害者福祉法第15条の 8 児童福祉法第21条の 13）の規定に基づき、支給量の変更について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

居宅受給者証番号

支給決定障害者（保護者）氏名

支給決定に係る児童氏名

変更年月日

変更後のサービスの種類、内容及び支給量

変更の理由

居宅受給者証を下記まで提出してください。

提出先

提出期限 年 月 日

不服の申立て
この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

別記様式第9号（第 5 条関係）

（身体障害者 知的障害者 児童）居宅生活支援支給量変更決定通知書

年 月 日

新潟市長 印

様

年 月 日

知的障害者 児童

（身体障害者福祉法第17条の 7 知的障害者福祉法第15条の 8 児童福祉法第21条の 13）の規定に基づき、支給量の変更について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

居宅受給者証番号

支給決定障害者（保護者）氏名

支給決定に係る児童氏名

変更年月日

変更後のサービスの種類、内容及び支給量

変更の理由

居宅受給者証を下記まで提出してください。

提出先

提出期限 年 月 日

不服の申立て
この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

別記様式第12号（第6条関係）

(身体障害程度区分 知的障害程度区分) 変更決定通知書		年 月 日
様		
新潟市長 印		
(身体障害者福祉法第17条の12 知的障害者福祉法第15条の13)の規定に基づき、(身体障害程度区分 知的障害程度区分)の変更について下記のとおり決定しましたので通知します。		
記		
施設受給者証番号		
支給決定障害者氏名		
変更年月日		
変更後の障害程度区分		
変更の理由		
施設受給者証を下記まで提出してください。		
提出先		
提出期限 年 月 日		
不服の申立て この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。		

別記様式第11号（第6条関係）

(身体障害程度区分 知的障害程度区分) 変更申請書			
(あて先) 新潟市長			
次のとおり申請します。 申請年月日 年 月 日			
申請者	施設受給者証番号		
	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名	性 別	男 ・ 女
	居 住 地 〒	電話番号	
現在の施設支援の種類、内容及び障害程度区分			
変更を申請する理由			
届出者	フリガナ	□代理人	□代行者
	氏 名	申請者との関係	
	住 所 〒	電話番号	

別記様式第14号（第7条関係）

居宅支給決定取消通知書

様

年 月 日

新潟市長 印

（身体障害者福祉法第17条の8第1項 知的障害者福祉法第15条の9第1項 児童福祉法第21条の14第1項）の規定に基づき、下記のとおり居宅支給決定を取り消しましたので通知します。

記

居 宅 受 給 者 証 番 号	支給決定障害者 （保護者）氏 名	
支 給 決 定 取 消 日	支給決定に係る 児 童 氏 名	
取 消 理 由		

居宅受給者証を下記まで返還してください。

返還先

返還期限 年 月 日

不服の申立て
この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

別記様式第13号（第6条関係）

（身体障害程度区分 知的障害程度区分）不変更決定通知書

様

年 月 日

新潟市長 印

年 月 日に申請された施設訓練等支援の（身体障害程度区分 知的障害程度区分）の変更については、下記の理由により変更しないことと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

記

1 申請事項

2 変更しない理由

問い合わせ先

別記様式第15号（第7条関係）

施設支給決定取消通知書	
様	年 月 日 新潟市長 印
(身体障害者福祉法第17条の13第1項 知的障害者福祉法第15条の14第1項)の規定に基づき、下記のとおり施設支給決定を取り消しましたので通知します。	
施設受給者番号	支給決定障害者氏名
支給決定取消日	
取消理由	
施設受給者証を下記まで返還してください。	
返還先	
返還期限	年 月 日
不服の申立て この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。	

新潟市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3 月 7 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第7号

新潟市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市下水道条例施行規則（平成7年新潟市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第9号を次のように改める。

(9) ディスポーザ排水処理システム等を設置する場合は、市長が認めるものに限ること。

第5条第3項第1号及び別記様式第1号添付書類2中「認定書」を「評価書又は認定書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書に規定する区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3 月13日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第8号

新潟市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書に規定する区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則

新潟市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書及び第4条ただし書に規定する区域及び規模を定める規則（平成8年新潟市規則第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「第3条第3項ただし書及び」を削る。

本則中「第3条第3項ただし書及び」を削る。

附 則

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

新潟市立看護専門学校奨学金貸与条例施行規則及び新潟市立看護専門学校学則を廃止する規則をここに公布する。

平成15年 3 月24日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第9号

新潟市立看護専門学校奨学金貸与条例施行規則及び新潟市立看護専門学校学則を廃止する規則次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 新潟市立看護専門学校奨学金貸与条例施行規則
(昭和58年新潟市規則第28号)

(2) 新潟市立看護専門学校学則(平成8年新潟市規則
第55号)

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細
則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月24日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第10号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律
施行細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細
則(平成元年新潟市規則第15号)の一部を次のように改
正する。

第 1 条中「昭和45年法律第20号」の次に「。以下「法」
という。」を加える。

本則に次の 2 条を加える。

(事業登録の申請等)

第 3 条 省令第31条第 1 項の規定による申請書は、別記
様式第 4 号によるものとする。

2 省令第31条第 2 項から第 9 項までに規定する書面
は、次のとおりとする。

(1) 省令第31条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項
第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1
号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号に規定する書面
別記様式第 5 号

(2) 省令第31条第 2 項第 2 号、第 3 項第 2 号、第 4 項
第 2 号、第 5 項第 3 号、第 6 項第 3 号、第 7 項第 3
号、第 8 項第 3 号並びに第 9 項第 2 号、第 3 号及び
第 6 号に規定する書面 別記様式第 6 号

(3) 省令第31条第 2 項第 3 号、第 4 項第 3 号、第 6 項
第 4 号、第 7 項第 4 号、第 8 項第 4 号並びに第 9 項
第 4 号及び第 7 号に規定する書面 別記様式第 7 号

(4) 省令第31条第 2 項第 4 号、第 3 項第 3 号、第 4 項
第 4 号、第 5 項第 4 号、第 6 項第 5 号、第 7 項第 5
号、第 8 項第 5 号及び第 9 項第 8 号に規定する書面
別記様式第 8 号

3 省令第33条第 1 項の規定による届出は、変更があつ
たときは別記様式第 9 号により、廃止したときは別記
様式第10号によるものとする。

(実績報告)

第 4 条 登録業者は、法第12条の 2 第 1 項の規定による
登録に係る事業の実績を、毎年度終了後 3 か月以内
に、別記様式第11号により市長へ報告するものとす
る。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記様式第 2 号中「新潟市長 様」を「（あて先）新潟市長」に、

特定建築物	名 称	を
	所 在 場 所	

特 定 建 築 物 名 称	に、
特定建築物所在場所	

変更前 建築物環境衛生管理技術者	を	変更前	に、
---------------------	---	-----	----

変更後 建築物環境衛生管理技術者	を	変更後	に改める。
---------------------	---	-----	-------

別記様式第 3 号中「新潟市長 様」を「（あて先）新潟市長」に、

市長」に、

特定建築物	名 称	
	所在場所	
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

を

特定建築物名称		
特定建築物所在場所		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

に改める。

別記様式第 3 号の次に次の 8 様式を加える。

別記様式第 4 号（第 3 条関係）

登 録 申 請 書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称並びに代表者の住所及び氏名）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の 2 第 1 項の登録を受けたので、関係書類を添えて申請します。

事 業 の 区 分	
営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
営 業 所 の 責 任 者 の 氏 名	

別記様式第5号 (第3条関係)

機 械 器 具 の 概 要

名 称	型 式	数 量	年 月 日現在 購入年月

別記様式第6号 (第3条関係)

監 督 者 等 名 簿

監 督 者 等 の 名 称	氏 名	業 務 範 囲	経 験 年 数	資 格 の 種 別	資 格 取 得 年 月 日

注1 「業務範囲」欄には、監督者等が複数いる場合は、それぞれの業務分
担を記入してください。
2 「資格の種別」欄には、〇〇講習会終了、建築物環境衛生管理技術者
免状保有者等と記入してください。

別記様式第8号 (第3条関係)

(第1面)

作業実施方法等

年 月 日現在

作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具

作業班編成

作業手順

(第2面)

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

苦情及び緊急の連絡に対する体制

別記様式第9号（第3条関係）
登録申請事項変更届書

(あて先) 新潟市長

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称並びに代表者の住所及び氏名）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、次の事項を変更したので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

事業の区分	登録番号
営業所の名称	
営業所の所在地	
変更事項	変更前
	変更後

変更年月日	年 月 日
-------	-------

添付書類
1 登録証明書記載事項に変更がある場合は登録証明書
2 省令第33条第2項に規定する書類

別記様式第10号（第3条関係）
登録事業廃止届書

(あて先) 新潟市長

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称並びに代表者の住所及び氏名）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止したので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

事業の区分	登録番号
営業所の名称	
営業所の所在地	
廃止年月日	年 月 日

別記様式第11号 (第4条関係)		実 績 報 告 書		年 月 日	
(あて先) 新潟市長					
住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)					
氏名 (法人にあつては名称並びに代表者の住所及び氏名)					
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第4条の規定により、下記のとおり報告します。					
記					
事 業 の 区 分	登 録 番 号				
営 業 所 の 名 称					
営 業 所 の 所 在 地					
実 績 報 告 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
事 業 実 績					
(特定建築物に ついては、名称 及び所在地を記 載)	(名称)	(所在地)			
添付書類 1 機械器具の概要 (別記様式第5号) 2 監督者等名簿 (別記様式第6号)					

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

新潟市表彰条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第11号

新潟市表彰条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟市表彰条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市表彰条例施行規則(昭和38年新潟市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道ガス企業」を「水道企業」に改める。

(新潟市委員会、委員等の職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の委任規則の一部改正)

第2条 新潟市委員会、委員等の職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の委任規則(昭和47年新潟市規則第11号)の一部を次のように改正する。

本則第7号中「水道ガス事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第3条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市

長が定める職に関する規則(昭和58年新潟市規則第57号)の一部を次のように改正する。

本則第3号を次のように改める。

(3) 課長及び副参事

(新潟市職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟市職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則(平成3年新潟市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「水道ガス企業」を「水道企業」に、「水道ガス事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第12号

新潟市給与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市給与条例施行規則(昭和32年新潟市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「看護学校」を削る。

第5条第1号オウ中「郷土資料館、埋蔵文化財セン

ター」を「埋蔵文化財センター」に改め、「、弁天線建設事務所」を削り、同号カ(㌵)を削り、同条第2号ウ(ア)中「診療情報部長」を「医療情報部長、医療管理部長、教育研修部長」に、「中央検査部長、臨床病理部部長、中央放射線部長」を「医療技術部長」に改める。

第18条第6号中「第5条の2第1項」を「第5条の3第1項」に改める。

第18条の16第3号中「第5条の2第2項」を「第5条の3第2項」に改める。

別表第1中「、消防署及び教育事務所」を「及び消防署」に、「市民相談室長 ワールドカップ総合対策室長」を「市民相談室長」に、「診療情報部長」を「医療情報部長、医療管理部長、教育研修部長」に、「中央検査部長、臨床病理部長、中央放射線部長」を「医療技術部長」に改め、「教育事務所の所長及び課長」を削る。

別表第2中市立看護専門学校の副学校長、教務主任及び専任教員の項を削る。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第18条第6号及び第18条の16第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

新潟市職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第13号

新潟市職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

新潟市職員の特殊勤務手当支給規則（昭和32年新潟市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第39号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条の14を次のように改める。

第3条の14 削除

第10条第3項の表中「、講義手当」を削る。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第14号

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則

新潟市行政組織規則（昭和51年新潟市規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6款の2 郷土資料館（第32条・第32条の

2）」を「第6款の2 削除」に改め、「及び弁天線建設事務所」を削る。

第5条第1項企画財政局企画部の項中「広域行政課」を「市政改革・創造推進課」に改め、同項の次に次のように加える。

広域合併推進部

広域合併推進課

政令指定都市調査課

第5条第1項企画財政局財政部用地対策課の項中「用地第4係」を削り、同項企画財政局ワールドカップ総合対策室の項を削り、同項市民局保健福祉部障害福祉課の項中「障害福祉係 相談指導係」を「管理係 在宅福祉係 支援費サービス係」に改め、同条第2項の表中

企画財政局企画部総合企画課 市民局環境部清掃課	行政評価推進室 減量推進室
----------------------------	------------------

を

市民局環境部清掃課	減量推進室 新焼却場建設準備室
-----------	-----------------

に改め、同条第3項の表中

企画財政局企画部広域行政課	広域行政班 合併推進班
---------------	-------------

を

企画財政局企画部市政改革・創造推進課 企画財政局広域合併推進部広域合併推進課	市政改革推進班 行政評価推進班 総務班 行政制度調整班 まちづくり計画班
---	---

に改める。

第7条総務局国際文化部歴史文化課企画・文化財系の項第6号中「郷土資料館」を「旧新潟税関庁舎等の管理」に改め、同条企画財政局企画部総合企画課総務班の項第6号中「、広域行政課及びワールドカップ総合対策室」を「及び市政改革・創造推進課」に改め、同条企画財政局企画部総合企画課行政評価推進室の項を削り、企画財政局企画部広域行政課の項を次のように改める。

市政改革・創造推進課

市政改革推進班

市政改革の推進に関する事項

行政評価推進班

行政評価システムの推進に関する事項

第7条企画財政局企画部の項の次に次のように加える。

広域合併推進部

広域合併推進課

総務班

広域合併の推進に関する事項

行政制度調整班

行政制度の調整に関する事項

まちづくり計画班

合併建設計画に関する事項
政令指定都市調査課

- (1) 部の事務事業の調整に関する事項
- (2) 部の予算及び決算の総括に関する事項
- (3) 政令指定都市制度の調査及び研究に関する事項
- (4) 広域行政に関する事項
- (5) 部の他の課の所管に属しない事項
- (6) 課及び広域合併推進課の庶務に関する事項

第7条企画財政局財政部用地対策課の項中「用地第4係」を削り、同条企画財政局財政部工事検査管理室の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条企画財政局ワールドカップ総合対策室の項を削り、同条市民局市民生活部市民課証明係の項第1号中「住民異動届、印鑑登録及び諸証明に係る申請書」を「印鑑登録、住民基本台帳カード及び諸証明に係る申請書並びに住民異動届」に改め、同項第4号中「諸証明書」の次に「及び住民基本台帳カード」を加え、同条市民局保健福祉部障害福祉課の項を次のように改める。

障害福祉課
管理係

- (1) 心身障害者福祉施策の企画及び調査に関する事項
- (2) 心身障害者福祉施設に関する事項
- (3) 重度心身障害者医療費の助成に関する事項
- (4) 心身障害者関係団体の指導、育成及び連絡調整に関する事項
- (5) 課の庶務に関する事項

在宅福祉係

- (1) 福祉タクシーの利用助成等に関する事項
- (2) 特別児童扶養手当等に関する事項
- (3) 心身障害者扶養共済に関する事項
- (4) 補装具、日常生活用具、更生医療等の給付又は貸与に関する事項
- (5) 身体障害者福祉電話に関する事項
- (6) 障害者住宅整備資金の融資及び障害者住宅リフォーム助成に関する事項

支援費サービス係

- (1) 心身障害者児に係る支援費の支給に関する事項
- (2) 支援費制度に係る事業者及び施設の指定等に関する事項
- (3) 訪問入浴に関する事項
- (4) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関する事項
- (5) 居宅介護、施設入所等の措置に関する事項
- (6) サービスの苦情処理に関する事項

第7条市民局保健福祉部厚生福祉課庶務係の項第2号中「生活保護費」を「生活保護費等」に改め、同項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同条市民局保健福祉部厚生福祉課保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係 保護第5係の項を次のように改める。

保護第1係

- (1) 生活保護法に基づく医療機関、介護機関、助産機関等の指定等に関する事項
- (2) 診療報酬の請求に係る事項

保護第2係

救護施設に関する事項

保護第3係

行旅病人及び行旅死亡人に関する事項

保護第4係

精神障害者福祉促進事業に関する事項

保護第5係

婦人の保護更生に関する事項

第7条市民局環境部環境対策課水質係の項第2号中「土壌」を「土壌汚染対策法の施行その他土壌」に改め、同条市民局環境部清掃課施設係の項第1号中「新設」の次に「(新焼却場に係るものを除く。)」を加え、同条市民局環境部清掃課減量推進室の項の次に次のように加える。

新焼却場建設準備室

新焼却場の建設に関する事項

第7条都市整備局開発建築部建築指導課建築審査第1係 建築審査第2係の項に次の2号を加える。

- (9) エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事項
- (10) その他建築に関する認定、認可、事前協議等に関する事項

第7条都市整備局開発建築部建築指導課都市環境整備室の項に次の2号を加える。

- (5) 都心居住促進活動支援制度に関する事項
- (6) マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づく届出等に関する事項

第11条第2項中「黒埼支所会計係」を削る。

第12条第1項黒埼支所会計係の項を削る。

第17条第1項地域係の項中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 使用料及び手数料の徴収に関する事項

第17条第1項市民係の項第1号を次のように改める。

- (1) 印鑑登録、住民基本台帳カード及び諸証明に係る申請書並びに住民異動届の受付に関する事項

第17条第1項市民係の項第4号中「など諸証明書」を

「等の諸証明書及び住民基本台帳カード」に改め、同条第1項厚生係の項第1号を次のように改める。

(1) 国民年金に関する事項

所管課から送付された各種通知書を交付すること。

第17条第1項厚生係の項第2号ア(カ)中「ホームヘルプ事業利用申請書」を「老人保健医療受給資格取得届書」に改め、同号イ中「援護品及び老人に対する祝品」を「慰問品」に改め、同号中ウからオまでを削り、カをウとし、キをエとし、同項第3号を次のように改める。

(3) 保健衛生及び清掃に関する事項

ア 乳児の医療費の受給資格を認定し、並びに妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する申請書を受理し、所管課へ送付すること。

イ 一般廃棄物処理届出書(し尿に係るものに限る。)を受理し、所管課へ送付すること。

第21条中「相談指導係」を「在宅福祉係 支援費サービス係」に改める。

第22条障害福祉課の項を次のように改める。

障害福祉課

在宅福祉係

(1) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事項

(2) 心身障害者児の相談、調査及び指導に関する事項

支援費サービス係

心身障害者児の相談、調査及び指導に関する事項

第22条厚生福祉課保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係 保護第5係の項中「申請」を「相談、申請」に改める。

第22条黒埼支所保健福祉課福祉係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童」を「心身障害者児」に改め、同号を同項第2号とする。

第25条総務課医務薬事係の項第7号中「採血及び供血あつせん業取締」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等」に改める。

第2章第3節第6款の2を次のように改める。

第6款の2 削除

第32条及び第32条の2 削除

第2章第3節第16款の款名を次のように改める。

第16款 土木事務所

第52条第2項を削る。

第53条第1項維持管理課管理係の項第6号中「黒埼支所建設課」の次に「及び黒埼支所下水道課」を加え、同条第2項を削る。

第57条の4を削り、第57条の5を第57条の4とする。

第58条の3第1項中「企画財政局企画部」の次に「及

び広域合併推進部」を加える。

第64条第1項の表郷土資料館の項及び弁天線建設事務所の項を削る。

第65条第4項中「郷土資料館に主任を、園芸センター、こども相談センター」を「園芸センター及びこども相談センター」に改める。

第71条中「、ワールドカップ総合対策室長」及び「ワールドカップ総合対策室長補佐・」を削る。

第72条の表郷土資料館の項を削り、同表消費生活センターの項中「係長」を「最上席の職員」に改め、同表弁天線工事事務所の項を削る。

第77条第5項中「並びに」を「及び」に改め、「及び教育委員会黒埼教育事務所学校教育課」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(新潟市歴史資料及び文学資料取得基金条例施行規則の一部改正)

2 新潟市歴史資料及び文学資料取得基金条例施行規則(平成6年新潟市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「郷土資料館長」を「総務局国際文化部歴史文化課長」に改める。

(旧新潟税関庁舎等管理条例施行規則の一部改正)

3 旧新潟税関庁舎等管理条例施行規則(平成11年新潟市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第6条中「新潟市郷土資料館長」を「総務局国際文化部歴史文化課長」に改める。

別記様式第8号(裏)中「・郷土資料館」を削る。

新潟市黒埼支所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第15号

新潟市黒埼支所組織規則の一部を改正する規則

新潟市黒埼支所組織規則(平成12年新潟市規則第96号)の一部を次のように改正する。

第3条総務課の項中「管理係」を「計画管理係」に改め、同条計画推進課の項を削る。

第4条総務課管理係の項中「管理係」を「計画管理係」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 合併建設計画の推進に関する事項

(6) 合併建設計画の調整に関する事項

第4条計画推進課の項を削り、同条税務課国保介護収納係の項に次の1号を加える。

(8) 市税等の収納に関する事項

第4条市民課戸籍住民係の項第1号中「住民異動届、

印鑑登録及び諸証明に係る申請書」を「印鑑登録，住民基本台帳カード及び諸証明に係る申請書並びに住民異動届」に改め，同項第4号中「諸証明」を「の諸証明書及び住民基本台帳カード」に改め，同条保健福祉課福祉係の項第7号を次のように改める。

(7) 心身障害者児に係る支援費の支給に関する事項
第4条保健福祉課福祉係の項中第13号を削り，第12号を第13号とし，第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ，第7号の次に次の1号を加える。

(8) 居宅介護，施設入所等の措置に関する事項
第4条保健福祉課保健係の項に次の1号を加える。

(5) 国民健康保険事業に関する事項
第4条下水道課管理係の項第4号中「に係る申請書の受付」を削る。

附 則

この規則は，平成15年4月1日から施行する。

新潟市民病院組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第16号

新潟市民病院組織規則の一部を改正する規則
新潟市民病院組織規則（昭和48年新潟市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「室，部」を「部」に，「，部の科及び部の室」を「並びに部の室及び科」に改め，同条事務局総務課の項中「栄養管理係」を削り，同条教育研修室の項及び治験管理室の項を削り，同条事務局の項の次に次のように加える。

教育研修部

教育研修室

医療情報部

病歴室 医療情報室

医療管理部

広報広聴室 医療安全管理室 感染制御室 治験管理室

地域医療部

健康管理室 地域医療室

第2条診療部の項中「第1内科 第2内科 第3内科」を「血液科 内分泌代謝科 腎膠原病科」に，「循環器科」を「循環器科 総合診療科」に，「総合診療科 感染症室 内視鏡室」を「感染症科 病理科 光学医療室 血液浄化治療室 輸血室」に改め，同条中中央手術部臨床工学室の項，診療情報部の項及び地域医療部の項を削り，中央検査部の項から中央放射線部の項までを削り，薬剤部の項の次に次のように加える。

医療技術部

臨床工学科 臨床検査科 病理検査科 放射線技術科 リハビリテーション技術科 診療技術科 栄養管理科

第3条中「室，部」を「部」に，「，部の科及び部の室」を「並びに部の室及び科」に改め，同条事務局総務課企画総務係の項中第4号を削り，第5号を第4号とし，第6号を第5号とし，同条中事務局総務課栄養管理係の項を削り，「教育研修室」を

「教育研修部

教育研修室」に改め，治験管理室の項を次のように改める。

医療情報部

病歴室

(1) 診療録の整理保管に関する事項

(2) X線フィルム等検査記録の整理保管に関する事項

(3) 病名管理に関する事項

医療情報室

(1) 医療情報に係る電算事務の総合管理に関する事項

(2) 疾病統計に関する事項

(3) 資料制作業務に関する事項

医療管理部

広報広聴室

(1) 病院の広報に関する事項

(2) 患者の相談窓口に関する事項

(3) その他病院の広聴に関する事項

医療安全管理室

(1) 医療事故防止対策に関する事項

(2) リスクマネジメントに関する事項

(3) その他医療安全の推進に関する事項

感染制御室

(1) 院内感染の防止に関する事項

(2) 感染症病床の管理及び運営に関する事項

(3) 医療廃棄物の取扱いに関する事項

治験管理室

(1) 医薬品等の臨床試験及び市販後調査（以下「治験等」という。）の実施に関する事項

(2) 治験等の契約に関する事項

(3) 治験審査部会事務局の運営に関する事項

(4) その他治験等に関する事項

地域医療部

健康管理室

(1) 人間ドックに関する事項

(2) 健康診査及び健康診断に関する事項

地域医療室

(1) 継続医療に関する事項

(2) 病院と病院及び病院と診療所の連携に関する

事項

(3) 医療福祉相談に関する事項

第3条診療部の項中「感染症室 内視鏡室」を「各室」に改め、同条中中央手術部臨床工学部の項、診療情報部の項及び地域医療部の項を削り、中央検査部の項から中央放射線部の項までを削り、薬剤部の項の次に次のように加える。

医療技術部

臨床工学科

- (1) 医療機器の管理及び操作に関する事項
- (2) 血液浄化治療室の管理及び運営に関する事項

臨床検査科

- (1) 生化学検査、血液学的検査、微生物検査及び免疫血清学的検査に関する事項
- (2) 生理機能検査に関する事項
- (3) 検査用器材の出納保管に関する事項
- (4) 検査室の管理に関する事項
- (5) 新鮮血に関する事項
- (6) 保存血の出納保管に関する事項
- (7) 各種血液製剤の作成に関する事項
- (8) 輸血室の管理に関する事項

病理検査科

- (1) 病理学的検査及び診断並びに細胞診断に関する事項
- (2) 染色標本、ブロック、病理診断書その他の病理学的研究資料の整理保管に関する事項
- (3) 病理学的研究、指導等に関する事項
- (4) 剖検に関する事項
- (5) 病理検査室及び剖検室の管理に関する事項

放射線技術科

- (1) 放射線撮影及び照射に関する事項
- (2) 放射線用器材の出納保管に関する事項
- (3) 放射線室の管理に関する事項
- (4) MRI 室の管理及び運営に関する事項

リハビリテーション技術科

- (1) 理学療法に関する事項
- (2) 作業療法に関する事項
- (3) あん摩マッサージ指圧に関する事項
- (4) 言語訓練に関する事項

診療技術科

- (1) 視能訓練に関する事項
- (2) 聴力検査に関する事項
- (3) 歯科技工に関する事項
- (4) 歯科衛生に関する事項
- (5) 臨床心理に関する事項

栄養管理科

- (1) 給食材料の購入及び出納保管に関する事項
- (2) 調理及び配膳に関する事項

(3) 栄養指導に関する事項

(4) 給食室の管理に関する事項

(5) その他給食に関する事項

第4条及び第5条中「室、部」を「部」に、「及び部の室」を「並びに部の室及び科」に改める。

第6条第2項の表中

教育研修室	室長
治験管理室	室長

を

教育研修部	部長
教育研修部の室	室長
医療情報部	部長
医療情報部の室	室長
医療管理部	部長
医療管理部の室	室長
地域医療部	部長
地域医療部の室	室長

に改め、中央手術部の室の項から地域医療部の室の項までを削り、

薬剤部	部長及び主任
中央検査部	部長及び主任
中央検査部の室	室長
臨床病理部	部長及び主任
中央放射線部	部長及び主任

を

薬剤部	部長
医療技術部	部長
医療技術部の科	科長

に改め、同条第3項の表を次のように改める。

事務局	局次長，参事
課	副参事，課長補佐，主幹及び主査
教育研修部	医療参事及び副参事
教育研修部の室	主幹，主任及び主査
医療情報部	医療参事及び副参事
医療情報部の室	主幹，主任及び主査
医療管理部	医療参事及び副参事
医療管理部の室	主幹，主任及び主査

地域医療部	医療参事及び副参事
地域医療部の室	主幹，主任及び主査
診療部	医療参事
診療部の科及び室	科副部長及び医長
救命救急センター	医療参事，副センター長及び医長
新生児医療センター	医療参事，副センター長及び医長
中央手術部	医療参事，副部長及び医長
看護部	副参事，副部長，主幹，副看護師長及び主査
薬剤部	副参事，副部長，主幹，主任及び主査
医療技術部	医療参事及び副参事
医療技術部の科	技師長，主幹，医長，主任及び主査
附属大山台診療所	主幹，主任，副看護師長及び主査

第 7 条第 9 項中「副部長」の次に「，科長」を加える。

第 8 条の表副院長の項中「科部長」の次に「，室長」を加え，「技師長」を「科長」に改め，同表部長の項中「科部長」の次に「，室長」を加え，「技師長」を「科長」に改め，「，室長」を削り，「及び主任」を「，技師長及び最上席の職員」に改める。

附 則

この規則は，平成15年 4 月 1 日から施行する。

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3 月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第17号

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則

新潟市事務委任規則（昭和44年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 第12項第15号を次のように改める。

(15) 政令第 4 条第 3 項又は第 4 条の 2 の規定による許可証の返納を受けること。

別表第 1 1 第12項第16号中「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）」を「政令」に改める。

別表第 1 1 第18項第 7 号及び同表 1 第19項第 7 号中「第 4 条」を「第 5 条」に改め，同表 1 第28項第 2 号中「申請書」の次に「及び変更の届出」を加え，「，及び」を「並びに」に改め，同表 1 第34項第18号を次のように改める。

(18) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

ア 法第12条の 2 第 1 項の規定による登録を行うこ

と。

イ 法第12条の 4 の規定により登録を取り消すこと。

ウ 法第12条の 5 第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査を行うこと。

エ 法施行規則第33条第 1 項の規定による氏名等の変更又は事業の廃止の届出を受理すること。

別表第 1 2 第 2 項中「第18条」を「第17条の 2 第 1 項」に改める。

別表第 2 2 を次のように改める。

2 水道局長に係る事務委任事項表

1 新潟市下水道条例（平成 7 年新潟市条例第32号）及び新潟市地域下水道条例（昭和58年新潟市条例第 7 号）に規定する使用料の徴収に関する事務。ただし，新潟市下水道条例第22条第 1 項第 2 号及び第 4 号に規定する事務並びに新潟市地域下水道条例第 7 条の規定により例によることとされるそれらの事務を除く。

2 ガス事業の廃止に伴う清算に係る事務

(1) 新潟市ガス事業会計決算の調整に関すること。

(2) ガス事業清算事業会計予算に係る事務のうち次に掲げるもの

ア 議会の議決を経るべき事件の原案の作成に関すること。

イ 予算執行に関すること。

(3) ガス事業の廃止に伴い市長が保管することとなった財産（有形固定資産に限る。）の保管に関すること。

別表第 3 1 中第 9 項を削り，第10項を第 9 とし，第 11 項から第13項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は，平成15年 4 月 1 日から施行する。

新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3 月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第18号

新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市屋外広告物条例施行規則（平成 8 年新潟市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項第 4 号中「終了した」を「修了した」に，「第62条第 1 項」を「第44条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

旅館業施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3 月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第19号

旅館業施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和55年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）」を削る。

第6条から第10条までを削り、第11条を第6条とし、第12条を第7条とし、第13条を第8条とする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

新潟市身体障害者デイサービスセンター条例施行規則をここに公布する。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第20号

新潟市身体障害者デイサービスセンター条例施行規則

（趣 旨）

第1条 この規則は、新潟市身体障害者デイサービスセンター条例（平成15年新潟市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 新潟市身体障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。

（1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）

（2）12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。（利用時間）

第3条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第21号

新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例施行規則（昭和58年新潟市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第1項」を「第4条第1項第2号」に改める。

第3条第1項中「に規定する」を「の規定により」に改め、「徴収する」の次に「同条第1項第2号の」を加え、「又は派遣回数」を削る。

第3条第2項中「又は派遣回数」及び「又は回数」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
		派遣時間1時間当たり
A	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250円
B	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950円

備考 この表を適用する場合において、1月1日から3月31日までの間は、「前年所得税課税年額」とあるのは、「前々年所得税課税年額」と読み替えるものとする。

別記様式中「新潟市長 様」を「（あて先）新潟市長」に、

現在の派遣手数料の額	派遣時間1時間につき金	円
	派遣回数1回につき 金	円

を

現在の派遣手数料の額	派遣時間1時間につき金	円
------------	-------------	---

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条、第3条第1項及び別表の規定は、平成15年4月分の派遣手数料から適用し、同年3月までの派遣手数料については、なお従前の例による。

新潟市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第22号

新潟市旅費条例施行規則の一部を改正する規則
新潟市旅費条例施行規則（昭和32年新潟市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（宿泊料の特例）

第11条の2 条例第17条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、職員が宿泊場所を指定された場合とする。

第12条第1項中「潟東村」の次に「小須戸町、月潟村、中之口村、岩室村」を加える。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第11条の2の規定に該当する場合は、この限りでない。

第13条第2項中「職員が第1項」を「前項本文」に改め、「研修等に出席するため、8日以上市外へ出張する」を削り、「前項」を「同項」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別記様式第1号中

☐ 公用車使用 ☐ グリーン料金支給 ☐ 研修計算により日額旅費は 割支給 ☐ 低廉施設利用の為日当宿泊料は 割支給
☐ キャンプ計算により日額旅費を支給

を

☐

に改める。

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

新潟市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第23号

新潟市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市老人憩の家条例施行規則（昭和52年新潟市規則

第52号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号裏中「敬老の日は前日」を「祝日が月曜日の場合は、火曜日」に改め、「3日」の次に「5月4日」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

新潟市美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第24号

新潟市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市美術館条例施行規則（平成11年新潟市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「午前9時から午後4時30分」を「午前9時30分から午後6時」に改める。

第6条の見出し中「取消し」を「取止め」に改め、同条中「取り消そう」を「取り止めよう」に、「取消申出書」を「取止申出書」に改める。

別表第3備考1中「午前9時」を「午前9時30分」に、「午後4時30分」を「午後6時」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「新潟市長様」を「（あて先）新潟市長」に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「取消申出書」を「取止申出書」に、「新潟市長 様」を「（あて先）新潟市長」に、「取消」を「取止」に改める。

別記様式第9号、別記様式第11号及び別記様式第13号中「新潟市長 様」を「（あて先）新潟市長」に改める。

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

新潟市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月26日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第25号

新潟市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

新潟市都市計画法施行細則（平成8年新潟市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

附 則

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3 月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第26号

新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年新潟市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第13号を削る。

附 則

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

新潟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3 月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第27号

新潟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市情報公開条例施行規則（昭和62年新潟市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（不服申立て）

第 4 条の 2 条例第 9 条第 1 項に規定する決定に係る行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立ては、情報公開・個人情報保護に係る異議申立書（別記様式第 4 号の 2）により行うものとする。

2 前項の規定による異議申立てを取り下げるときは、情報公開・個人情報保護に係る異議申立取下書（別記様式第 4 号の 3）により行うものとする。

3 異議申立てについての決定は、情報公開・個人情報保護に係る異議申立てに対する決定書（別記様式第 4 号の 4）により行うものとする。

別記様式第 1 号中

処 理 欄	課長	補佐	係長	担当	受理 年 月 日
					決定 年 月 日
	次のとおり決定してよいでしょうか。 ☐ 公開 ☐ 非公開： ☐ 全部 ☐ 一部 (第 条 号該当)				通知 年 月 日
					公開 年 月 日 公開時間 時～ 時

注：(1) 太線の中は、記入しないでください。

(2) ☐ のある欄には、該当する ☐ に「✓」印を記入してください。

を

処 理 欄	課長	補佐	係長	担当	受理 年 月 日
					決定 年 月 日
	次のとおり決定してよいでしょうか。 ☐ 公開 ☐ 非公開： ☐ 全部 ☐ 一部(第条第 号該当)				通知 年 月 日
					公開 年 月 日

注 1 太線の中は、記入しないでください。

2 ☐ のある欄には、該当する ☐ に「✓」印を記入してください。

に改める。

別記様式第 3 号中

決 定 区 分	☐ 公開 下欄太枠内の 1 ～ 3 に記入	☐ 一部非公開 下欄太枠内の 1 ～ 6 に記入	☐ 全部非公開 下欄太枠内の 5、 6 に記入
1 請求区分	☐ 公文書の閲覧 ☐ 公文書の写しの交付(☐ 郵送希望)		
2 公開の日時	午前 年 月 日 時 分から 午前 年 月 日 時 分まで 午後 午後		
3 公開の場所	局 部 課		
4 公開できない 部分の概要			
5 公開できない 理由	新潟市情報公開条例第 6 条第 号該当 (具体的な理由)		
6 上記理由がな くなる日	☐ 有 年 月 日 (この日以後に改めて請求してください。)		☐ 無
担 当 課	局 部 課 係 電話 (内線)		

注：(1) この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

(2) 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

(3) 公文書の写しの交付を郵送希望した場合は、「2 公開の日時」欄及び「3 公開の場所」欄は空欄となります。

を

決 定 区 分	☐ 公開 下欄1～3に記入	☐ 一部非公開 下欄1～6に記入	☐ 全部非公開 下欄5、6に記入
1 公開の方法	☐ 公文書の閲覧、視聴 ☐ 公文書写しの交付 (☐ 郵送)		
2 公開の日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後		
3 公開の場所	局 部 課		
4 公開できない 部分の概要			

5 公開できない理由	新潟市情報公開条例第 6 条第 号該当 (具体的な理由)	
6 上記理由がなくなる日	☐ 有 : 年 月 日 (この日以後に改めて請求してください。)	☐ 無
担 当 課	局 部 課 係 電話 (内線)	

- 注1 公文書の公開（郵送によるものを除く。）を受ける際には、この通知書を持って、指定の日時に指定の場所に来てください。指定日時に来られない場合は、あらかじめ担当課へご連絡ください。
- 2 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、新潟市長に対して異議申立てをすることができます（異議申立書は、新潟市情報公開条例施行規則別記様式第4号の2「情報公開・個人情報保護に係る異議申立書」を利用してください。）。

に改める。

別記様式第4号の次に次の3様式を加える。

別記様式第4号の2（第4条の2関係）(表)

情報公開・個人情報保護に係る異議申立書		年	月	日
(あて先) 新潟市長	〒 住 所			
	連絡先電話番号			
異議申立人	氏 名	印		
	(名 称)	年	歳	
※ 異議申立人が法人又は法人でない社団若しくは財団である場合又は共同で異議申立てをする場合は、下記も記入してください。 これらの代表者、区 分 1 代表者 2 管理人 3 総代 4 代理人 管理人、総代又は（該当する番号を○で囲んでください。）				
	〒 住 所			
	連絡先電話番号			
	氏 名	印		
次のとおり異議を申し立てます。 1 異議申立てに係る処分(該当する□に✓印を付け、必要事項を記載してください。) ☐ 情報公開請求 年 月 日付け 第 号の 公開・非公開決定通知書による処分 ☐ 個人情報開示請求 年 月 日付け 第 号の 個人情報開示・不開示決定通知書による処分 ☐ 個人情報訂正請求 年 月 日付け 第 号の 個人情報訂正・不訂正決定通知書による処分 2 異議申立てに係る処分があつたことを知つた年月日（決定通知書が届いた日） 年 月 日 3 処分庁の異議申立てについての教示の有無及びその内容（該当する□に✓印を付けてください。） ☐ 有 教示の内容 「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、新潟市長に対して異議申立てをすることができます。」（決定通知書の注の記載内容） ☐ 無				

※裏面あり

別記様式第4号の3（第4条の2関係）

情報公開・個人情報保護に係る異議申立取下書

（あて先）新潟市長

年 月 日

〒 住 所
連絡先電話番号
氏 名
(名 称) 印
年 齢 歳

異議申立人

※ 異議申立人が法人又は法人でない社団若しくは財団である場合又は共同で異議申立てをする場合は、下記も記入してください。

これらの代表者、 区 分 1 代表者 2 管理人 3 総代 4 代理人
管理人、総代又は（該当する番号を○で囲んでください。）
代理人

〒 住 所
連絡先電話番号
氏 名 印

次のとおり異議申立てを取り下げます。

- 1 取り下げる異議申立て 年 月 日に行った異議申立て
- 2 取り下げる異議申立てに係る処分（該当する□に✓印を付け、必要事項を記載してください。）
☐ 情報公開請求 年 月 日付け 第 号の 公開・非公開決定通知書による処分
☐ 個人情報開示請求 年 月 日付け 第 号の 個人情報開示・不開示決定通知書による処分
☐ 個人情報訂正請求 年 月 日付け 第 号の 個人情報訂正・不訂正決定通知書による処分

（裏）

4 異議申立ての趣旨及び理由
① 趣旨

② 理由

別記様式第4号の4（第4条の2関係）

情報公開・個人情報保護に係る異議申立てに対する決定書		第 年 月 日
異議申立人	様	新潟市長 (担当)
住所氏名		
参加人	様	
住所氏名		
異議申立人から 年 月 日付けで提起された 年 月 日付け 第 号の 決定通知書による処分に係る異議申立てについて、次のとおり決定します。		
1	決定内容	
2	決定理由	

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

新潟市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第28号

新潟市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市個人情報保護条例施行規則（平成13年新潟市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の 1 条を加える。

（不服申立て）

第11条の2 条例第17条第 1 項又は第21条第 1 項に規定する決定に係る行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立ては、別記様式第 6 号の 2 の情報公開・個人情報保護に係る異議申立書によるものとする。

2 前項の規定による異議申立ての取下げは、別記様式第 6 号の 3 の情報公開・個人情報保護に係る異議申立取下書によるものとする。

3 異議申立てについての決定は、別記様式第 6 号の 4 の情報公開・個人情報保護に係る異議申立てに対する

決定書によるものとする。

別記様式第 3 号中「第 号」を「第 号の 」に改め、同様式注 1 中「場合は」の次に「、行政不服審査法の規定により」を、「できます」の次に「（異議申立書は、新潟市個人情報保護条例施行規則別記様式第 6 号の 2 「情報公開・個人情報保護に係る異議申立書」を利用してください。）」を加える。

別記様式第 6 号の次に次の 3 様式を加える。

(裏)

別記様式第6号の2 (第11条の2 関係) (表)

4 異議申立ての趣旨及び理由
① 趣旨

② 理由

情報公開・個人情報保護に係る異議申立書

(あて先) 新潟市長

〒 年 月 日

住所

連絡先電話番号

異議申立人

氏 名

(名 称)

印

年 齢

歳

※ 異議申立人が法人又は法人でない社団若しくは財団である場合又は
共同で異議申立てをする場合は、下記も記入してください。

これらの代表者、 区 分 1 代表者 2 管理人 3 総代 4 代理人
管理人、総代又は (該当する番号を○で囲んでください。)

〒 住所

連絡先電話番号

氏 名

印

次のとおり異議を申し立てます。

1 異議申立てに係る処分(該当する□に✓印を付け、必要事項を記載してください。)

☐ 情報公開請求

年 月 日付け 第 号の 公開・非公開決定通知書による処分

☐ 個人情報開示請求

年 月 日付け 第 号の 個人情報開示・不開示決定通知書による処分

☐ 個人情報訂正請求

年 月 日付け 第 号の 個人情報訂正・不訂正決定通知書による処分

2 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日 (決定通知書が届いた日)

年 月 日

3 処分庁の異議申立てについての教示の有無及びその内容 (該当する□に✓印を付けてください。)

☐ 有 教示の内容

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟市長に対して異議申立てをすることができます。」(決定通知書の注の記載内容)

☐ 無

※裏面あり

別記様式第 6 号の 4（第11条の 2 関係）

情報公開・個人情報保護に係る異議申立てに対する決定書

第 年 月 日

第 号の

異議申立人

住所氏名

様

参加人

住所氏名

様

新潟市長

(担当)

)

異議申立人から 年 月 日付けで提起された 年 月 日付け 第 号の

決定通知書による処分に係る異議申立てについて、次のとおり決定します。

1 決定内容

2 決定理由

別記様式第 6 号の 3（第11条の 2 関係）

情報公開・個人情報保護に係る異議申立取下書

(あて先) 新潟市長

年 月 日

〒住所

連絡先電話番号

氏名

異議申立人

(名称)

印

年齢

歳

※ 異議申立人が法人又は法人でない社団若しくは財団である場合又は

共同で異議申立てをする場合は、下記も記入してください。

これらの代表者、区分 1 代表者 2 管理人 3 総代 4 代理人

管理人、総代又は

代理人

〒住所

連絡先電話番号

氏名

印

次のとおり異議申立てを取り下げます。

1 取り下げる異議申立て 年 月 日に行った異議申立て

2 取り下げる異議申立てに係る処分（該当する□に✓印を付け、必要事項を記載してください。）

☐ 情報公開請求

年 月 日付け 第 号の 公開・非公開決定通知書による処分

☐ 個人情報開示請求

年 月 日付け 第 号の 個人情報開示・不開示決定通知書による処分

☐ 個人情報訂正請求

年 月 日付け 第 号の 個人情報訂正・不訂正決定通知書による処分

附 則
この規則は、平成15年 4月 1 日から施行する。

新潟市保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第29号

新潟市保健所条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市保健所条例施行規則（平成 7 年新潟市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「			を					
(4)	HIV－1, 2 抗体価検査	1 件につき		1,280				
(5)	HCV 抗体価検査	1 件につき		1,280				
(6)	HCV 核酸同定検査	1 件につき		3,840				
(7)	HBs 抗原反応検査	1 件につき		300				
」			に					
(4)	クラミジアトラコマチス抗体価検査	1 件につき		2,320				
(5)	HIV－1, 2 抗体価検査	1 件につき		1,280				
(6)	HCV 抗体価検査	1 件につき		1,280				
(7)	HCV 核酸同定検査	1 件につき	3,840					
(8)	HBs 抗原反応検査	1 件につき	300					
」								
「			を					
1,330		1,320						
730		720						
1,300		1,290						
700		690	に改める。					
1,280		1,270						
680		670						
1,240		1,240						
640		640	を					
630		620						
110		110						
」								
「			を					
220		210						
110		100						
」								

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年 4月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の新潟市保健所条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に利用する者について適用し、同日前に利用した者については、なお従前の例による。

新潟市妊産婦及び乳幼児医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第30号

新潟市妊産婦及び乳幼児医療費助成規則の一部

を改正する規則

新潟市妊産婦及び乳幼児医療費助成規則（昭和58年新潟市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、申請書に添えて提出する書類により明らかなすべき事項のうち公簿等により確認できるものについて市長がその確認を行うことに同意した受給資格を得ようとする者は、当該確認できる事項を明らかにするために必要な書類を省略することができる。

第 7 条第 1 項第 1 号中「4 歳に達した日の属する月を経過した幼児及び」及び「（薬剤の支給に伴う一部負担金を除く。）」を削り、同項第 3 号中「（4 歳に達した日の属する月を経過した幼児に係るものを除く。）」を削り、同条第 2 項中「（幼児のうち、保護者が法第17条第 1 項に規定する公務員又は法第18条第 1 項に規定する被用者以外の者について、前年又は前前年の所得の額が、法第 5 条第 1 項で定める額以上であるときは除く。）」を削る。

第 8 条第 1 項第 2 号中「（出生した日の属する月の翌々月以後の医療費受給資格認定申請書の提出があつたときは、受給期間の始期は、当該申請のあつた日の属する月の初日とする。）」を削り、同項第 3 号中「（1 歳に達した日の属する月の翌々月以後の医療費受給資格認定申請書の提出があつたときは、受給期間の始期は、当該申請のあつた日の属する月の初日とする。）」を削る。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。
（医療費受給者証の有効期限）

第 8 条の 2 幼児の医療費受給者証の有効期限は、8 月 31 日（その日前に助成対象期間が満了する場合は、その満了する日）とする。

第 9 条中「8 月」を「8 月まで」に改め、「更新」の次に「の手続き」を加える。

附則第 3 項中「かかわらず」の次に「，その者が 3 歳に達した日の属する月の末日までは」を加える。

別記様式第 1 号(3)及び別記様式第 3 号(3)中

備 考		を
-----	--	---

備 考	
-----	--

受給資格の認定に際し必要な所得の状況について、住民税課税台帳等を閲覧することに同意します。
住所 氏名 印
（本人が署名した場合は押印は不要です。）

改める。

別記様式第 5 号(1)（表）中

当 月 分 点 数	点
薬剤一部負担金	円

を

当月分点数	点
-------	---

に改める。

のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に初めて受給資格を申請した者の受給期間の始期は、施行日以後の日とし、同日前に申請した者の受給期間の始期は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

新潟市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第31号

新潟市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市介護保険条例施行規則（平成12年新潟市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第14条中第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「介護保険料減免申請書」を「介護保険料減免申請書(兼同意書)」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第12条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 1 号被保険者が介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条第 1 項第 2 号イに該当する者で、その者が課される保険料額について同項第 1 号の区分による割合を適用されてもなお生活保護法による保護を必要とする状態にあり、又はこれに準ずるものとして市長が認める状態にあること。
- (2) 被保険者が、減免を受けようとする保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第22 6 号）に規定する市町村民税の課税において、同法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族でないこと。
- (3) 被保険者及び当該被保険者の世帯に属する者が、市税及び保険料を滞納していないこと。

別記様式第 5 号の 2 から別記様式第 5 号の 4 までを次

別記様式第5号の2（第6条の2関係）

年度 介護保険料暫定通知書		年 月 日	
被保険者 様		新潟市長	
あなたの介護保険料（普通徴収 暫定保険料）を下記のとおり決定しましたので通知します。			
被保険者番号及び徴収方法		普通徴収暫定保険料算定内訳	
被保険者番号		①暫定保険料年額	円
徴収方法 (納付方法)		②本年度加入予定月数	月
特別徴収に関する事項		③標準的な暫定保険料月額	円
特別徴収対象年金		④条例第6条による減額(月額)	円
特別徴収義務者		⑤あなたの暫定保険料額合計	円
口座振替に関する事項 （普通徴収の口座振替申込者）		※③ 保険料額は100円未満切捨て	
金融機関・本店店名		納期別保険料額	
預金種別・口座番号		納期(月期) 徴収方法 暫定保険料額 納 期	
口座名義人		合 計	
暫定保険料の保険料段階区分			
暫定保険料段階			
暫定保険料年額		円	
区分 の根 拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給		
	世帯全体での市民税課税状況	円	
	あなたの市民税課税状況	円	
	あなたの市民税合計所得金額状況	円	
暫定保険料段階は、本年度4月1日現在の世帯状況等及び前年度の市民税課税状況により算定された見込額です。 7月には、本年度の確定保険料を通知します。確定保険料額から暫定賦課額を除いた額は、7月以降、普通徴収又は特別徴収されます。			
介護保険料について			
1 賦課の根拠			
介護保険料（以下「保険料」という。）は、介護保険法及び介護保険法施行令、新潟市介護保険条例の規定により、本年度の4月1日現在の世帯状況等及び本年度の市民税課税状況に基づき賦課されます。			
2 納付義務者			
①特別徴収 年金保険者が、年金から保険料を天引し、被保険者に代わり市に納付します。			
②普通徴収 被保険者のほかに、被保険者の配偶者及び被保険者の属する世帯の世帯主には連帯納付義務が生じます。			
3 保険料の期別納付額			
①特別徴収 年金支給（徴収月年金支給日）時に、特別徴収（年金天引）されます。4月、6月、8月の期別納付額は、原則として、前年度の2月の期別額と同額で仮徴収されます。10月、12月、2月の期別納付額は、保険料（年額）から9月以前の納付額を差し引いて、残った納期で除した額となります。各納期の100円未満の端数については、10月の期別額にまとめて徴収されます。なお、6月及び8月期別額の減額以外の保険料変更については普通徴収への切換え又は還付等となります。			
②普通徴収 毎月末が納期となります。（12月のみ28日） 4月から6月までの期別納付額は、暫定賦課として、本年度の4月1日現在の世帯状況等及び前年度の市民税課税状況に基づき算定されます。7月以降の期別納付額は、保険料（年額）から6月以前の納付額を差し引いて、残った納期で除した額となります。各納期の100円未満の端数については、7月の期別納付額にまとめて徴収されます。なお、保険料を変更したときは、別途算定して差額が徴収、充当又は還付されます。			
4 普通徴収の特例による修正の申出			
本年度の保険料（確定保険料見込額）が、前年度の保険料の2分の1の額に満たないと思われるときは、条例の規定により、この通知書を受け取った日から30日以内に、普通徴収の暫定賦課額の修正の申出をすることができます。			
5 仮徴収額の平準化について			
特別徴収の仮徴収額は、原則として前年度2月期と同額ですが、年度内の各納期の保険料額が、概ね均等になるように仮徴収期間の6月期及び8月期で減額調整されることがあります。			
6 納期限までに保険料が完納されないとき			
普通徴収において納期限までに納付されないとき、納期限の翌日から納付の日まで年14.6%の割合で延滞金がかかります（納期限の翌日から1か月を経過する日までは、前年11月30日を経過するときにおける公定歩合に年4%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い方の割合で延滞金がかかります）。 ※延滞金の計算：保険料額の1,000円未満は切捨て（保険料が2,000円未満の場合は計算しません）。計算した延滞金の100円未満は切捨て（延滞金が1,000円未満の場合は、徴収されません。） ※保険料を一定期間以上滞納した場合、保険給付の制限を受けることがあります。			
7 不服の申立て			
この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。 新潟県介護保険審査会 新潟市新光町4番地1			

別記様式第5号の3（第6条の2関係）

年度 介護保険料特別徴収仮徴収開始通知書		年 月 日	
被保険者 様		新潟市長	
あなたの介護保険料（特別徴収 仮徴収額）を下記のとおり決定しましたので通知します。			
被保険者番号及び徴収方法		特別徴収仮徴収額算定内訳	
被保険者番号		①前年度2月特別徴収保険料額	円
徴収方法 (納付方法)		②4月分仮徴収額	円
特別徴収に関する事項		③標準的な仮徴収額合計	円
特別徴収対象年金		④年間期割額平準化等のための減額	円
特別徴収義務者		⑤あなたの仮徴収額合計	円
口座振替に関する事項 （普通徴収の口座振替申込者）		※① 前年度の保険料確定通知書でご確認ください。	
金融機関・本店店名		③ 仮徴収額は、原則として、4月、6月、8月とも同額です。	
預金種別・口座番号		④ ③の額が、仮徴収上限額（暫定保険料年額の半額程度）を超える場合は、6月期、8月期の仮徴収額を減額して、仮徴収額合計額を暫定保険料年額の半額程度に調整します（ただし、4月分の仮徴収額は減額できません。）。	
口座名義人		2月以降に生活保護を開始された場合なども減額調整します。	
暫定保険料の保険料段階区分		納期別保険料額	
暫定保険料段階		納期(月期) 徴収方法 仮徴収保険料額 納 期	
暫定保険料年額		合 計	
区分 の根 拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給	円	
	世帯全体での市民税課税状況	円	
	あなたの市民税課税状況	円	
	あなたの市民税合計所得金額状況	円	
暫定保険料段階は、本年度4月1日現在の世帯状況等及び前年度の市民税課税状況により算定された見込額です。 7月には、本年度の確定保険料を通知します。確定保険料額から暫定賦課額を除いた額は、7月以降、普通徴収又は特別徴収されます。			
介護保険料について			
1 賦課の根拠			
介護保険料（以下「保険料」という。）は、介護保険法及び介護保険法施行令、新潟市介護保険条例の規定により、本年度の4月1日現在の世帯状況等及び本年度の市民税課税状況に基づき賦課されます。			
2 納付義務者			
①特別徴収 年金保険者が、年金から保険料を天引し、被保険者に代わり市に納付します。			
②普通徴収 被保険者のほかに、被保険者の配偶者及び被保険者の属する世帯の世帯主には連帯納付義務が生じます。			
3 保険料の期別納付額			
①特別徴収 年金支給（徴収月年金支給日）時に、特別徴収（年金天引）されます。4月、6月、8月の期別納付額は、原則として、前年度の2月の期別額と同額で仮徴収されます。10月、12月、2月の期別納付額は、保険料（年額）から9月以前の納付額を差し引いて、残った納期で除した額となります。各納期の100円未満の端数については、10月の期別額にまとめて徴収されます。なお、6月及び8月期別額の減額以外の保険料変更については普通徴収への切換え又は還付等となります。			
②普通徴収 毎月末が納期となります。（12月のみ28日） 4月から6月までの期別納付額は、暫定賦課として、本年度の4月1日現在の世帯状況等及び前年度の市民税課税状況に基づき算定されます。7月以降の期別納付額は、保険料（年額）から6月以前の納付額を差し引いて、残った納期で除した額となります。各納期の100円未満の端数については、7月の期別納付額にまとめて徴収されます。なお、保険料を変更したときは、別途算定して差額が徴収、充当又は還付されます。			
4 普通徴収の特例による修正の申出			
本年度の保険料（確定保険料見込額）が、前年度の保険料の2分の1の額に満たないと思われるときは、条例の規定により、この通知書を受け取った日から30日以内に、普通徴収の暫定賦課額の修正の申出をすることができます。			
5 仮徴収額の平準化について			
特別徴収の仮徴収額は、原則として前年度2月期と同額ですが、年度内の各納期の保険料額が、概ね均等になるように仮徴収期間の6月期及び8月期で減額調整されることがあります。			
6 納期限までに保険料が完納されないとき			
普通徴収において納期限までに納付されないとき、納期限の翌日から納付の日まで年14.6%の割合で延滞金がかかります（納期限の翌日から1か月を経過する日までは、前年11月30日を経過するときにおける公定歩合に年4%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い方の割合で延滞金がかかります）。 ※延滞金の計算：保険料額の1,000円未満は切捨て（保険料が2,000円未満の場合は計算しません）。計算した延滞金の100円未満は切捨て（延滞金が1,000円未満の場合は、徴収されません。） ※保険料を一定期間以上滞納した場合、保険給付の制限を受けることがあります。			
7 不服の申立て			
この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。 新潟県介護保険審査会 新潟市新光町4番地1			

別記様式第5号の4（第6条の2関係）

年度 介護保険料変更通知書（暫定期間用）			年 月 日					
被保険者様			新潟市長					
あなたの介護保険料を下記のとおり変更しましたので通知します。								
変更理由			納期別保険料額（単位：円）					
被保険者番号			納付 月期	徴収 方法	決定(変更)前 保 険 料 ア	決定(変更)に 伴う増減額 イ	決定(変更)後 保 険 料 ア+イ	納 期
徴収方法 (納付方法)				特別徴収				
特別徴収に関する事項				普通徴収				
特別徴収対象年金				特別徴収				
特別徴収義務者				普通徴収				
口座振替に関する事項（普通徴収の口座振替申込者）				特別徴収				
金融機関・本店名				普通徴収				
預金種別・口座番号				特別徴収				
口座名義人				普通徴収				
暫定保険料段階の区分				特別徴収				
保険料の変更状況				普通徴収				
保険料段階				特別徴収				
区分の 根拠				普通徴収				
老齢福祉年金受給又は生活保護受給				特別徴収				
世帯全員での市民税課税状況				普通徴収				
あなたの市民税課税状況				特別徴収				
あなたの市民税合計所得金額状況				普通徴収				
暫定保険料（1か月分）算定内訳				特別徴収				
保険料 段階				普通徴収				
a (円)				特別徴収				
b/c (月)				普通徴収				
a × b ÷ c (円)				特別徴収				
①段階別 保険料額				普通徴収				
合計 ※100円未満切捨て				特別徴収				
②減免額 ※算出根拠は別途減免決定通知書参照				普通徴収				
③暫定保険料月額 ①－② ※100円未満切捨て				特別徴収				
※1か年度内で期間別に保険料が変更されるのは生活保護等のみです。				普通徴収				
合 計								

介護保険料について

1 賦課の根拠

介護保険料（以下「保険料」という。）は、介護保険法及び介護保険法施行令、新潟市介護保険条例の規定により、本年度の4月1日現在の世帯状況等及び本年度の市民税課税状況に基づき賦課されます。

2 納付義務者

①特別徴収 年金保険者が、年金から保険料を天引し、被保険者に代わり市に納付します。
②普通徴収 被保険者のほかに、被保険者の配偶者及び被保険者の属する世帯の世帯主には連帯納付義務が生じます。

3 保険料の期別納付額

①特別徴収 年金支給（偶数月年金支給日）時に、特別徴収（年金天引）されます。4月、6月、8月の期別納付額は、原則として、前年度の2月の期別額と同額で仮徴収されます。10月、12月、2月の期別納付額は、保険料（年額）から9月以前の納付額を差し引いて、残った納期で除した額となります。各納期の100円未満の端数については、10月の期別額にまとめて徴収されます。なお、6月及び8月期別額の減額以外の保険料変更については普通徴収への切換え又は還付等となります。
②普通徴収 毎月末が納期となります。（12月のみ28日）
4月から6月までの期別納付額は、暫定賦課として、本年度の4月1日現在の世帯状況等及び前年度の市民税課税状況に基づき算定されます。7月以降の期別納付額は、保険料（年額）から6月以前の納付額を差し引いて、残った納期で除した額となります。各納期の100円未満の端数については、7月の期別納付額にまとめて徴収されます。なお、保険料を変更したときは、別途算定して差額が徴収、充当又は還付されます。

4 仮徴収額の平準化について

特別徴収の仮徴収額は、原則として前年度2月期と同額ですが、年度内の各納期の保険料額が、概ね均等になるように仮徴収期間の6月期及び8月期で減額調整されることがあります。

5 納期限までに保険料が完納されないとき

普通徴収において納期限までに納付されないと、納期限の翌日から納付の日まで年14.6%の割合で延滞金がかかります（納期限の翌日から1か月を経過する日までは、前年11月30日を経過するときににおける公定歩合に年4%を加算した場合か、年7.3%のいずれか低い方の割合で延滞金がかかります。）。
※延滞金の計算：保険料額の1,000円未満は切捨て（保険料が2,000円未満の場合は計算しません。）。計算した延滞金の100円未満は切捨て（延滞金が1,000円未満の場合は、徴収されません。）。
※保険料を一定期間以上滞納した場合、保険給付の制限を受けることがあります。

6 不服の申立て

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
新潟県介護保険審査会
新潟市新光町4番地1

別記様式第6号中「250万円未満・・・1～4 250万円以上・・・5」を削り、「3～5」を「3～6」に、「4～5」を「4～6」に改める。

別記様式第8号から別記様式第11号までを次のように改める。

別記様式第8号（第8条関係）

[illegible]

別記様式第9号（第8条関係）

[illegible]

[illegible]

別記様式第21号及び別記様式第22号を次のように改める。

別記様式第21号（第14条関係）

介護保険料減免申請書（兼同意書）

（あて先）新潟市長
新潟市介護保険条例第12条の規定により、下記のとおり介護保険料の減免を申請します。

申請日 年 月 日

本人又は申請代理人氏名（自署）
申請代理人住所 〒 電話番号（ ）

生 年 月 日

本人との関係

被保険者番号	1	5	2	0	1	7
フリガナ	生 年 月 日		年 月 日			
住所	〒		電話番号			

申請理由 該当する申請理由の□に✓印をつけ、必要な資料を添付してください。

☐1 被保険者又は生計中心者が、震災、風水害、火災等により住宅その他に財産の著しい被害を受けた。

☐2 被保険者又は生計中心者が死亡し、障害を受け、又は長期入院したことにより収入が著しく減少した。

☐3 生計中心者の収入が、事業の休廃止、事業損失、失業等により収入が著しく減少した。

☐4 生計中心者の収入が、干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により収入が著しく減少した。

☐5 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された。

☐6 その他市長が規則で定める要件（おおむね生活保護以下の収入・資産で、扶養者がいない。）を満たす。

添付資料
別紙1
別紙2
別紙3
別紙4
別紙5
別紙6

具体的な理由
（詳細に）

同意書

この申請の審査において、新潟市が必要があるときは、下記の機関に照会し、及び調査することにより同意します。

1 申請理由1による場合の照会先
損害保険会社、市の災害担当課及び固定資産税担当課
2 申請理由2～4による場合の照会先
1に加えて、税担当部署（税務署、県税部局、市税部局等）、金融機関（銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、農協、証券会社、保険会社等）及び年金支払機関（社会保険事務所等）
3 申請理由6による場合の照会先
1、2に加えて、公共料金関係機関（水道局、電力会社、ガス会社等）、民法上の扶養義務者等

被保険者	氏名（署名）	生年月日	住所（被保険者と別居の場合のみ記入してください。）	現在の月 取
被保険者	印	年 月 日		
被保険者と生計を一にする者	印	年 月 日		
者	印	年 月 日		
	印	年 月 日		
	印	年 月 日		
	印	年 月 日		

注1 被保険者及び被保険者と生計を一にする者全員が署名押印してください。ただし、申請理由5により申請する場合は、同意書は必要ありません。

2 調査時には、この同意書の写しを上記機関に提示します。

別記様式第22号（第14条関係）

第 年 月 日 号

新潟市長

様

介護保険料減免（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申請がありました 年度分の介護保険料の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	
被保険者番号	
申請番号	

決定内容	
理由	

減免前保険料	
減免額	
減免後保険料	

問い合わせ先
新潟市
所在地
電話番号

注 上記処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

別記様式第24号を次のように改める。

別記様式第24号（第15条関係）

号 日 第 月 年	新潟市長 様	介護保険料減免取消通知書	年 月 日付け申請により、 年度分介護保険料を減免していましたが、次の理由により取り消しましたので通知します。	被保険者氏名	被保険者番号	申 請 番 号	取消しの理由	減免後保険料	減 免 取 消 額	取消後保険料	問い合わせ先 新潟市 所在地 電話番号	注 上記処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60日以内に新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
-----------------	-----------	--------------	--	--------	--------	---------	--------	--------	-----------	--------	------------------------------	--

附 則

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3 月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第32号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（昭和41年新潟市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（固定資産課税台帳の閲覧の手数料の計算）

第 7 条の 3 条例第69条の 2 第 2 項の規定による閲覧の回数の計算は、次の各号に定めるところによる。

- （1）名寄帳による場合 年度ごとに、土地、家屋及び償却資産のそれぞれにつき 1 回とする。
- （2）課税台帳による場合 年度ごとに、土地 1 筆又は家屋 1 棟につき 1 回とする。

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の計算）

第 7 条の 4 条例第69条の 3 第 2 項の規定による証明書の枚数の計算は、年度ごとに、土地 1 筆又は家屋 1 棟

の証明につき 1 枚とする。

附 則

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3 月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第33号

新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則

新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則（昭和36年新潟市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第 1（第 2 条第 1 項関係）

保育料負担金徴収金額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額） 単位：円	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0

B	A 階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	3,000	2,000
C 1		均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	11,000	9,000
C 2		所得割の額のある世帯	13,300	11,500
D 1	A 階層を除き前年度の所得税課税世帯であつてその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	14,000円未満	16,300	15,200
D 2		14,000円以上40,000円未満	20,500	19,500
D 3		40,000円以上64,000円未満	25,000	22,900
D 4		64,000円以上85,000円未満	29,500	26,000
D 5		85,000円以上120,000円未満	33,000	29,500
D 6		120,000円以上160,000円未満	37,600	33,000
D 7		160,000円以上200,000円未満	43,000	35,000
D 8		200,000円以上408,000円未満	48,500	35,300
D 9		408,000円以上500,000円未満	53,500	35,700
D10		500,000円以上	57,200	35,800

別表第1備考3中「D1～D16階層」を「D1～D10階層」に改め、同表備考6中「D16階層」を「D10階層」に、「D1～D5階層」を「D1～D3階層」に、「D6～D16階層」を「D4～D10階層」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の規定は、平成15年4月分の負担金から適用し、平成15年3月分までの負担金については、なお従前の例による。

農事組合法人に関する事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第34号

農事組合法人に関する事務施行細則の一部を改正する規則

農事組合法人に関する事務施行細則（平成14年新潟市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(出資農事組合法人の組織変更の届出)

第7条 法第73条の12の規定による組織変更の届出は、別記様式第7号により行うものとする。
別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

別記様式第7号（第7条関係）

年	月	日
出資農事組合法人組織変更届		
(あて先) 新潟市長		
出資農事組合法人の住所 出資農事組合法人の名称 代表者の氏名		
下記のとおり組織を変更したので、農業協同組合法第73条の12の規定により、関係書類を添えて届け出ます。		
記		
1	組織変更の年月日	
2	組織変更後の会社の名称	
添付書類		
1	組織変更に係る登記簿の謄本	
2	組織変更に係る総会の議事録の謄本	
3	組織変更の理由を記載した書面	
4	組織変更計画書	
5	組織変更時における財産目録及び貸借対照表（事業年度終了の日をもって組織変更をする場合においては、農業協同組合法第72条の12の2第1項に規定する書類）	
6	組織変更後の会社の定款	

附 則

この規則は、平成15年 4月 1 日から施行する。

新潟市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第35号

新潟市公印規則の一部を改正する規則

新潟市公印規則（昭和40年新潟市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (1)中新潟市郷土資料館長印の項及び新潟市立看護専門学校長印の項を削り、同表(2)中

"	"	"	埋火葬許可書及び証明 書用（1号印）	市民局市民生 活部市民課長	1	市民局市民 生活部市民 課	47
"	"	"	住民基本台帳及び外国 人登録に関する公文書 用（2号印）	市民局市民生 活部市民課長	2	市民局市民 生活部市民 課	47
"	"	"	印鑑証明書、身分証 明、戸籍の謄・抄本、 住民票の写し、転出証 明、戸籍及び住民票の 記載事項証明書認証 印、契印並びに記載訂 正用（3号印）	市民局市民生 活部市民課長	6	市民局市民 生活部市民 課	47
"	"	"	印鑑証明書、身分証 明、戸籍の謄・抄本、 住民票の写し、戸籍及 び住民票の記載事項証 明書認証印、契印並び に記載訂正用（3号印）	市民局市民生 活部自治振興 課長	1	市民局市民 生活部自治 振興課入舟 連絡所	47
"	"	"			1	市民局市民 生活部自治 振興課関係 行政サービス コーナー	47
"	"	"		黒埼支所市民 課長	1	黒埼支所市 民課黒埼行 政サービス コーナー	47
"	"	"	戸籍原本契印用（4号 印）	市民局市民生 活部市民課長	1	市民局市民 生活部市民 課	47
"	"	"	黒埼支所市民課所管事 務で戸籍住民係に属す る公文書用（12号印）	黒埼支所市民 課長	1	黒埼支所市 民課	47

を

"	"	"	埋火葬及び火葬場利用 の許可並びに戸籍事務 に関する公文書（証明 書を除く。）用（1号印）	市民局市民生 活部市民課長	3	市民局市民 生活部市民 課	47
---	---	---	--	------------------	---	---------------------	----

"	"	"	住民基本台帳及び印鑑 登録の事務（証明事務 を除く。）並びに外国人 登録事務に関する公文 書用（2号印）	市民局市民生 活部市民課長	1	市民局市民 生活部市民 課	47
"	"	"	市民課所管事務（外国 人登録事務及び国民年 金事務を除く）に関する 証明書用（3号印）	市民局市民生 活部市民課長	6	市民局市民 生活部市民 課	47
"	"	"		市民局市民生 活部自治振興 課長	1	市民局市民 生活部自治 振興課入舟 連絡所	47
"	"	"			1	市民局市民 生活部自治 振興課関係 行政サービス コーナー	47
"	"	"	黒埼支所市民課所管事 務で戸籍住民係に属す る事務に関する公文書 用（12号印）	黒埼支所市民 課長	1	黒埼支所市 民課	47
"	"	"			1	黒埼支所市 民課黒埼行 政サービス コーナー	47

に、

「福祉年金事務に関する公文書用」を

「国民年金事務に関する公文書用」に、

市長の姓の 印	く形縦 10横6	"	戸籍記載文未検認 及び記載訂正用	市民局市民生活部 市民課長	4	市民局市民生 活部市民課	64 の 2
				黒埼支所市民課長	1	黒埼支所市民 課	
				東地区事務所次長	2	各地区事務所	
				中・西・北・南・ 坂井輪・石山の各 地区事務所次長	各 1		
市長職務代 理者の姓の 印	"	"	戸籍記載文未検認 及び記載訂正用	市民局市民生活部 市民課長	4	市民局市民生 活部市民課	64 の 2
				黒埼支所市民課長	1	黒埼支所市民 課	
				東地区事務所次長	2	各地区事務所	
				中・西・北・南・ 坂井輪・石山の各 地区事務所次長	各 1		

を

市長の姓の 印	く形縦 10横6	"	戸籍記載文未検認 及び記載訂正用	市民局市民生活部 市民課長	2	市民局市民生 活部市民課	64
				黒埼支所市民課長	1	黒埼支所市民 課	

市長職務代理者の姓の印	"	"	戸籍記載文末検認及び記載訂正用	市民局市民生活部市民課長	2	市民局市民生活部市民課長	64の2
				黒崎支所市民課長	1	黒崎支所市民課	

に改め、新潟市看護専門学校印の項を削り、

新潟市消防署長印	正方形18	"	り災証明書に係る電子印用	各消防署長	各1	各消防署	29
----------	-------	---	--------------	-------	----	------	----

を

"	正方形18	"	危険物規制事務に関する公文書に係る電子印用	消防局総務課長	1	消防局総務課	27
新潟市消防署長印	"	"	り災証明書に係る電子印用	各消防署長	各1	各消防署	29

に改める。

別表第2（12の3）を次のように改める。

（12の3）

削除

別表第2（24）を次のように改める。

（24）

削除

別表第2（67）を削る。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

新潟市知的障害者援護施設負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第36号

新潟市知的障害者援護施設負担金徴収規則の一部を改正する規則

新潟市知的障害者援護施設負担金徴収規則（昭和42年新潟市規則第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市知的障害者更生施設等負担金徴収規則

第3条を次のように改める。

（負担金の額）

第3条 新潟市居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給に関する規則（平成15年新潟市規則第6号）別表の規定は、被措置者又はその扶養義務者から徴収する負担金の額の算定について準用する。

別表第1及び別表第2を削る。

別記様式第1号中「新潟市知的障害者援護施設負担金徴収規則」を「新潟市知的障害者更生施設等負担金徴収規則」に改める。

別記様式第2号中「新潟市知的障害者施設負担金免除

（還付）申請書」を「新潟市知的障害者更生施設等負担金免除（還付）申請書」に、「新潟市長 様」を「（あて先）新潟市長」に改める。

別記様式第3号中「新潟市知的障害者援護施設負担金免除（還付）許可書」を「新潟市知的障害者更生施設等負担金免除（還付）許可書」に、「新潟市知的障害者援護施設負担金」を「新潟市知的障害者更生施設等負担金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟市知的障害者更生施設等負担金徴収規則の規定は、平成15年4月分の負担金から適用し、同年3月分までの負担金については、なお従前の例による。

新潟市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第37号

新潟市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟市知的障害者福祉法施行細則（昭和63年新潟市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第3条」を「第39条」に改める。

第4条第2項中「援護」を「更生援護」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条の見出し中「援護施設」を「更生施設等」に改め、同条第1項中「援護施設に」を「知的障害者更生施設等（以下「更生施設等」という。）に」に、「入所措置又は措置委託書」を「入所措置（委託）書」に、「援護施設の」を「更生施設等の」に改め、同項第2号中「入所申請書の写し（添付書類を含む。）及び」を削る。

第7条の見出し中「援護施設」を「更生施設等」に改め、同条第1項中「援護施設」を「更生施設等」に、「援護」を「更生援護」に、「援護委託依頼書」を「更生援護委託依頼書」に、「当該援護施設」を「当該施設」に改め、同条第2項中「援護施設」を「更生施設等」に、「援護」を「更生援護」に、「入所措置又は措置委託書に入所申請書の写し（添付書類を含む。）を添付して」を「入所措置（委託）書を」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「援護施設」を「更生施設等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第15条の11に規定する施設訓練等支援費の支給を決定した場合について準用する。

別記様式第1号中「知的障害者援護施設」を「知的障害者更生施設等」に改める。

別記様式第3号及び別記様式第8号中「新潟市長様」を「(あて先)新潟市長」に改める。

別記様式第10号から別記様式第12号までを次のように改める。

別記様式第10号から別記様式第12号まで 削除

別記様式第13号中「(援護施設長)」を削る。

別記様式第16号中「(援護施設長)」を削り、「援護委託依頼書」を「更生援護委託依頼書」に、「援護」を「更生援護」に改める。

別記様式第19号中「(援護施設長)」を削る。

附 則

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

新潟市身体障害者更生援護施設費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3 月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第38号

新潟市身体障害者更生援護施設費用徴収規則の一部を改正する規則

新潟市身体障害者更生援護施設費用徴収規則(昭和61年新潟市規則第34号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市身体障害者更生施設等費用徴収規則

第1条中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者更生施設等」に改める。

第2条中「第18条第4項第3号の規定により」を「第18条第3項の規定に係る」に改める。

第3条を次のように改める。

(費用の額)

第3条 新潟市居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給に関する規則(平成15年新潟市規則第6号)別表の規定は、被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用の額の算定について準用する。

別表第1及び別表第2を削る。

別記様式第1号中「第18条第4項第3号に規定する」を「第18条第3項の規定に係る」に、「新潟市身体障害者更生援護施設費用徴収規則」を「新潟市身体障害者更生施設等費用徴収規則」に改める。

別記様式第2号中「新潟市身体障害者更生援護施設費用徴収金免除申請書」を「新潟市身体障害者更生施設等費用徴収金免除申請書」に改め、「昭和」を削り、「新潟市長 殿」を「(あて先)新潟市長」に改める。

別記様式第3号中「新潟市身体障害者更生援護施設費用徴収金免除(還付)通知書」を「新潟市身体障害者更生施設等費用徴収金免除(還付)通知書」に、「新潟市身

体障害者更生援護施設費用徴収金」を「新潟市身体障害者更生施設等費用徴収金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市身体障害者更生施設等費用徴収規則の規定は、平成15年 4 月分の費用徴収から適用し、同年 3 月分までの費用徴収については、なお従前の例による。

新潟市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3 月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第39号

新潟市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟市身体障害者福祉法施行細則(平成8年新潟市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条の2第1項」を「第3条第1項」に改める。

第5条中「第4条第2項から第6項まで」を「第9条第2項又は第4項」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付の申請又は政令第10条第1項に規定する身体障害者手帳の再交付の申請は、別記様式第4号によるものとする。

第6条第2項中「若しくは第4項」を削る。

第8条中「第18条の2第1項」を「第17条の14(法第18条の2第1項において準用する場合を含む。)」に、「身体障害者更正援護施設」を「身体障害者更生施設等」に、「更正援護施設」を「更生施設等」に改める。

第9条第2項中「第5条の8第2項」を「第22条第2項」に改める。

第10条中「第5条の9」を「第23条」に改める。

第11条中「第5条の10」を「第24条」に改める。

第13条第2項及び第14条第2項中「新潟県身体障害者更正相談所」を「新潟県身体障害者更生相談所」に改める。

第22条中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

第23条の見出しを「(更生施設等)」に改め、同条第1項中「第18条第4項第3号」を「第18条第3項」に、「を更生援護施設」を「の入所を更生施設等」に改め、「新潟県身体障害者更生相談所の判定を求め、その判定に基づき」を削り、「更生援護施設」を「更生施設等」に改め、

○所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し，異常の部位，内容，程度等を詳細に記載してください。）

b 嚥下状態の観察と検査

〈参考 1〉 各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

〈参考 2〉 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容 (固形物，半固形物，流動食)
- ・ 誤嚥の程度 (毎回，2 回に 1 回程度，数回に 1 回，ほとんど無し)

○観察・検査の方法

☐ エックス線検査 ()

☐ 内視鏡検査 ()

☐ その他 ()

○所見（上記の枠内の〈参考 1〉と〈参考 2〉の観察点から，嚥下状態について詳細に記載してください。）

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「しゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ，さらにア又はイの該当する□に✓を，() 内に必要事項を記載してください。

「該当する障害」

☐ そしゃく・嚥下機能の障害
→「ア そしゃく・嚥下機能の障害」に記載してください。
☐ 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→「イ 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載してください。

ア そしゃく・嚥下機能の障害

(ア) 障害の程度

☐ 経口的に食物等を摂取できないため，経管栄養を行っている。

☐ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため，経管栄養を併用している。

☐ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが，誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・容・摂取方法に著しい制限がある。

☐ その他

(イ) 参考となる検査所見

a 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

・ 口唇・下顎：運動能力，不随意運動の有無，反射異常ないしは病的反射

・ 舌：形状，運動能力，反射異常

・ 軟口蓋：挙上運動，反射異常

・ 声帯：内外転運動，梨状窩の唾液貯溜

イ 咬合異常によるそしゃく機能の障害

(ア) 障害の程度

☐ 著しい咬合障害があり，歯科矯正治療等を必要とする。

☐ その他

(イ) 参考となる検査所見 (咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

a 咬合異常の程度 (そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察してください。)

2 直腸機能障害	
☐ 腸管のストマ	
(1) 種類・術式	
① 種類	☐ 空腸・回腸ストマ ☐ 上行・横行結腸ストマ ☐ 下行・S状結腸ストマ ☐ その他[]
② 術式：[]	
③ 手術日：[] 年 [] 月 [] 日	
	x (ストマ、びらんの部位等を図示)
☐ 治療困難な腸瘻	
(1) 原因	(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態
① 放射線障害	☐ 大部分
☐ 疾患名：[]	☐ 一部分
② その他	
☐ 疾患名：[]	(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態
(2) 瘻孔の数：[] 個	☐ 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚に著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)。 ☐ その他 []
	x (腸瘻、びらんの部位等を図示)

☐ 高度の排便機能障害	(2) 排便機能障害の状態・対応
(1) 原因	☐ 完全便失禁
☐ 先天性疾患に起因する神経障害	☐ 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある。
[] (例：二分脊椎 等)	☐ 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要
☐ その他	☐ その他 []
☐ 先天性鎖肛に対する肛門形成術	手術日：[] 年 [] 月 [] 日
☐ 小腸肛門吻合術	手術日：[] 年 [] 月 [] 日
3 障害程度の等級	
(1級に該当する障害)	☐ 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排泄処理が著しく困難な状態があるもの ☐ 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの ☐ 尿路変向(更)のストマに治療困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの ☐ 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの ☐ 治療困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
(3級に該当する障害)	☐ 尿路変向(更)のストマを併せもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの ☐ 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの ☐ 尿路変向(更)のストマに治療困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの ☐ 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの ☐ 治療困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの ☐ 高度の排便機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの
(4級に該当する障害)	☐ 腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの ☐ 治療困難な腸瘻があるもの ☐ 高度の排便機能障害又は高度な排便機能障害があるもの

別記様式第2号別紙（その11）中
「(1)又は(2)のうちいずれか一つの検査による確認が必要です。」

(1) HIV 抗体検査方法及び結果

	検 査 法	検 査 日	検査結果
スクリーニング法 による判定結果		年 月 日	陽性、陰性
確認法による判定 結果		年 月 日	陽性、陰性

注1 スクリーニング法、確認法の双方の検査結果について記入してください。

2 「スクリーニング法」では、PA 法、ELISA 法等のうち一つを行ってください。

3 「確認法」では、Western blot 法、IFA 法のうちいずれかを行ってください。

(2) 病原検査の結果

検 査 名	検 査 日	検 査 結 果
	年 月 日	

注 「病原検査」とは、HIV 抗原検査、ウイルス分離、PCR 法等の検査をいいます。」
を

「(1) HIV の抗体スクリーニング検査法の結果

	検 査 法	検 査 日	検査結果
判 定 結 果		年 月 日	陽性、陰性

注 酵素抗体法 (ELISA)、粒子凝集法 (PA)、免疫クロマトグラフィー法 (IC) 等のうち1つを行ってください。

(2) 抗体確認検査又は HIV 病原検査の結果 (いずれか1つの検査による確認が必要です。)

	検 査 名	検 査 日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性、陰性
HIV 病原検査の結果		年 月 日	陽性、陰性

注1 「抗体確認検査」とは、Western Blot 法、蛍光抗体法 (IFA) 等の検査をいいます。

2 「HIV 病原検査」とは、HIV 抗原検査、ウイルス分離、PCR 法等の検査をいいます。」
に改め、同様式別紙（その11）2中「特徴的症状」を「指標疾患」に、「サーベイランスのための AIDS 診断基準」（厚生省サーベイランス委員会、1994）を「サーベイランスのための HIV 感染症／AIDS 診断基準」（厚生省エイズ動向委員会、1999）に改め、同様式別紙（その11）4(1)中「4週間」を「注 4週間」に改め、同様式別紙（その11）4(2)中「等級表解説」を「身体障害認定基準」

に、「脂質の摂取禁止」を「脂質の摂取制限」に改め、同様式別紙（その12）中

「小児の HIV 感染は、原則として以下の(1)又は(2)の検査により確認されます。ただし、周産期に母親が HIV に感染していたと考えられる検査時に生後15か月未満の小児については、さらに以下の(2)又は(3)の検査による確認が必要です。」

(1) HIV 抗体検査方法及び結果

	検 査 法	検 査 日	検査結果
スクリーニング法 による判定結果		年 月 日	陽性、陰性
確認法による判定 結果		年 月 日	陽性、陰性

注1 スクリーニング法、確認法の双方の検査結果について記入してください。

2 「スクリーニング法」では、PA 法、ELISA 法等のうち一つを行ってください。

3 「確認法」では、Western blot 法、IFA 法のうちいずれかを行ってください。

(2) 病原検査の結果

検 査 名	検 査 日	検 査 結 果
	年 月 日	

注 「病原検査」とは、HIV 抗原検査、ウイルス分離、PCR 法等の検査をいいます。」
を

「小児の HIV 感染は、原則として以下の(1)及び(2)の検査により確認されます。(2)についてはいずれか1つの検査による確認が必要です。ただし、周産期に母親が HIV に感染していたと考えられる検査時に生後18か月未満の小児については、さらに以下の(1)の検査に加えて、(2)のうち「HIV 病原検査の結果」又は(3)の検査による確認が必要です。」

(1) HIV の抗体スクリーニング検査法の結果

	検 査 法	検 査 日	検査結果
判 定 結 果		年 月 日	陽性、陰性

注 酵素抗体法 (ELISA)、粒子凝集法 (PA)、免疫クロマトグラフィー法 (IC) 等のうち1つを行ってください。

(2) 抗体確認検査又は HIV 病原検査の結果

	検 査 名	検 査 日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性、陰性
HIV 病原検査の結果		年 月 日	陽性、陰性

注1 「抗体確認検査」とは、Western Blot 法、蛍光

抗体法（IFA）等の検査をいいます。

2 「HIV 病原検査」とは、HIV 抗原検査、ウイルス分離、PCR 法等の検査をいいます。」に改め、同様式別紙（その12）2(1)中「「免疫学的分類」を「注 「免疫学的分類」に、「等級表解説」を「身体障害認定基準」に改め、同様式別紙（その12）2(2)中「特徴的症状」を「指標疾患」に、「サーベイランスのための AIDS 診断基準」（厚生省サーベイランス委員会，1994）を「サーベイランスのための HIV 感染症／AIDS 診断基準」（厚生省エイズ動向委員会，1999）に改める。

別記様式第 4 号中

「2 申請の内容

身体障害者手帳再交付申請」を

「2 申請の内容

(1) 身体障害者手帳交付申請

(2) 身体障害者手帳再交付申請」に改める。

別記様式第 8 号中「身体障害者福祉法施行規則第13条の 6 第 1 項」を「身体障害者福祉法施行令第22条第 2 項」に改める。

別記様式第 9 号中「身体障害者福祉法施行規則第13条の 7 第 1 項」を「身体障害者福祉法施行令第23条」に改める。

別記様式第27号中「変更したいので、身体障害者福祉法施行規則第20条の 3 第 1 項」を「変更したので、同条第 2 項」に改め、「3 下記のとおり身体障害者福祉法第26条第 1 項の規定により届け出た事項を変更したので、身体障害者福祉法施行規則第20条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。」を削る。

別記様式第28号中「第26条第 2 項」を「第26条第 3 項」に改める。

別記様式第30号中「第18条第 4 項第 3 号」を「第18条第 3 項」に、「援護」を「入所」に改める。

別記様式第31号中「さきに に入所希望がありましたが、下記の期日に入所できるようになりました」を「身体障害者福祉法第18条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり施設への入所を決定した」に、「入所期日 年 月 日」を

「1 入所期日 年 月 日

2 入所施設」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年 4月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

新潟市衛生試験所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第40号

新潟市衛生試験所条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市衛生試験所条例施行規則（昭和51年新潟市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 血清学的検査の項中

「	15	HCV 抗体価検査	1 件につき	1,280	」を
「	15	HCV 抗体価検査	1 件につき	1,280	」に
	16	クラミジアトラコマチス抗体価検査	1 件につき	2,320	

改める。

附 則

この規則は、平成15年 4月 1 日から施行する。

新潟市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第41号

新潟市財務規則の一部を改正する規則

新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「中央卸売市場管理課」を「中央卸売市場の課」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「及び会計課黒埼支所会計係」を削り、同条第 2 項中「及び会計課黒埼支所会計係職員」を削る。

第22条第 2 項中「、教育委員会事務局黒埼教育事務所の課長」を削る。

別表第 1 中

「		歴史文化課	課 長	歴史文化課の職員 （収納事務に従事しない者を除く。） 郷土資料館の職員 （収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。
---	--	-------	-----	--	--------------------

を

「		歴史文化課	課 長	歴史文化課の職員 （収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。
---	--	-------	-----	-------------------------------	--------------------

に

税務課	課 長	税務課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
市民課	課 長	市民課及びその管理の下にあるサービスコーナーの職員（収納事務に従事しない者を除く。）

税務課	課 長	税務課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 市の収入金を収納すること。 2 他の公共団体から囑託を受けた徴収金を収納すること。
市民課	課 長	市民課及びその管理の下にあるサービスコーナーの職員（収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。

を

に改め、

黒埼教育事務所	生涯学習推進課	課長	生涯学習推進課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
---------	---------	----	-----------------------------

を削る。

附 則

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年 3 月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市訓令第 1 号

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市事務専決規程（平成 4 年新潟市訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「，ワールドカップ総合対策室長」，「，郷土資料館長」及び「，弁天線建設事務所長」を削る。

別表第 1 1 (1)イただし書を削り、同表 1 (1)ウ中「広域行政課」を「市政改革・創造推進課並びに企画財政局広域合併推進部の広域合併推進課」に改め、同表 1 (2)の表中

「(2) 服務に関する事項表

ア 部長の専決権限事項については、ワールドカップ総合対策室にあっては、企画財政局参事が当該事項を専決するものとする。

イ この表中保健所等の欄の「次長」とあるのは衛生試験所、中央卸売市場、福祉事務所及び土木事務所において、課長と読み替えるものとする。」

を

「(2) 服務に関する事項表

この表中保健所等の欄の「次長」とあるのは、衛生試験所、中央卸売市場、福祉事務所及び土木事務所において、課長と読み替えるものとする。」

に改め、同表第 2 項の項中「(外国出張を除く。)」を削り、同表中第12項の項を第13項の項とし、第 3 項の項から第 11 項の項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の項の次に次のように加える。

3 職員の外国出張を命令すること。

局長、消防局長	部長、地区事務所長、局に属する課長、局付職員	○	○																
---------	------------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 1 1 (3)イただし書を削り、同表 1 (3)ウ中「広域行政課長等」を「市政改革・創造推進課長等」に、「広域行政課長、ワールドカップ総合対策室長」を「市政改革・創造推進課長、広域合併推進課長」に改め、同表 1 (3)の表第 3 項第10号の項中「広域行政課長等」を「市政改革・創造推進課長等」に改め、別表第 1 2 用地対策課・清掃課・商工振興課・農林水産部各課・都市整備局各課・土木事務所・下水道管理センター・清掃センターの表第 1 項の項中第11号の項を第12号の項とし、第 1 号の項から第10号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表第 1 項の項に第 1 号の項として次のように加える。

(1) 設計の審査
をすること

			○		○	○
--	--	--	---	--	---	---

別表第 1 2 総務局総務部の項総務課の表第 2 項の項中第 1 号の項を削り、第 2 号の項を第 1 号の項とし、第

3号の項を削り、第4号の項を第2号の項とし、第5号の項から第7号の項までを2項ずつ繰り上げ、別表第1

2総務局総務部の項人事課の表第3項第4号の項中「(海外派遣研修を除く。)」を削り、別表第1 2総務局国際文化部の項歴史文化課の表に次のように加える。

5 旧新潟税関庁舎等の管理に関する事務を処理すること。			重要なもの	軽易なもの
6 歴史資料及び文学資料取得基金に属する歴史資料を一般会計予算により取得すること。	○			

別表第1 2企画財政局企画部の項総合企画課の表第5項の項を削り、同表の次に次の1表を加える。

市政改革・創造推進課				
項 目	助役	局長	部長	課長
1 市政改革・創造推進に関する事務を処理すること。			重要なもの	軽易なもの
2 行政評価システムの推進に関する事務を処理すること。			重要なもの	軽易なもの

別表第1 2企画財政局企画部の項広域行政課の表を削り、同項の次に次のように加える。

企画財政局広域合併推進部

政令指定都市調査課				
項 目	助役	局長	部長	課長
広域行政の推進に関する事務を処理すること。			○	

別表第1 2企画財政局財政部の項工事検査管理室の表中第1項の項を削り、第2項の項を第1項の項とし、第3項の項を第2項の項とし、第4項の項を第3項の項とし、別表第1 2市民局保健福祉部の項障害福祉課の表第1項第7号の項中「巡回入浴車の派遣」を「訪問入浴」に改め、同表第1項の項中第8号の項を削り、第9号の項を第8号の項とし、第10号の項から第16号の項までを1項ずつ繰り上げ、同表第2項第5号の項中「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)による改正後の身体障害者福祉法(以下この項において「改正法」という。)」を「法」に改め、同表第2項第6号の項から第14号の項までの規定中「改正法」を「法」に改め、同表第3項第2号の項及び第3号の項を削り、同表第3項第4号の項中「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律による改正後の知的障害者福祉法(以下この項において「改正法」という。)」を「法」に改め、同項を同表第3項第2号の項とし、同表第3項第5号の項中「改正法」を「法」に改め、同項を同表第3項第3

号の項とし、同表第3項第6号の項中「改正法」を「法」に改め、同項を同表第3項第4号の項とし、同表第3項第7号の項中「改正法」を「法」に改め、同項を同表第3項第5号の項とし、同表第3項第8号の項中「改正法」を「法」に改め、同項を同表第3項第6号の項とし、同表第3項第9号の項中「改正法」を「法」に改め、同項を同表第3項第7号の項とし、同表第3項第10号の項中「改正法」を「法」に改め、同項を同表第3項第8号の項とし、同表第3項第11号の項中「改正法」を「法」に改め、同項を同表第3項第9号の項とし、同項の次に次のように加える。

(10) 法第15条の32第1項の規定により知的障害者に対し必要な措置をとること。				○
(11) 法第15条の32第2項の規定により日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与をすること。				○

別表第1 2市民局保健福祉部の項障害福祉課の表第4項第2号の項を削り、同表第4項第3号の項中「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律による改正後の児童福祉法(以下この項において「改正法」という。)」を「法」に改め、同項を同表第4項第2号の項とし、同表第4項第4号の項中「改正法」を「法」に改め、同項を同表第4項第3号の項とし、同表第4項第5号の項中「改正法」を「法」に改め、同項を同表第4項第4号の項とし、同表第4項第6号の項中「改正法」を「法」に改め、同項を同表第4項第5号の項とし、同表第4項第7号の項中「改正法」を「法」に改め、同項を同表第4項第6号の項とし、同項の次に次のように加える。

(7) 法第21条の25第1項の規定により障害児に対し必要な措置をとること。				○
--	--	--	--	---

別表第1 2市民局保健福祉部の項障害福祉課の表第4項の項中第8号の項を第9号の項とし、同項の前に次のように加える。

(8) 法第21条の25第2項の規定により日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与をすること。				○
--	--	--	--	---

別表第1 2市民局保健福祉部の項障害福祉課の表第10項の項中「指定心身障害者更生施設等」を「指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等」に改め、同表第11項の項中「明生園及び」を削り、同表第13項の項中「及び知的障害者デイサービスセンター」を削り、別表第1 2市民局環境部の項環境対策課の表第13の項を次のように改める。

13 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に関する事項

- (1) 法第9条及び法第10条の規定により捕獲の許可及び措置命令をすること。
- (2) 法第19条及び法第22条の規定により飼養の登録及び措置命令をすること。
- (3) 法第24条の規定により販売の許可及び措置命令をすること。
- (4) 法第75条の規定により報告徴収及び立入検査をすること。

○

○

○

○

別表第1 2 市民局環境部の項環境対策課の表に次のように加える。

15 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に関する事項

- (1) 法第3条第1項の規定により確認すること。
- (2) 法第3条第2項の規定により土地の所有者等に対し、通知すること。
- (3) 法第3条第3項の規定により報告を行い、又は報告内容を是正すべきことを命ずること。
- (4) 法第4条第1項の規定により土地の所有者等に対し、調査及び報告を命ずること。
- (5) 法第4条第2項の規定により調査を行うこと。
- (6) 法第5条第1項の規定により指定すること。
- (7) 法第5条第4項の規定により指定を解除すること。
- (8) 法第7条第1項又は第2項の規定により土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置を命ずること。
- (9) 法第9条第4項の規定により計画の変更を命ずること。
- (10) 法第29条第1項の規定により報告を求め、又は職員に検査をさせること。
- (11) 法第31条第2項の規定により関係行政機関の長等に対し、必要な協力を求め、又は意見を述べること。

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

別表第1 1 産業経済局農林水産部の項農業振興課の表第5項の項中第10号の項を第11号の項とし、第7号の項から第9号の項までを1項ずつ繰り下げ、第6号の項の次に次のように加える。

- (7) 法第73条の12の規定により出資農事組合法人の組織変更の届出を受理すること。

○

別表第1 2 都市整備局開発建築部の項都市開発課の表第3項の項中第11号の項を削り、第12号の項を第11号の項とし、第13号の項から第17号の項までを1項ずつ繰り上げ、別表第1 2 都市整備局開発建築部の項建築指導課の表第1項第14号の項中「第52条第7項及び第11項」を「第52条第9項及び第13項」に改め、同表第1項の項中第34号の項を同38号の項とし、第29号の項から第33号の項までを4項ずつ繰り下げ、第28号の項を第31号の項とし、同項の次に次のように加える。

- (32) 法第86条第3項若しくは第4項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第86条の5第3項の規定により一団地内における制限の緩和を許可し、又は取り消すこと。

○

別表第1 2 都市整備局開発建築部の項建築指導課の表第1項の項中第27号の項を第30号の項とし、第23号の項から第26号の項までを3項ずつ繰り下げ、同表第1項第22号の項中「第68条の5第1項及び第2項」を「第68条の5の2第2項」に、「再開発地区計画」を「地区計画等」に、「緩和の承認及び」を「の特例の」に改め、同項を同表第1項第23号の項とし、同項の次に次のように加える。

- (24) 法第68条の5の4第1項及び第2項の規定により地区計画等の区域内における制限の特例を承認すること。
- (25) 法第68条の5の5第1項の規定により地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例を承認すること。

○

○

別表第1 2 都市整備局開発建築部の項建築指導課の表第1項第21号の項中「から第4項」を削り、「住宅地高度利用地区計画」を「地区計画等」に、「制限緩和の承認及び許可」を「建築物の容積率の特例を承認」に改め、同項を同表第1項第22号の項とし、同表第1項第20号の項中「第4項及び第5号」を「から第4項まで」に、「地区計画の区域」を「再開発等促進区等」に、「特例を承認する」を「緩和の承認及び許可をする」に改め、同項を同表第1項第21号の項とし、同表第1項の項中第19

号の項を第20号の項とし、第15号の項から第18号の項までを1項ずつ繰り下げ、第14号の項の次に次のように加える。

- (15) 法第53条の2第1項第3号及び第4号の規定による建築物の敷地面積の緩和の許可をすること。

別表第1 2都市整備局開発建築部の項建築指導課の表第2項の項を次のように改める。

2 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号。以下この項において「法」という。）に関する事項

- (1) 法第4条第1項の規定により違反を是正するための必要な措置を命ずること。
- (2) 法第4条第3項の規定により報告させ、又は職員に立入検査させること。
- (3) 法第6条第3項の規定により計画を認定し、又は法第12条の規定により認定を取り消すこと。
- (4) 法第10条の規定により認定事業者に対し、特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告させること。
- (5) 法第11条の規定により認定を受けた計画に従って認定建築物の建築等又は維持保全を行っていない場合に認定事業者に対し、必要な措置を命ずること。

別表第1 2都市整備局開発建築部の項建築指導課の表に次のように加える。

13 エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下この項において「法」という。）に関する事項

- (1) 法第15条第1項の規定により建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすること。
- (2) 法第15条の2第1項の規定により特定建築物に関する届出を受理すること。
- (3) 法第15条の2第2項の規定により特定建築物に関する届出が不十分であると認めるとき、変更すべき旨を指示すること。

- (4) 法第15条の2第3項の規定により正当な理由なく指示に従わなかったとき、その旨を公表すること。

- (5) 法第25条第4項の規定により特定建築物に関し報告させ、又は職員に立入検査をさせること。

14 都心居住促進活動支援制度に関する事項

- (1) 助成対象者の認定及び取消しをすること。
- (2) 計画の変更、中止及び廃止を承認すること。
- (3) 助成対象者に対し報告若しくは書類等の提出を求め、又は必要な措置を命ずること。

別表第1 2機関の項地区事務所の表第15項の項中「新潟市妊産婦及び乳児医療費助成規則」を「新潟市妊産婦及び乳幼児医療費助成規則（昭和58年新潟市規則第30号）」に改め、「及び第14条」及び「妊産婦及び」を削り、別表第1 2機関の項保健所の表第3項の項中「及び第15条」を削り、同表に次のように加える。

14 難病対策に関する事項

- (1) 難病患者看護手当及び紙おむつの支給に関する事務を処理すること。
- (2) 難病患者等居宅生活支援事業に関する事務を処理すること。
- (3) 難病患者夜間訪問看護サービスに関する事務を処理すること。

15 精神保健福祉に関する事項

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の規定により入院の同意をすること。
- (2) 精神障害者居宅生活支援事業に関する事務を処理すること。
- (3) 精神障害者入院医療費助成事業に関する事務を処理すること。

16 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第2項ただし書の規定により牛の特定部位の焼却の免除を許可すること及びその許可を取り消すこと。

別表第2 1備考1中「郷土資料館、埋蔵文化財センター及び弁天線建設事務所」を「及び埋蔵文化財センター」に改め、同表2(1)の表中第1項の項を削り、第2項の項の項番号を削り、別表第2 2(5)の表中「子ども相談センター」を「1 こども相談センター」に改め、同表に次のように加える。

2 ひしみの園				
(1) 通園を一時停止すること。				○
(2) ひしのみ園の休園日を臨時に変更すること。		○		
(3) 入園児に対する生活指導を行うこと。				○
(4) 入園児の健康診断計画を決定し、及びこれを実施すること。				○
(5) その他ひしのみ園の管理運営に関する事務を処理すること。		重要なもの	軽易なもの	
3 明生園				
(1) 入園者又は短期入所事業の利用者との契約に関する事務を処理すること。				○
(2) 入園者の支援計画を決定し、及びこれを実施すること。				○
(3) 施設訓練等支援費及び居宅生活支援費に関する事務を処理すること。				○
(4) 明生園の休園日を臨時に変更すること。		○		
(5) その他明生園の管理運営に関する事務を処理すること。		重要なもの	軽易なもの	
4 知的障害デイサービスセンター				
(1) 利用者との契約に関する事務を処理すること。				○
(2) 利用者の支援計画を決定し、及びこれを実施すること。				○
(3) 居宅生活支援費に関する事務を処理すること。				○
(4) センターの休館日を臨時に変更すること。				○
(5) その他センターの管理運営に関する事務を処理すること。		重要なもの	軽易なもの	

別表第2 2中(10)の表を削り、(11)の表を(10)の表とする。

別表第3 1備考3及び備考4を削り、同表2教育委員会黒埼教育事務所の項を削る。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

新潟市総合計画策定委員会規程等の一部を改正する規

程を次のように定める。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第2号

新潟市総合計画策定委員会規程等の一部を改正する規程

(新潟市総合計画策定委員会規程の一部改正)

第1条 新潟市総合計画策定委員会規程(昭和58年新潟市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2 総務・企画財政部会の項部会員の欄中「企画部長」を「企画部長 広域合併推進部長」に改め、同表総務・企画財政部会の項中

「				企画分科会	企画部長	総合企画課長 広域行政課長 情報政策課長	」
---	--	--	--	-------	------	----------------------	---

を

「				企画分科会	企画部長	総合企画課長 市政改革・創造推進課長 情報政策課長	」
				広域合併推進分科会	広域合併推進部長	広域合併推進課長 政令指定都市調査課長	」

に改める。

(新潟市工場立地推進委員会規程の一部改正)

第2条 新潟市工場立地推進委員会規程(昭和58年新潟市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「企画部長」を「企画部長 広域合併推進部長」に改める。

別表第2中

「	企画財政局	企画部	総合企画課長 広域行政課長	」
---	-------	-----	---------------	---

を

「	企画財政局	企画部	総合企画課長 市政改革・創造推進課長	」
		広域合併推進部	広域合併推進課長 政令指定都市調査課長	」

に改める。

(新潟都市圏域検討会議設置規程の一部改正)

第3条 新潟市都市圏域検討会議設置規程(平成元年新潟市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「企画財政局企画部広域行政課長」を「企画財政局広域合併推進部政令指定都市調査課長」に改める。

第7条中「企画財政局企画部広域行政課」を「企画財政局広域合併推進部政令指定都市調査課」に改める。

別表第1中「企画部長」を「企画部長 広域合併推進部長」に改める。

別表第2 企画財政局の項中

「	企画財政局	企画部	総合企画課長 広域行政課長	」
を	「	企画財政局	企画部	総合企画課長 市政改革・創造推進課長
		広域合併推進部	広域合併推進課長 政令指定都市調査課長	」

に改める。

（新潟市環境保全調整会議規程の一部改正）

第4条 新潟市環境保全調整会議規程（平成7年新潟市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「企画部長」の次に「，広域合併推進部長」を加える。

別表第2中

「	企画財政局	企画部	総合企画課長，広域行政課長	」
を	「	企画財政局	企画部	総合企画課長，市政改革・創造推進課長
		広域合併推進部	広域合併推進課長，政令指定都市調査課長	」

に改める。

附 則

この規程は，平成15年4月1日から施行する。

新潟市黒埼支所事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第3号

新潟市黒埼支所事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市黒埼支所事務専決規程（平成12年新潟市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)の表第2項の項中「(外国出張を除く。)」を削り，同表中第11項の項を第12項の項とし，第3項の項から第10項の項までを1項ずつ繰り下げ，第2項の項の次に次のように加える。

3	職員の外国出張を命令すること。	支所長	○		
	別表2 総務課の表に次のように加える。				
8	合併建設計画の推進に関する事務を処理すること。	重要なもの		軽易なもの	
9	合併建設計画の調整に関する事務を処理すること。	重要なもの	軽易なもの		

別表2 計画推進課の表を削り，別表2 保健福祉課の表

中第5項の項を削り，第6項の項を第5項の項とし，同表第7項第1号の項中「第15条の3第4項」を「第15条の32第2項」に，「給付等の措置」を「給付又は貸与」に改め，同表第7項の項を同表第6項の項とし，同表第8項第2号の項中「第21条の10第4項」を「第21条の25第2項」に改め，「の措置」を削り，同表中第8項の項を第7項の項とし，第9項の項から第14項の項までを1項ずつ繰り上げ，同表第15項の項中「妊産婦及び乳児」を「乳児」に改め，同項を同表第14項の項とし，別表2 下水道課の表に次のように加える。

12	私設排水路等整備助成金（以下この項において「助成金」という。）に関する事項				
(1)	助成金の交付又は不交付を決定すること。				○
(2)	助成金の交付決定を取り消すこと。				○
(3)	助成金の返還を命ずること。				○
(4)	助成基準工事単価及び助成基準工事費を決定すること。				○

附 則

この規程は，平成15年4月1日から施行する。

新潟市病院事業事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年3月25日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第4号

新潟市病院事業事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市病院事業事務専決規程（昭和48年新潟市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「室長」を「教育研修部，医療情報部，医療管理部，地域医療部」に改め，「，診療情報部，地域医療部」を削り，「中央検査部，臨床病理部，中央放射線部」を「医療技術部」に，「診療部，中央手術部，診療情報部」を「教育研修部，医療情報部，医療管理部」に，「及び中央検査部」を「，診療部及び医療技術部」に，「及び室長」を「，室長及び科長」に改める。

別表備考2中「診療部，中央手術部，診療情報部，地域医療部及び中央検査部」を「教育研修部，医療情報部，医療管理部，地域医療部，診療部及び医療技術部」に改め，同表備考3中「教育研修室，治験管理室，救命救急センター」を「救命救急センター」に改め，「新生児医療センター」の次に「，中央手術部」を加え，「，臨床病理部，中央放射線部」を削る。

別表第1(2)の表第2項の項中「(外国出張を除く。)」を削り，同表中第18項の項を第19項の項とし，第3項の項

から第17項の項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の項の次に次のように加える。

3 職員の外国出張を命令すること。	院長	副院長、事務局長	診療部等、看護部長等、診療部の職員、看護部の職員	課長、課員の職員					
-------------------	----	----------	--------------------------	----------	--	--	--	--	--

附 則

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

告 示

新潟市告示第54号

指定居宅支援事業者の指定について
身体障害者福祉法第17条の4第1項の規定により、下記のとおり、指定居宅支援事業者を指定したので告示する。

平成15年 3 月 1 日

新 潟 市 長 篠 田 昭

指定事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指 定 年月日
アビリティ 有限会社	アビリティ訪問介護	新潟市木工新町43番地3	居宅介護	平成15年 3月1日
株式会社 ツクイ	総合福祉ツクイ新潟	新潟市姥ヶ山1丁目3番6号	居宅介護	平成15年 3月1日

新潟市告示第55号

指定居宅支援事業者の指定について
知的障害者福祉法第15条の5第1項の規定により、下記のとおり、指定居宅支援事業者を指定したので告示する。

平成15年 3 月 1 日

新 潟 市 長 篠 田 昭

指定事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指 定 年月日
社会福祉法人 更生慈仁会	十字園 地域生活支援センター	新潟市上新栄町1丁目2番12号	居宅介護	平成15年 3月1日

アビリティ 有限会社	アビリティ訪問介護	新潟市木工新町43番地3	居宅介護	平成15年 3月1日
株式会社 ツクイ	総合福祉ツクイ新潟	新潟市姥ヶ山1丁目3番6号	居宅介護	平成15年 3月1日

新潟市告示第56号

指定居宅支援事業者の指定について
児童福祉法第21条の10第1項の規定により、下記のとおり、指定居宅支援事業者を指定したので告示する。

平成15年 3 月 1 日

新 潟 市 長 篠 田 昭

指定事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指 定 年月日
社会福祉法人 更生慈仁会	十字園 地域生活支援センター	新潟市上新栄町1丁目2番12号	居宅介護	平成15年 3月1日
アビリティ 有限会社	アビリティ訪問介護	新潟市木工新町43番地3	居宅介護	平成15年 3月1日
株式会社 ツクイ	総合福祉ツクイ新潟	新潟市姥ヶ山1丁目3番6号	居宅介護	平成15年 3月1日

新潟市告示第57号

一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約又は解除について
一般廃棄物処理手数料収納事務委託者が平成15年 2 月 1 日付けで、次のとおり委託又は解除になったので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項に基づき告示します。

平成15年 3 月 1 日

新 潟 市 長 篠 田 昭

収納事務 受託区域	委 託 者		解 除 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
沼 垂 上 七 ノ 丁	沼垂東4丁目5番8号	近藤基博	沼垂東4丁目5番5号	関谷正夫
津 島 屋 第 三			津島屋4丁目63番地	坂井幸雄
下 山			下山2丁目500番地	木村恒穂

新潟市告示第58号

予算の要領について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により平成14年度新潟市一般会計、特別会計及び企業会計の各補正予算の要領を次のとおり告示します。

平成15年 3 月 3 日

新 潟 市 長 篠 田 昭

平成14年度新潟市一般会計補正予算（第5号）

平成14年度新潟市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,819,193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195,972,932千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 地方交付税		23,516,206	373,980	23,890,186
	1 地方交付税	23,516,206	373,980	23,890,186
11 分担金及び負担金		2,608,447	116,727	2,725,174
	1 負担金	2,578,031	116,727	2,694,758
13 国庫支出金		18,892,241	△ 829,140 114,900	19,606,481
	1 国庫負担金	12,176,957	642,101	12,819,058
	2 国庫補助金	6,534,492	△ 187,039 114,900	6,606,631
14 県支出金		3,521,998	△ 13,513 56,700	3,478,811
	1 県負担金	671,457	9,789	681,246
	2 県補助金	1,723,074	△ 3,724 56,700	1,670,098
15 財産収入		944,513	4,306	948,819
	1 財産運用収入	127,275	4,306	131,581
19 諸収入		19,068,544	414,127	19,482,671
	4 雑入	282,758	414,127	696,885
20 市債		19,348,700	△ 292,000 53,000	19,587,700
	1 市債	19,348,700	△ 292,000 53,000	19,587,700
歳入合計		194,153,739	△ 2,043,793 224,600	195,972,932

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		20,587,328	207,998	20,795,326
	1 総務管理費	17,400,746	207,998	17,608,744
3 民生費		42,653,041	1,034,264	43,687,305
	2 児童福祉費	12,993,290	231,983	13,225,273
	4 生活保護費	8,251,292	802,281	9,053,573
4 衛生費		17,850,358	△ 84,369 53,000	17,881,727
	1 保健衛生費	8,265,406	△ 84,369 53,000	8,296,775
8 土木費		37,641,184	△ 648,680 230,310	38,059,554
	2 道路橋梁費	10,439,544	186,386	10,625,930
	4 都市計画費	19,509,922	△ 172,934 230,310	19,452,546
	5 公園緑地費	2,990,292	289,360	3,279,652
10 教育費		23,772,672	167,000	23,939,672
	2 小学校費	7,432,593	131,000	7,563,593
	3 中学校費	3,488,573	36,000	3,524,573
11 公債費		21,122,840	1,283	21,124,123
	1 公債費	21,122,840	1,283	21,124,123
12 諸支出金		3,650,813	△ 41,091	3,609,722
	1 普通財産取得費	512,211	△ 41,091	471,120
歳出合計		194,153,739	△ 2,143,594 324,401	195,972,932

第2表 継続費補正

1 変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	黒埼南小学校建設事業	1,577,000	平成14年度	523,000	1,577,000	平成14年度	585,000
				平成15年度	1,054,000		平成15年度	992,000

第3表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	2 農地費	県営土地改良事業費負担金	25,420
	3 水産業費	新川漁港修築事業	21,189
		新川漁港海岸整備事業	23,138
8 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	1,193,841
	4 都市計画費	街路事業	492,557
	5 公園緑地費	蔵岡公園（仮称）整備事業	80,000
		金巻の池周辺公園整備事業	30,500
10 教育費	2 小学校費	松浜小学校トイレ改修事業	69,000
	3 中学校費	東石山中学校トイレ改修事業	36,000

第4表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額
学校建設事業設計委託料	平成15年度	40,400

第5表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業業金 出水資	411,000	普通貸借 又は 債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	358,000	普通貸借 又は 債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
道路橋梁費 整備事業費	1,779,900				1,793,400			
公園緑地費 整備事業費	673,100				853,100			
小学校給食施設 整備事業費	26,200				54,700			
小学校大規模 改造事業費	509,800				555,800			
中学校大規模 改造事業費	394,200				418,200			

平成14年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

平成14年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,272,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		11,283,385	218,822	11,502,207
	1 国庫負担金	8,820,292	218,822	9,039,114
9 繰入金		2,740,073	299,283	3,039,356
	2 基金繰入金	323,026	299,283	622,309
11 諸収入		38,470	31,293	69,763
	2 雑入	38,450	31,293	69,743
歳入合計		31,722,811	549,398	32,272,209

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 老人保健拠出金		9,883,566	547,055	10,430,621
	1 老人保健拠出金	9,883,566	547,055	10,430,621
8 諸支出金		200,636	2,343	202,979
	1 償還金及び還付加算金	200,636	2,343	202,979
歳出合計		31,722,811	549,398	32,272,209

平成14年度下水道事業会計補正予算（第5号）

平成14年度新潟市の下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,779,634千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,944,568千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		6,809,450	1,865,000	8,674,450
	1 国庫補助金	6,809,450	1,865,000	8,674,450
5 繰入金		12,631,430	172,934	12,804,364
	1 他会計繰入金	12,631,430	172,934	12,804,364
8 市債		20,710,265	1,741,700	22,451,965
	1 市債	20,710,265	1,741,700	22,451,965
歳入合計		50,164,934	3,779,634	53,944,568

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		34,811,529	3,779,634	38,591,163
	2 事業費	28,594,808	3,779,634	32,374,442
歳出合計		50,164,934	3,779,634	53,944,568

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	2 事業費	公共下水道建設事業（補助事業）	4,860,000
		公共下水道建設事業（単独事業）	120,000

第3表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公 共 下 水 道 費 公 建 下 設	19,618,300	普通 貸借 又は 債券 発行	年5.0% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借入れ る場合で、 政府資金及 び公営企業 金融公庫資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据 置期間を含み30年 以内に元利均等又 は元金均等若しく は不均等の方法に より、毎年度1期 又は2期に償還す る。ただし、財政 の都合により据置 期間中であっても 繰上償還し、償還 年限を短縮し、又 は低利債に借り換 えることができる。	21,296,800	普通 貸借 又は 債権 発行	年5.0% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借入れ る場合で、 政府資金及 び公営企業 金融公庫資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据 置期間を含み30年 以内に元利均等又 は元金均等若しく は不均等の方法に より、毎年度1期 又は2期に償還す る。ただし、財政 の都合により据置 期間中であっても 繰上償還し、償還 年限を短縮し、又 は低利債に借り換 えることができる。
流 域 下 水 道 費 流 建 下 設	747,000				810,200			

平成14年度新潟市土地取得事業会計補正予算(第1号)

平成14年度新潟市の土地取得事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,222千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ926,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財 産 収 入		478,512	175,313	653,825
	1 財 産 売 払 収 入	478,511	175,313	653,824
3 繰 入 金		211,211	△ 41,091	170,120
	1 繰 入 金	211,211	△ 41,091	170,120
歳 入 合 計		792,727	△ 175,313 △ 41,091	926,949

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公 債 費		688,627	134,222	822,849
	1 公 債 費	688,627	134,222	822,849
歳 出 合 計		792,727	134,222	926,949

平成14年度新潟市病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成14年度新潟市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成14年度新潟市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 市民病院事業収益	14,991,895	44,837	15,036,732
第2項 医 業 外 収 益	1,523,595	44,837	1,568,432

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 市民病院事業費用	14,991,895	44,837	15,036,732
第1項 医 業 費 用	14,608,574	44,837	14,653,411

平成14年度新潟市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成14年度新潟市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成14年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第3号中「（仮称）信濃川浄水場建設事業 4,052,203千円」を「（仮称）信濃川浄水場建設事業 3,773,050千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 費	10,105,728	13,466	10,119,194
第2項 営 業 外 費 用	1,279,167	13,466	1,292,633

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,863,778千円は,」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,914,990千円は,」に,「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額290,861千円,」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額277,568千円,」に,「及び建設改良積立金1,333,859千円で」を「及び建設改良積立金1,398,364千円で」に改め,資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	3,778,950	△ 3,635 53,000	3,729,585
第2項 国 庫 補 助 金	108,661	3,635	112,296
第7項 出 資 金	411,000	△ 53,000	358,000

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	7,642,728	△ 281,000 279,153	7,644,575
第1項 建 設 改 良 費	6,481,867	△ 279,153	6,202,714
第3項 投 資		281,000	281,000

(継続費)

第5条 予算第5条に定めた(仮称)信濃川浄水場建設事業に係る継続費について,その年割額を次のように改める。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	(仮称)信濃川浄水場 建 設 事 業	22,031,929	平成12年度	964,437	22,031,929	平成12年度	964,437
				平成13年度	2,845,925		平成13年度	2,845,925
				平成14年度	4,052,203		平成14年度	3,773,050
				平成15年度	7,068,985		平成15年度	5,237,336
				平成16年度	4,995,859		平成16年度	7,320,525
				平成17年度	2,104,520		平成17年度	1,890,656

平成14年度新潟市ガス事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成14年度新潟市ガス事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成14年度新潟市ガス事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	402,894	△ 281,000 281,000	402,894
第1項 企 業 債	281,000	△ 281,000	
第3項 他会計からの長期借入金		281,000	281,000

（企業債）

第3条 予算第5条を次のように改める。

第5条 削 除

新潟市告示第59号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第60号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第8条および同法施行令第12条第4項の規定に基づき告示します。

平成15年 3 月 7 日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 職権消除者の住所・氏名・職権消除日
別紙名簿のとおり

職権消除対象者名簿一覧表

	住 所	氏 名	消除日
1	新潟市金巻1103番地3	小野寺健二	平成15年 2月28日
2	新潟市根室新町2番地3	五十嵐哲也	平成15年 2月28日
3	新潟市上木戸4丁目7番 37号	高橋直之	平成15年 2月28日
4	新潟市下所島1丁目8番 5号	丸山ヨイ	平成15年 2月28日
5	新潟市南浜通1番町373 番地3	田中幸生	平成15年 2月28日
6	新潟市新中浜3丁目1番 地17	北畠守	平成15年 2月28日

新潟市告示第61号

放置自転車等の撤去、保管について

新潟市自転車等放置防止条例第9条第2項の規定により、放置自転車等を下記のとおり撤去し、
保管したので同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成15年 3 月11日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 放 置 場 所 新潟駅万代口周辺
- 2 徹 去 台 数 自転車 66台
- 3 徹 去 年 月 日 平成15年 2 月 2 日から
平成15年 2 月28日まで
- 4 保 管 返 還 場 所 自転車等保管所
(新潟市花園2丁目54番地先)
- 5 保 管 期 間 平成15年 3 月12日から
平成15年 9 月11日まで
- 6 返 還 日 及 び 時 間 月曜日から金曜日（ただし、国民
の祝日に関する法律に規定する休
日及び12月29日から翌年の 1 月 3
日までの日は除く。）
午前 9 時から午後 5 時まで
- 7 返 還 に 必 要 な も の
 - (1) 運転免許証、健康保険証その他身分を証明できる
もの
 - (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようと
する自転車等の利用者等であることを証明できるも
の
 - (3) 印鑑

(4) 撤去保管に要する費用

自転車 1,000円

なお、この告示にかかる自転車等で、上記保管期間経過後においても利用者等の引取がないものは、新潟市自転車等放置防止条例第11条第2項の規定に基づき、本市において処分する。

新潟市告示第62号

新潟市収納代理金融機関の変更について

新潟市指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定について（平成10年新潟市告示第74号）の一部を、次のように改める。

平成15年 3月12日

新潟市長 篠田 昭

3表中

「みずほアセット信託銀行	〃	」
--------------	---	---

を

「みずほ信託銀行	〃	」
----------	---	---

に改める。

新潟市告示第63号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第64号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第65号

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により告示する。

なお、同計画は次の場所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年 3月14日

新潟市長 篠田 昭

1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所

新潟市役所

産業経済局 農林水産部 農業振興課

（新潟市学校町通1番町602番地1）

新潟市告示第66号

計量器定期検査の実施について

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、計量器定期検査を次のとおり行うので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成15年 3月14日

新潟市長 篠田 昭

1 検査を行う地域

北、中、東、南及び石山地区事務所並びに黒埼支所管内（但し、計量器の所在の場所で行う検査については、新潟市全域）

2 検査を行う計量器

計量法施行令第10条で定める非自動はかり、分銅及びおもりで、取引及び証明のための計量に使用されるもの。

3 検査期日及び会場

期 日	検 査 会 場	受 付 時 間
4月14日から 5月2日まで	新潟市消費生活センター	午前9時から 午後5時まで
4月14日から 12月26日まで	計量器の所在の場所	

新潟市告示第67号

公共下水道の供用開始について

次のとおり、公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示する。

平成15年 3月14日

新潟市長 篠田 昭

1 供用を開始する年月日

平成15年 3月31日

2 供用を開始する区域

（新潟第4処理分区）

・大形本町1の一部

（新潟松浜処理分区）

・松浜8の一部

（新潟西第11処理分区）

・流通センター1・2・3・4・5・6, 的場流通

1・2の全部

3 供用を開始する排水施設及び合流又は分流の別

新潟第4処理分区……………分流式

新潟松浜処理分区……………分流式

新潟西第11処理分区……………分流式

4 供用を開始する施設の位置

管渠施設 別紙管渠図面のとおりに

5 図面を縦覧に供する場所及び期日

平成15年 3月14日から 3月28日まで、新潟市都市整備局下水道部下水道企画課（第1分館6階）に備え置いて縦覧に供する。

新潟市告示第68号

公共下水道の処理開始について

次のとおり、公共下水道の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条第 2 項の規定により告示する。

平成15年 3 月14日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 処理を開始する年月日

平成15年 3 月31日

2 処理を開始する区域

（新潟第 4 処理分区）

・大形本町 1 の一部

（新潟松浜処理分区）

・松浜 8 の一部

（新潟西第11処理分区）

・流通センター 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6，的場流通 1 ・ 2 の全部

3 下水の処理をする終末処理場の位置及び名称

（新潟第 4 処理分区）

新潟市下山 3 丁目680番地 新潟浄化センター

（新潟松浜処理分区）

新潟市名目所 1 丁目167番地

新井郷川浄化センター

（新潟西第11処理分区）

新潟市笠木339番地

西川浄化センター

4 図面を縦覧に供する場所及び期日

平成15年 3 月14日から 3 月28日まで、新潟市都市整備局下水道部下水道企画課（第 1 分館 6 階）に備え置いて縦覧に供する。

新潟市告示第69号

市道区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づいて、市道区域を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成15年 3 月14日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路線名	区 間	変前後更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
小 針 坂 井 線	新潟市坂井東一丁目266番 5 番 1 地先から 新潟市坂井東二丁目259番 2 番 2 地先まで	前	9.4 ～16.0	233.5
		後	16.0	233.5
平島大野 線 1 号	新潟市坂井一丁目1572番 1 地先から 新潟市坂井一丁目306番 4 地先まで	前	4.2 ～4.8	322.0
		後	9.5 ～14.7	322.0

新潟市告示第70号

市道の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成15年 3 月14日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路 線 名	区 間	供用開始年月日
小 針 坂 井 線	新潟市坂井東一丁目266番 1 地先から 新潟市坂井東二丁目259番 2 地先まで	平成15年 3 月14日
平島大野 線 1 号	新潟市坂井一丁目1572番 1 地先から 新潟市坂井一丁目306番 4 地先まで	

新潟市告示第71号

更生医療担当医療機関の指定等について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の 2 の規定による医療機関について次のとおり指定した。

平成15年 3 月18日

新 潟 市 長 篠 田 昭

名 称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日	告示事項
坂井調剤薬局	新潟市坂井951	薬局	H15. 3. 1	新規指定

新潟市告示第72号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第73号

電線共同溝整備道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

平成15年 3 月18日

新 潟 市 長 篠 田 昭

市道路線名	区間	指定部分
一 番 堀 入船線 1 号	新潟市東堀前通三番町372番地 1 地先から 新潟市東堀前通四番町399番地 3 地先まで	右側
	新潟市東堀通三番町480番地 1 地先から 新潟市東堀通四番町451番地 1 地先まで	左側
弁 天 橋 姥ヶ山 線	新潟市姥ヶ山 1 丁目840番地 4 地先から 新潟市長潟849番地 3 地先まで	右側
	新潟市姥ヶ山 1 丁目839番地 3 地先から 新潟市長潟18番地 5 地先まで	左側

新潟市告示第74号

身体障害者福祉法による医師の指定および辞退について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1

項の規定に基づき、次のとおり医師を指定したので告示します。

また、同法施行令（昭和25年政令第78号）第1条の2、第2項の規定により、下記の指定医師は、その指定を辞退したのであわせて告示します。

平成15年3月19日

新 潟 市 長 篠 田 昭

指 定

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所 在 地	指 定 年月日
中村 裕一	内 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
鈴木 克典	内 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
松田 康伸	内 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
高橋 達	内 科， 消化器科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
鈴木 健司	消化器科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
大橋 学	消化器科， 外 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
川原聖佳子	外 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
中川 悟	消化器科， 外 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
小杉 伸一	消化器科， 外 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
小林 康雄	外 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
竹石 利之	外 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
丸山 聡	消化器科， 外 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
田邊 匡	消化器科， 外 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
羽賀 学	心臓血管 外 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
島田 晃治	心臓血管 外 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
窪田 正幸	小児外科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
内藤 雅晃	泌尿器科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
擣木 立	泌尿器科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
阿部 真紀	泌尿器科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
新井 啓	泌尿器科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
佐藤 弥生	眼 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
馬場理恵子	眼 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
川端 祐子	眼 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
荒木 豊	眼 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所 在 地	指 定 年月日
中村 裕介	眼 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
畑瀬 哲尚	眼 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
引間 孝輔	眼 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
芳野 高子	眼 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
道本修一郎	眼 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
松山 洋	耳 鼻 咽 喉 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
岡部 隆一	耳 鼻 咽 喉 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
山崎 恵介	耳 鼻 咽 喉 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
伊藤 直美	耳鼻咽喉 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
妻沼 到	脳神経外 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
赤岩 靖久	神経内科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
高野 政彦	神経内科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
今田 暁子	リハビリ テーション科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
和泉 由貴	リハビリテ ーション科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
平山 哲	内 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
畔上 卓昭	内 科	東新潟病院	新潟市姥ヶ山27 4－1	平成15年 3月1日
大平 徹郎	呼吸器科	国立療養所西新 潟中央病院	新潟市旭町1番 町754番地	平成15年 3月1日
桶谷 典弘	呼吸器科	国立療養所西新 潟中央病院	新潟市旭町1番 町754番地	平成15年 3月1日
宮尾 浩美	呼吸器科	国立療養所西新 潟中央病院	新潟市旭町1番 町754番地	平成15年 3月1日
桑原 克弘	呼吸器科	国立療養所西新 潟中央病院	新潟市旭町1番 町754番地	平成15年 3月1日
齋藤 功	呼吸器科	国立療養所西新 潟中央病院	新潟市旭町1番 町754番地	平成15年 3月1日
丸山 佳重	呼吸器科	国立療養所西新 潟中央病院	新潟市旭町1番 町754番地	平成15年 3月1日
大山 泰郎	内 科	県立がんセン ター新潟病院	新潟市川岸町2 －15－3	平成15年 3月1日
西山 健一	脳 神 経 内 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
近藤 宏美	耳 鼻 咽 喉 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
近藤 大介	内 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
水澤 隆樹	泌尿器科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
大淵 信隆	眼 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
橋本 昌美	眼 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日
高橋 邦行	耳 鼻 咽 喉 科	新潟大学医学部 附属病院	新潟市旭町通1 番町754番地	平成15年 3月1日

辞 退

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所 在 地	辞 退 年月日
根本 大志	眼 科	燕労災病院	燕市大字佐渡63 3	平成15年 1月1日
小川 涼太	眼 科	長岡赤十字病院	長岡市寺島297 -1	平成15年 1月1日
尾山 徳秀	眼 科	長岡赤十字病院	長岡市寺島297 -1	平成15年 1月1日
他田 正義	神経内科	長岡赤十字病院	長岡市寺島297 -1	平成15年 1月1日
米山 健志	泌尿器科	長岡赤十字病院	長岡市寺島297 -1	平成15年 1月1日
谷口 禎規	脳 神 経 外 科	長岡中央綜合病 院	長岡市福住2- 1-5	平成15年 1月1日
山本 和男	心臓血管外科 ・呼吸器科	立川綜合病院	長岡市神田町3 -2-11	平成15年 1月1日
森井 研	脳 神 経 外 科	北日本脳神経外 科病院	五泉市大字太田 字大向440-1	平成15年 1月1日
浅井 正典	外 科	岩室温泉病院	岩室村大字岩室 字上ノ郷772-1	平成15年 1月1日

新潟市告示第75号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第76号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第77号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第78号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第79号

指定居宅支援事業者の指定について

知的障害者福祉法第15条の5第1項の規定により、下記のとおり、指定居宅支援事業者を指定したので告示する。

平成15年3月20日

新 潟 市 長 篠 田 昭

指定事業者 の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援 の種類	指 定 年月日
国立療養所 西新潟中央病院	国立療養所西新潟 中央病院	新潟市真砂1丁目 14番1号	短期入所	平成15年 3月20日
社会福祉法人 新潟市中央福祉会	カルテットよねや ま	新潟市米山3丁目 12番16号	地域生活 援助	平成15年 3月20日

新潟市告示第80号

指定居宅支援事業者の指定について

児童福祉法第21条の10第1項の規定により、下記のとおり、指定居宅支援事業者を指定したので告示する。

平成15年3月20日

新 潟 市 長 篠 田 昭

指定事業者 の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援 の種類	指 定 年月日
国立療養所西 新潟中央病院	国立療養所西新潟 中央病院	新潟市真砂1丁目 14番1号	短期入所	平成15年 3月20日

新潟市告示第81号

新潟市受水そう以下装置の構造基準及び維持管

理指導要綱の全部改正について

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱を制定したので告示する。

平成15年3月24日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱

新潟市受水そう以下装置の構造基準及び維持管理指導要綱（昭和54年7月1日施行）の全部を改正する。

（目 的）

第1条 この要綱は、水槽を設けて飲料水を供給する施設について、衛生管理上必要な事項を定めることにより、衛生的で安全な飲料水の確保を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水槽 飲料水を供給する受水槽、高置水槽等をいう。

(2) 貯水槽給水施設 次に掲げるものであって、水槽から給水栓までの施設の総体をいう。

ア 水道法（昭和32年法律第177号）第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）

イ 地下水等を水源とする水槽を設けて飲料水を供給する施設（水道法第3条第6項に規定する専用水道を除く。）

(3) 設置者 貯水槽給水施設の所有者又は所有者以外のもので当該施設の維持管理に関する権原を有するものをいう。

（構造設置基準）

第3条 貯水槽給水施設の構造設備は、別表第1の構造設備基準によるものとする。

（維持管理基準）

第4条 貯水槽給水施設の維持管理は、別表第2の維持管理基準によるものとする。

(設置等の届出)

第5条 貯水槽給水施設を設置しようとする者は、貯水槽水道にあっては水道事業管理者に、それ以外のものにあっては市長に別記様式第1号により届け出るものとする。

2 設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があった場合又は貯水槽給水施設を廃止した場合は、貯水槽水道にあっては水道事業管理者に、それ以外のものにあっては市長に別記様式第2号により届け出るものとする。

3 水道事業管理者は、前2項において簡易専用水道(水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。)に関する届出を受理した場合は、これを市長に通知するものとする。

(清掃実施報告)

第6条 水槽の清掃を実施した者は、別記様式第3号に次に掲げる事項を記載した書類及び清掃後の水質検査成績書の写しを添付し、貯水槽水道にあっては水道事業管理者に、それ以外のものにあっては市長に清掃を実施した月の翌月末までに報告するものとする。

(1) 貯水槽清掃作業監督者の氏名及び清掃作業従事者数

(2) 水槽の設置場所、材質、容量及び有効容量

(3) 水槽内外の点検結果

(4) 消毒に使用した薬品名と希釈濃度

(5) 補修状況(塗装又は被覆を行った場合は、その材料名)

(6) 設置者への提言等の所見

(防錆^{せい}剤使用等の届出)

第7条 設置者は、防錆^{せい}剤を使用したときは、別記様式第4号により市長に届け出るものとする。

2 設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があった場合又は防錆^{せい}剤の使用を停止した場合は、別記様式第5号により市長に届け出るものとする。

(汚染事故発生時等の措置)

第8条 設置者は、汚染事故等により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った場合は、次の措置を講じるものとする。

(1) 直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知すること。

(2) 直ちに市長へ連絡し、指示を受けること。

(3) 直ちに施設の点検及び水質検査等により原因を調査し、施設の復旧を図ること。

(4) 必要に応じて代替水を確保すること。

(5) 給水の再開は、水質検査により飲料水の安全を確認してから行うこと。

2 設置者は、定期及び臨時の水質検査の結果、水道法に基づく水質基準に適合しない場合には、市長へ連絡

し指示を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(新潟市貯水そう清掃実施要領の廃止)

2 新潟市貯水そう清掃実施要領(昭和52年1月6日制定)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

貯水槽給水施設の構造設備基準

貯水槽給水施設の構造及び設備は、建築基準法及び関連通知の規定によるほか、次に掲げる事項に留意すること。

1 水槽の設置場所

(1) 水槽は、周囲にごみや汚物の置場がなく、わき水及びたまり水の影響を受けず、かつ、人が通常出入りしない場所に設置すること。屋外に設置する場合は、必要に応じさく等で囲み、関係者以外が立入りできないようにすること。

(2) 水槽周囲の点検空間は、水槽の上部については1メートル以上、底部及び周囲については60センチメートル以上を標準とすること。

(3) 水槽又はポンプを屋内に設置する場合は、必要に応じて換気、排水及び照明設備を設けること。

(4) 水槽を塔屋屋上等高所に設置する場合は、転落防止用のさく及び階段を設ける等保守点検を安全に行うことができる措置を講じること。

(5) 水槽を地下ピット内に設置する場合は、保守点検を容易に行うことができる措置を講じ、排水たまりに水位警報装置を設けること。

(6) 水槽上部には、水を汚染するおそれのある設備を原則として設けないこと。やむを得ず設ける場合は、水槽上部に受け皿を設ける等して、飲料水を汚染することがないように、衛生上必要な措置を講じること。

2 水槽の構造

(1) 容量

ア 受水槽の有効容量は、計画1日使用水量の10分の4から10分の6を標準とすること。

イ 高置水槽の有効容量は、計画1日使用水量の10分の1を標準とすること。

(2) マンホール

ア マンホールの立上げは、水槽の上部面から10センチメートル程度とすること。

イ 蓋^{ふた}は、施錠等により維持管理をする者以外の者が容易に開閉できない構造とすること。

ウ 蓋^{ふた}は、風圧や震動で容易にはずれたり、すきまができないような構造とすること。

(3) 水槽内

ア 流入口と流出口は、水槽内において対称位置に設ける等水槽内で水が滞留しない措置を講じること。

イ 水槽内は、吐水口空間を確保すること。

(4) オーバーフロー管

ア 管端部は下向きとし、十分な下り幅をとること。

イ 管端開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。

ウ 管端は間接排水とし、十分な排水口空間を確保すること。

(5) 通気装置

ア 管端部は下向きとするか、通気笠^{かさ}を設けること。

イ 通気笠^{かさ}の場合は、笠^{かさ}が容易にはずれない措置を講じること。

ウ 積雪で開口部がふさがれない構造とすること。

エ 開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。

(6) 排水設備

ア 水槽の底部に適度な勾配^{こうはい}をとり、吸込みピット等を設け、完全に水抜きができる構造とすること。

イ 水抜管の管端は間接排水とし、十分な排水口空間を確保すること。

(7) その他

ア 水槽の上部面は適度な勾配^{こうはい}をとる等たまり水のできない構造とすること。

イ 水槽が直接日光を受ける場合は、光の透過を防ぐ措置を講じること。

3 給水管

(1) 水を汚染するおそれのある箇所を貫通していないこと。

(2) 排水管等他の配管と識別できる措置を講じること。

4 その他

(1) ポンプ室の床は、排水が速やかにできる構造とすること。

(2) 受水槽へ流入する給水管に給水栓を設けること。

(3) 地下水等を水源とする貯水槽給水施設においては、塩素注入装置を設けること。

(4) 塩素注入装置は屋内に設け、関係者以外が立入ることができない措置を講じること。

別表第2（第4条関係）

貯水槽給水施設の維持管理基準

貯水槽給水施設の維持管理は、次に掲げる事項に留意すること。

1 施設の点検管理

(1) 水槽の周囲は、常に清潔にし、水槽の周囲に水を汚染するおそれのあるものを置かないこと。

(2) 施設の点検をおおむね月1回、次の点に留意して行うこと。

ア 水槽周辺の清潔保持状況

イ 水槽の水漏れ及び損傷の有無

ウ 水槽内部の異物の有無

エ 水槽のマンホールの施錠及び防水状況

オ オーバーフロー管からの出水の有無

カ オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況

キ 給水配管及び給水器具の異常の有無

ク 塩素注入装置の作動状況

ケ 防錆^{せいせい}剤注入装置の作動状況

コ 揚水ポンプの振動及び異常の有無

(3) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/L（結合残留塩素の場合は、0.4mg/L）以上保持するように、適正な管理をすること。

(4) 簡易専用水道及び地下水等を水源とする貯水槽給水施設にあっては、残留塩素の測定を7日に1回以上行うこと。

(5) 塩素注入装置を設けている場合は、消毒剤を適正に保管すること。

2 水槽の清掃

(1) 水槽の清掃を1年に1回以上行うこと。水槽の新設、入替え、修理等をした場合も行うこと。

(2) 清掃は、建築物における衛生的環境の維持管理について（昭和58年3月18日付環企第28号厚生省環境衛生局長通知）に規定する建築物環境衛生維持管理要領を参考に行うこと。

(3) 清掃は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第5項に基づき建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業の登録を受けた者又はこれと同等の知識及び技能を有する者が行うこと。

(4) 清掃後は、速やかに末端給水栓から採水し、水質検査を行うこと。

(5) 採水は、水質検査機関又はこれと同等の知識を有する者が行うこと。

3 水質検査項目

(1) 2の(4)に規定する水質検査は、水道水質基準等の制定に伴う水質検査の実施等について（平成5年11月15日付環衛第707号新潟県環境保健部長通

知。以下「平成5年環衛第707号通知」という。)で定める一般項目検査(一般細菌, 大腸菌群, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, 塩素イオン, 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量), pH 値, 味, 臭気, 色度, 濁度, 鉄, カルシウム・マグネシウム等(硬度), 蒸発残留物並びにアンモニア性窒素の計14項目)とする。

- (2) 地下水等を水源とする貯水槽給水施設においては, 使用開始前に平成5年環衛第707号通知で定める全項目検査を行うこと。

4 防錆^{せい}剤の管理

防錆^{せい}剤を使用する場合は, 中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(昭和57年厚生省告示第194号)及び関連通知の規定に準じて行うこと。

5 管理態勢

- (1) 設置者は, 維持管理責任者を1人定めておくこと。ただし, 自ら維持管理責任者となる場合はこの限りでない。
- (2) 維持管理責任者は, 維持管理基準に掲げる業務に従事し, 又はその業務に従事する者を監督すること。
- (3) 設置者は, 貯水槽給水施設の設備の配置及び系統並びに受水槽周囲の構造物の配置を明らかにした図面を整理保存しておくこと。
- (4) 設置者は, 水槽の清掃記録その他の維持管理に関する事項を記載した帳簿書類を5年間保存しておくこと。

別記様式第1号（第5条関係）
貯水槽給水施設設置届出書

（あて先）

年 月 日

届出者（設置者）住所（法人にあっては所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

■建築物の概要

建築物の名称	新潟市			
建築物の所在地				
主たる用途		延床面積	㎡	
階数	地上 階, 地下 階	棟数	棟	
竣工予定年月日	年 月 日	食品取扱施設	☐ 有 ☐ 無	

■貯水槽給水施設の概要

水源	☐ 水道水 ☐ 地下水 ☐ その他（ ）
給水方式	☐ 加圧ポンプ式 ☐ 高置水槽式 ☐ その他（ ）
給水先	☐ 建築物全体 ☐ 部分給水（ ～ 階）
	有効容量 設置場所 材質 数
受水槽	㎡ ☐ 屋内 ☐ 地下ピット ☐ FRP ☐ ステンレス ☐ その他（ ）
高置水槽	㎡ ☐ 屋内 ☐ FRP ☐ ステンレス ☐ その他（ ）
配管材質	☐ ポリ粉末ライニング鋼管 ☐ 塩ビライニング鋼管 ☐ その他（ ）
付帯設備	☐ 塩素注入装置 ☐ 直結給水栓 ☐ 換気設備 ☐ 排水設備 ☐ 照明設備

注 該当する事項の□の中に✓印を記入してください。

別記様式第2号（第5条関係）
貯水槽給水施設変更（廃止）届出書

（あて先）

年 月 日

届出者（設置者）住所（法人にあっては所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

☐変更

建築物の名称		
建築物の所在地	新潟市	
変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

☐廃止

廃止年月日	年 月 日
-------	-------

注 該当する事項の□の中に✓印を記入してください。

別記様式第 3 号（第 6 条関係）

貯水槽清掃実施状況報告書

(あて先)

年 月 日

清掃実施者 住所（法人にあっては所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第 6 条の規定により報告します。

建築物名称

建築物所在地

清掃年月日

(年 月分)

添付書類

1 次に掲げる事項を記載した書類
(1) 貯水槽清掃作業監督者の氏名及び清掃作業従事者数
(2) 水槽の設置場所、材質、容量及び有効容量
(3) 水槽内外の点検結果
(4) 消毒に使用した薬品名と希釈濃度
(5) 補修状況（塗装又は被覆を行った場合は、その材料名）
(6) 設置者への提言等の所見
2 水質検査成績書の写し

別記様式第 4 号（第 7 条関係）

給水用防錆剤使用届出書

(あて先) 新潟市長

年 月 日

届出者（設置者）住所（法人にあっては所在地）
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

■建築物に関する事項

建築物の名称	新潟市			
建築物の所在地	新潟市			
主たる用途	地上	地下	階	延床面積
階数	棟数	棟数	棟数	m ² 棟
有効容量	設置場所	材質	数	
受水槽	☐ 屋内 ☐ 地下ピット ☐ 屋外	☐ FRP ☐ ステンレス ☐ その他 ()	基	
高置水槽	☐ 屋内 ☐ 屋外	☐ FRP ☐ ステンレス ☐ その他 ()	基	

■防錆剤に関する事項

防錆剤の種類	種 号	
注 入 方 法	☐ 固形溶解 ☐ 液注入	メーカー名・型式
使用開始年月日	年 月 日	
氏 名		
住 所		
資 格 区 分	☐ 建築物環境衛生管理技術者 ☐ 講習会修了者	
所 属	電 話	

注 該当する事項の□の中に✓印を記入してください。

別記様式第5号（第7条関係） 貯給水用防錆剤使用変更（停止）届出書		年 月 日
（あて先）新潟市長		
届出者（設置者）住所（法人にあっては所在地） 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 電話番号		
新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第7条第2項の規定により届け出ます。		
建築物の名称	新潟市	
建築物の所在地	変更前	変更後
変更事項		
☐ 変更		変更年月日
☐ 停止		停止年月日
注 該当する届出事項の□の中に✓印を記入してください。		

新潟市告示第82号

新潟市収納代理金融機関の指定取消しについて
新潟市指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定について（平成10年新潟市告示第74号）の一部を、次のように改める。

平成15年 3 月24日

新 潟 市 長 篠 田 昭

3 表中

株式会社 石 川 銀 行	〃	
--------------	---	--

を削る。

新潟市告示第83号

市道区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づいて、市道区域を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成15年 3 月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
黒 埼 2 ー 7 8 号 線	新潟市木場字下谷地4062番地先から 新潟市大潟字大潟414番2地先まで	前	3.8 ～8.4	319.0
		後	7.5 ～27.0	319.0

新潟市告示第84号

市道の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成15年 3 月25日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路 線 名	区 間	供用開始 年 月 日
黒 埼 2 ー 7 8 号 線	新潟市木場字下谷地4062番地先から 新潟市大潟字大潟414番2地先まで	平成15年 3 月25日

新潟市告示第85号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出が

あったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成15年 3月25日

新潟市長 篠田 昭

1. 名 称 江口自治会
2. 変 更 事 項 代表者の氏名 (省略)
及び住所 (省略)
3. 変更の年月日 平成15年3月1日
4. 変 更 の 理 由 役員会の議決による代表者の変更

新潟市告示第86号

予算の要領について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により平成15年度新潟市一般会計, 特別会計及び企業会計の各予算の要領を次のとおり告示します。

平成15年 3月27日

新潟市長 篠田 昭

平成15年度新潟市一般会計予算

平成15年度新潟市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		80,168,688
	1 市 民 税	30,958,079
	2 固 定 資 産 税	35,630,670
	3 軽 自 動 車 税	541,760
	4 市 た ば こ 税	4,007,721
	5 鉱 産 税	88,496
	6 特 別 土 地 保 有 税	15,124
	7 入 湯 税	1
	8 事 業 所 税	2,305,437
	9 都 市 計 画 税	6,621,400
2 地 方 譲 与 税		1,649,500
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,193,300
	2 地 方 道 路 譲 与 税	407,800
	3 特 別 と ん 譲 与 税	30,600
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	17,800

3 利 子 割 交 付 金		461,200
	1 利 子 割 交 付 金	461,200
4 地 方 消 費 税 交 付 金		5,228,200
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	5,228,200
5 自 動 車 取 得 税 交 付 金		664,300
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	664,300
6 地 方 特 例 交 付 金		2,840,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,840,000
7 地 方 交 付 税		24,100,000
	1 地 方 交 付 税	24,100,000
8 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		120,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	120,000
9 電 源 立 地 促 進 対 策 交 付 金		750
	1 電 源 立 地 促 進 対 策 交 付 金	750
10 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金		57,958
	1 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	57,958
11 分 担 金 及 び 負 担 金		2,483,122
	1 負 担 金	2,451,563
	2 分 担 金	31,559
12 使 用 料 及 び 手 数 料		5,064,293
	1 使 用 料	3,867,545
	2 手 数 料	1,196,748
13 国 庫 支 出 金		18,969,386
	1 国 庫 負 担 金	14,229,212
	2 国 庫 補 助 金	4,589,255
	3 委 託 金	150,919
14 県 支 出 金		3,427,152
	1 県 負 担 金	797,311
	2 県 補 助 金	1,482,171
	3 委 託 金	862,170
	4 県 貸 付 金	285,500
15 財 産 収 入		617,055
	1 財 産 運 用 収 入	130,182
	2 財 産 売 払 収 入	486,873
16 寄 附 金		263,800
	1 寄 附 金	263,800

17 繰 入 金		3,038,000
	1 他 会 計 繰 入 金	38,000
	2 基 金 繰 入 金	3,000,000
18 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000
19 諸 収 入		16,043,496
	1 延滞金・加算金及び過料	100,800
	2 貸付金元利収入	15,696,452
	3 受託事業収入	9,598
	4 雑 入	236,646
20 市 債		24,003,100
	1 市 債	24,003,100
歳 入 合 計		189,800,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,033,046
	1 議 会 費	1,033,046
2 総 務 費		17,913,902
	1 総 務 管 理 費	14,872,430
	2 徴 税 費	1,819,896
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	652,583
	4 選 挙 費	341,955
	5 統 計 調 査 費	83,874
	6 監 査 委 員 費	143,164
3 民 生 費		45,448,449
	1 社 会 福 祉 費	5,425,119
	2 児 童 福 祉 費	13,372,403
	3 障 害 福 祉 費	5,782,383
	4 生 活 保 護 費	9,442,278
	5 老 人 福 祉 費	11,350,736
	6 国 民 年 金 費	75,530
4 衛 生 費		18,925,843
	1 保 健 衛 生 費	8,890,928
	2 清 掃 費	10,034,915
5 労 働 費		859,295
	1 労 働 諸 費	859,295

6 農 林 水 産 業 費		3,158,859
	1 農 業 費	1,343,253
	2 農 地 費	1,451,049
	3 水 産 業 費	364,557
7 商 工 費		13,550,033
	1 商 業 費	11,258,047
	2 工 業 費	2,291,986
8 土 木 費		32,453,616
	1 土 木 管 理 費	51,549
	2 道 路 橋 梁 費	7,523,010
	3 港 湾 費	399,430
	4 都 市 計 画 費	18,780,187
	5 公 園 緑 地 費	3,033,429
	6 都 市 排 水 応 急 対 策 費	631,652
	7 建 築 費	582,150
	8 住 宅 費	1,452,209
9 消 防 費		6,272,395
	1 消 防 費	6,272,395
10 教 育 費		23,620,661
	1 教 育 総 務 費	3,883,775
	2 小 学 校 費	7,616,164
	3 中 学 校 費	3,673,063
	4 高 等 学 校 費	2,002,308
	5 幼 稚 園 費	276,224
	6 養 護 学 校 費	137,342
	7 生 涯 学 習 費	2,879,123
	8 保 健 給 食 費	1,248,851
	9 体 育 費	1,903,811
11 公 債 費		23,363,652
	1 公 債 費	23,363,652
12 諸 支 出 金		3,140,249
	1 普 通 財 産 取 得 費	627,807
	2 開 発 公 社 費	2,512,442
13 予 備 費		60,000
	1 予 備 費	60,000
歳 出 合 計		189,800,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	鳥屋野保育園改築事業	400,000	平成15年度	144,400
				平成16年度	255,600
10 教育費	2 小学校費	万代長嶺小学校移転改築事業	1,738,000	平成15年度	547,000
				平成16年度	1,191,000
	3 中学校費	藤見中学校改築事業	1,499,000	平成15年度	517,000
				平成16年度	335,000
				平成17年度	647,000
	7 生涯学習費	生涯学習センター・ 新国際友好会館建設事業	2,987,000	平成15年度	985,400
				平成16年度	2,001,600

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
新潟明訓高等学校施設整備費補助金	平成16年度	358,200
新潟市障害者住宅整備資金 融資損失補償（平成15年度）	資金を貸付けた日から 約定償還期限到来後2年を経過 した日まで	約定償還期限到来後1年を経過して、なお元利金（遅延利子を含む。以下同じ。）が回収されなかった場合に当該未回収の元利金を限度として融資機関に対して損失補償する。
新潟市老人居室整備資金融資損失補償 （平成15年度）	資金を貸付けた日から 約定償還期限到来後2年を経過 した日まで	約定償還期限到来後1年を経過して、なお元利金（遅延利子を含む。以下同じ。）が回収されなかった場合に当該未回収の元利金を限度として融資機関に対して損失補償する。
（仮称）新潟福祉会精神障害者 通所授産施設・地域生活 支援センター建設資金償還金	平成16年度から 平成35年度まで	114,975
新潟市火災共済生活協同組合に 対して行う支払資金の貸付補償	平成15年度	新潟市内の火災発生に際し新潟市火災共済生活協同組合が行う火災共済事業において、同組合が保有する支払資金をもってしても共済責任を果たすことができないと認めた場合において100,000千円を限度として貸付けるものとする。
公共用地先行取得契約〔相手方 新潟 市土地開発公社〕（平成15年度）	平成16年度から 平成20年度まで	1,050,000
新潟市土地開発公社事業資金 融資債務保証	平成15年度から 平成20年度まで	新潟市土地開発公社が、平成15年度において、市長が指定する金融機関等から事業資金を借り入れる場合、総額2,000,000千円に約定利息を加えた額を限度として、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第25条の規定により、その債務を保証するものとする。

第4表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
郷土歴史博物館(仮称)建設事業費	1,353,900	普通貸借又は債券発行	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
保 育 所 建 設 事 業 費	115,800			
老人憩の家建設事業費	39,800			
水 道 事 業 出 資 金	346,000			
県営土地改良事業費負担金	144,400			
農 道 整 備 事 業 費	180,700			
農村排水等整備事業費	37,500			
漁 港 整 備 事 業 費	31,500			
道路橋梁整備事業費	829,400			
新潟空港整備事業負担金	2,400			
街 路 事 業 費	1,971,200			
公園緑地整備事業費	713,400			
都市排水応急対策事業費	102,300			
公営住宅建設事業費	209,600			
消防施設整備事業費	95,700			
小学校校舎屋体建設事業費	748,200			
小学校プール建設事業費	69,900			
小学校大規模改造事業費	950,500			
中学校屋体建設事業費	192,600			
中学校大規模改造事業費	361,100			
高等学校グラウンド整備事業費	245,100			
生涯学習センター・新国際友好会館建設事業費	804,700			
黒崎市民会館(仮称)建設事業費	149,000			
体 育 施 設 建 設 事 業 費	48,900			
減 税 補 て ん 費	1,266,000			
臨 時 財 政 対 策 費	9,772,000			

平成15年度新潟市国民健康保険事業会計予算

平成15年度新潟市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,982,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款各項に計上した負担金補助及び交付金の予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 料		12,280,672
	1 国 民 健 康 保 険 料	12,280,672
2 国 民 健 康 保 険 税		5,113
	1 国 民 健 康 保 険 税	5,113
3 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
4 国 庫 支 出 金		11,409,979
	1 国 庫 負 担 金	8,974,965
	2 国 庫 補 助 金	2,435,014
5 療 養 給 付 費 交 付 金		6,701,630
	1 療 養 給 付 費 交 付 金	6,701,630
6 県 支 出 金		170,055
	1 県 負 担 金	141,651
	2 県 補 助 金	28,404
7 共 同 事 業 交 付 金		375,660
	1 共 同 事 業 交 付 金	375,660
8 財 産 収 入		1,374
	1 財 産 運 用 収 入	1,374
9 繰 入 金		2,999,307
	1 他 会 計 繰 入 金	2,798,490
	2 基 金 繰 入 金	200,817
10 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

11 諸 収 入		38,470
	1 延滞金・加算金及び過料	20
	2 雑 入	38,450
歳 入 合 計		33,982,262

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		715,055
	1 総 務 管 理 費	711,498
	2 徴 収 費	804
	3 運 営 協 議 会 費	2,753
2 保 険 給 付 費		21,889,519
	1 療 養 諸 費	19,814,458
	2 高 額 療 養 費	1,791,109
	3 移 送 費	2
	4 出 産 育 児 諸 費	161,100
	5 葬 祭 諸 費	122,850
3 老 人 保 健 拠 出 金		8,905,808
	1 老 人 保 健 拠 出 金	8,905,808
4 介 護 納 付 金		1,825,887
	1 介 護 納 付 金	1,825,887
5 共 同 事 業 拠 出 金		566,654
	1 共 同 事 業 拠 出 金	566,654
6 保 健 事 業 費		45,345
	1 保 健 事 業 費	45,345
7 基 金 積 立 金		1,374
	1 基 金 積 立 金	1,374
8 諸 支 出 金		31,620
	1 償還金及び還付加算金	31,620
9 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		33,982,262

平成15年度新潟市下水道事業会計予算

平成15年度新潟市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,001,714千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		573,496
	1 負担金	573,496
2 使用料及び手数料		7,863,824
	1 使用料	7,863,580
	2 手数料	244
3 国庫支出金		4,525,723
	1 国庫補助金	4,525,723
4 県支出金		384,402
	1 県補助金	384,402
5 繰入金		13,773,831
	1 他会計繰入金	13,773,831
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		876,437
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 貸付金元利収入	319,000
	3 雑収入	557,436
8 市債		18,004,000
	1 市債	18,004,000
歳入合計		46,001,714

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 下 水 道 事 業 費		29,222,713
	1 管 理 費	5,972,204
	2 事 業 費	23,250,509
2 農 業 集 落 排 水 事 業 費		728,571
	1 管 理 費	16,491
	2 事 業 費	712,080
3 公 債 費		16,049,930
	1 公 債 費	16,049,930
4 予 備 費		500
	1 予 算 費	500
歳 出 合 計		46,001,714

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小 新 ポ ン プ 場 築 造 工 事	平 成 1 6 年 度	4,000,000
物 見 山 中 継 ポ ン プ 場 築 造 工 事	平 成 1 6 年 度	200,000
公 共 下 水 道 築 造 工 事	平 成 1 6 年 度	5,000,000

第3表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 建 設 費	16,874,100	普通貸借又は債券発行	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
流 域 下 水 道 建 設 費	784,000			
農 業 集 落 排 水 建 設 費	345,900			

平成15年度新潟市中央卸売市場事業会計予算

平成15年度新潟市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,340,928千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場収入		209,257
	1 使用料	209,256
	2 手数料	1
2 国庫支出金		123,263
	1 国庫補助金	123,263
3 県支出金		91,901
	1 県補助金	91,901
4 財産収入		1,668
	1 財産運用収入	1,668
5 繰入金		358,786
	1 他会計繰入金	358,786
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		76,452
	1 雑入	76,452
8 市債		479,600
	1 市債	479,600
歳入合計		1,340,928

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 央 卸 売 市 場 費		858,466
	1 市 場 費	241,932
	2 市 場 建 設 費	616,534
2 市 場 流 通 補 完 施 設 整 備 費		144,050
	1 市 場 流 通 補 完 施 設 整 備 費	144,050
3 公 債 費		338,112
	1 公 債 費	338,112
4 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		1,340,928

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 場 建 設 事 業 費	224,300	普通貸借又は債券発行	年5.0% 以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
市場流通保管施設整備費	255,300		(ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

平成15年度新潟市と畜場事業会計予算

平成15年度新潟市のと畜場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500,726千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		137,959
	1 使用料	137,959
2 繰入金		301,765
	1 他会計繰入金	301,765
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
5 市債		67,000
	1 市債	67,000
歳入合計		506,726

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 と畜場費		188,886
	1 と畜場費	188,886
2 公債費		317,740
	1 公債費	317,740
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		506,726

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
食 肉 セ ン タ ー 施 設 設 備 改 善 工 事 費	67,000	普通貸借又は債券発行	年5.0% 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合で、 政府資金及び公 営企業金融公庫 資金について利 率の見直しを行 った後において は、当該見直し 後の利率)	借入れの年から据置期間を含み 30年以内に元利均等又は元金均 等若しくは不均等の方法によ り、毎年度1期又は2期に償還 する。ただし、財政の都合によ り据置期間中であっても繰上償 還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができ る。

平成15年度新潟市土地取得事業会計予算

平成15年度新潟市の土地取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ572,570千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		3
	1 使 用 料	3
2 財 産 収 入		245,759
	1 財 産 売 払 収 入	245,758
	2 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 入 金		326,807
	1 繰 入 金	326,807
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		572,570

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		572,470
	1 公 債 費	572,470
2 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		572,570

平成15年度新潟市老人保健事業会計予算

平成15年度新潟市の老人保健事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,939,580千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 支 払 基 金 交 付 金		26,306,913
	1 支 払 基 金 交 付 金	26,306,913
2 国 庫 支 出 金		9,655,378
	1 国 庫 負 担 金	9,647,841
	2 国 庫 補 助 金	7,537
3 県 支 出 金		2,413,567
	1 県 負 担 金	2,413,567
4 繰 入 金		2,506,256
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,506,256
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		57,465
	1 延滞金・加算金及び過料	2
	2 雑 入	57,463
歳 入 合 計		40,939,580

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		99,732
	1 総 務 管 理 費	99,732
2 医 療 諸 費		40,839,348
	1 医 療 諸 費	40,839,348
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		40,939,580

平成15年度新潟市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

平成15年度新潟市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ265,419千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		60,809
	1 他 会 計 繰 入 金	60,809
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		93,973
	1 貸 付 金 元 利 収 入	93,117
	2 雑 入	856
4 市 債		110,636
	1 市 債	110,636
歳 入 合 計		265,419

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		265,419
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	265,419
歳 出 合 計		265,419

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	110,636	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2 項に定めるところによる。

平成15年度新潟市介護保険事業会計予算

平成15年度新潟市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,027,646千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		4,518,802
	1 介護保険料	4,518,802
2 国庫支出金		5,853,761
	1 国庫負担金	4,617,755
	2 国庫補助金	1,236,006
3 県支出金		2,886,446
	1 県負担金	2,886,446
4 支払基金交付金		7,388,408
	1 支払基金交付金	7,388,408
5 繰入金		3,377,704
	1 一般会計繰入金	3,377,704
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		2,524
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	2,523
歳入合計		24,027,646

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		599,748
	1 総 務 管 理 費	335,386
	2 徴 収 費	49,014
	3 介護認定調査・審査会費	215,348
2 保 険 給 付 費		23,091,573
	1 介護サービス等諸費	22,523,642
	2 支援サービス等諸費	351,177
	3 そ の 他 諸 費	35,919
	4 高額介護サービス等費	180,835
3 財政安定化基金拠出金		24,548
	1 財政安定化基金拠出金	24,548
4 基 金 積 立 金		140,021
	1 基 金 積 立 金	140,021
5 公 債 費		170,756
	1 公 債 費	170,756
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		24,027,646

平成15年度新潟市駐車場事業会計予算

平成15年度新潟市の駐車場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		149,396
	1 使用料	149,396
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		131
	1 雑入	131
歳入合計		149,528

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 駐車場費		114,266
	1 駐車場費	114,266
2 公債費		35,262
	1 公債費	35,262
歳出合計		149,528

平成15年度新潟市ガス事業清算事業会計予算

平成15年度新潟市ガス事業清算事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,848,508千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,590,114
	1 財 産 運 用 収 入	13,492
	2 財 産 売 払 収 入	1,576,622
2 諸 収 入		258,394
	1 雑 入	258,394
歳 入 合 計		1,848,508

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 ガ ス 事 業 清 算 費		1,107,074
	1 ガ ス 事 業 清 算 費	1,107,074
2 公 債 費		741,434
	1 公 債 費	741,434
歳 出 合 計		1,848,508

平成15年度新潟市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成15年度新潟市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

ア 市民病院	724床	一般病床	706床
		感染症病床	18床
イ 大山台診療所	19床	一般病床	19床

(2) 年間患者数

ア 入院患者	市民病院	240,338人	大山台診療所	5,130人
イ 外来患者	市民病院	318,468人	大山台診療所	9,375人

(3) 主要な建設改良事業

ア 市民病院建設改良事業	659,677千円
イ 市民病院器械備品購入	258,720千円
ウ 大山台診療所器械備品購入	277千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業収益	15,238,288
第1項 医 業 収 益	16,371,948
第2項 医 業 外 収 益	1,544,340
第3項 特 別 利 益	22,000
第2款 大山台診療所事業収益	208,827
第1項 医 業 収 益	108,811
第2項 医 業 外 収 益	99,715
第3項 特 別 利 益	301

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業費用	15,238,288
第1項 医 業 費 用	14,955,904
第2項 医 業 外 費 用	192,284
第3項 特 別 損 失	89,100
第4項 予 備 費	1,000
第2款 大山台診療所事業費用	208,827
第1項 医 業 費 用	199,654
第2項 医 業 外 費 用	8,572
第3項 特 別 損 失	301
第4項 予 備 費	300

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額246,799千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額776千円及び過年度損益勘定留保資金246,023千円で補てんするものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的収入	1,073,531
第1項 企 業 債	734,900
第2項 補 助 金	8,720
第3項 負 担 金 交 付 金	329,911
第2款 大山台診療所資本的収入	15,465
第1項 負 担 金 交 付 金	15,465

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的支出	1,320,330
第1項 建 設 改 良 費	918,397
第2項 企 業 債 償 還 金	401,933
第2款 大山台診療所資本的支出	15,465
第1項 建 設 改 良 費	277
第2項 企 業 債 償 還 金	15,188

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	新病院建設設計業務委託	555,000	平成14年度	50,000
				平成15年度	505,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建 設 改 良 事 業	734,900	普通貸借又は債券発行	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用、医業外費用及び特別損失に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 8,332,616千円

- (2) 交 際 費 860千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,700,000千円と定める。

平成15年度新潟市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成15年度新潟市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 191,800戸

- (2) 年間総配水量 74,408,000^m

1日平均配水量 203,300^m

- (3) 主要な建設改良事業

(仮称)信濃川浄水場建設事業 5,237,336千円

太郎代地区拡張事業 336,000千円

配水管幹線整備事業 630,000千円

配水管整備事業 459,480千円

老朽管改良事業 105,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	12,932,045
第1項 営業収益	11,989,527
第2項 営業外収益	942,516
第3項 特別利益	2

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	10,240,570
第1項 営業費用	8,889,597
第2項 営業外費用	1,329,015
第3項 特別損失	16,958
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,031,377千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額362,723千円、当年度損益勘定留保資金2,254,684千円、建設改良積立金1,011,076千円及び繰越利益剰余金処分額402,894千円で補てんするものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	5,197,639
第1項 企業債	3,935,000
第2項 国庫補助金	247,362
第3項 出資金	346,000
第4項 固定資産売却代金	10
第5項 工事負担金	7,350
第6項 消火栓設置負担金	59,494
第7項 補償金	319,477
第8項 共同施設改良負担金	1,946
第9項 投資償還金	281,000

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	9,229,016
第1項 建設改良費	8,049,532
第2項 企業債償還金	1,179,484

(継続費)

第5条 取水樋管撤去工事に係る継続費について、その総額及び年割額を次のように改める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 事業費	1 営業費用	取水樋管撤去工事	210,000	平成15年度	157,500
				平成16年度	52,500

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
配水管布設替工事	平成16年度	160,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称) 信濃川浄水場建設事業	3,935,000	証書借入又は債券発行	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,771,922千円

(2) 交 際 費 700千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち402,894千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良積立金 402,894千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、211,821千円と定める。**新潟市告示第87号**

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第88号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第89号

放置自転車等の撤去、保管について

新潟市自転車等放置防止条例第10条第2項の規定により、放置自転車等を下記のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成15年3月28日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 放 置 場 所 古町周辺

2 撤 去 台 数 自転車 53台

原動機付自転車 1台

3 撤 去 年 月 日 平成15年3月19日

4 保管返還場所 西土木事務所

5 保 管 期 間 平成15年3月29日から
平成15年9月28日まで6 返還日及び時間 平成15年4月21日から4月22日の
2日間
午前9時00分から午前12時00分
午後1時00分から午後5時00分

7 返還に必要なもの

(1) 運転免許証、健康保険証その他身分を証明できるもの

(2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者であることを証明できるもの

(3) 印鑑

(4) 撤去保管に要する費用

自転車 1,000円 原動機付自転車 1,500円

なお、この告示にかかる自転車等で、上記保管期間経過後においても利用者等の引き取りがないものは、新潟